

漁業共済組合模範共済規程例

平成14年9月30日付け14水漁第1470号農林水産事務次官依命通知	全部改正
平成18年3月15日付け17水漁第2738号	一部改正
平成21年3月26日付け20水漁第2545号	一部改正
平成21年9月16日付け21水漁第1527号	一部改正
平成24年3月29日付け23水漁第1948号	一部改正
平成27年3月31日付け26水漁第1485号	一部改正
平成28年3月30日付け27水漁第1737号	一部改正
平成28年5月18日付け28水漁第268号	一部改正
平成29年3月14日付け28水漁第1635号	一部改正
平成29年3月27日付け28水漁第1789号	一部改正
平成30年12月25日付け30水漁第1169号	一部改正
令和2年2月20日付け元水漁第1399号	一部改正
令和2年7月8日付け2水漁第200号	一部改正
令和5年3月27日付け4水漁第1752号	一部改正

目 次

第1章	総則（第1条）	3
第2章	漁獲共済（第2条－第44条）	3
第3章	養殖共済（第45条－第91条）	17
第4章	特定養殖共済（第92条－第134条）	34
第5章	漁業施設共済（第135条－第173条）	44
第6章	雑則（第174条－第175条）	53
	附則	53
	別記（第1－第6）	57
	別記様式（第1号－第4号）	98
	別表（第1－第4）	102

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、この組合が漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）に基づいて行う漁業共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 漁獲共済

(定義)

第2条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号漁業 第4条第1号に掲げる漁業をいう。
- (2) 第2号漁業 第4条第2号に掲げる漁業をいう。
- (3) 第1種共同漁業 漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第5項第1号に規定する第1種共同漁業をいう。
- (4) 被共済資格者 この組合が行う漁業共済事業の被共済者たる資格を有する者をいう。
- (5) 自営漁協 この組合の組合員であって、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第17条第1項の規定により漁業を営む漁業協同組合をいう。
- (6) 第1号漁業加入組合員 この組合の組合員の直接の構成員で、その地区内に住所を有し、かつ、法第105条第1項第1号口の都道府県知事の定める水域内において第1号漁業を営む中小漁業者（法第3条に規定する中小漁業者をいう。以下同じ。）の全員（都道府県知事が、同号口の規定により、当該中小漁業者の住所地の全てが含まれる地域を分けて2以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法につき衡平を欠かない規約を定めている場合における組合員をいう。
- (7) 第2号漁業加入組合員 この組合の組合員の直接の構成員で、法第105条第1項第2号口の都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに、その区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、その区分に係る漁業を営む中小漁業者で総トン数1トン以上の動力漁船によりその区分に係る漁業を営むもののうち、第2号漁業を営む日数が1年を通じて90日（都道府県知事がこれと異なる日数を定めているときは、その日数）を超えるものの3分の2以上の者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法につき衡平を欠かない規約を定めている場合における組合員をいう。
- (8) 第2号漁業加入団体 この組合の組合員又は組合員の直接の構成員で、法第105条第1項第2号口の都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに、その区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、その区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者の選任の手續、代表権の範囲並びに団体の意思決定に対する構成員の参加要件につき適正な規約を定めている団体をいう。
- (9) 漁協一括契約 漁獲共済に係る共済契約であって、被共済者が第2号漁業加入組合員であるものをいう。
- (10) 漁業者集団契約 漁獲共済に係る共済契約であって、被共済者が第2号漁業加入団体であるものをいう。
- (11) 個別契約 漁獲共済に係る共済契約であって、漁協一括契約及び漁業者集団契約以外のものをいう。
- (12) 約定限度内填補特約 漁協一括契約以外の場合であって、共済限度額から、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額（被共済資格者が第2号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額）を差し引いて得た額（以下「事故額」という。）について、その共済限度額の3割、2割又は1割に相当する額を限度として共済金を支払うものをいう。
- (13) 支払上限付低事故不填補特約 漁協一括契約以外の場合であって、事故額がその共済限度額の3割、2割又は1割に相当する額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに共済金を支払うこととし、その共済限度額に100分の50を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に100分の50を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額を限度として共済金を支払うものをいう。
- (14) 地震等限定填補特約 漁協一括契約以外の場合であって、^{激甚}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害の原因となった地震若しくは噴火又はこれらによる津波（以下「事故対象地震等」という。）により次に掲げる操業の制限（当該制限による漁獲金額の減少がこの組合が定める金額を超える程度のものに限り、かつ、第2

号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、引き続き15日以上のものに限る。次号及び第34条第1項第4号において同じ。)を受け、かつ、事故額がその共済限度額に100分の30を乗じて得た金額(以下この号において「基準金額」という。)を超えるときに共済金を支払うこととし、当該事故額から基準金額を差し引いて得た金額を限度として共済金を支払うものをいう。

イ 生産手段に生じた事故(漁船の損傷、行方不明、沈没その他漁船について生じた事故又は漁具の損壊、滅失、流失その他漁具について生じた事故に限る。第36条第1項第8号において同じ。)による操業の制限

ロ 漁場の被害による操業の制限

ハ その他この組合が定める操業の制限

- (15) 地震等比例填補付約定限度内填補特約 漁協一括契約以外の場合であつて、事故対象地震等により前号イからハまでに掲げる操業の制限を受け、かつ、事故額がその共済限度額に100分の30を乗じて得た金額を超えるときは、当該事故額により共済金を支払い、それ以外の場合は、当該事故額について、その共済限度額の3割、2割又は1割に相当する額を限度として共済金を支払うものをいう。
- (16) 長期継続申込特約 漁獲共済に係る共済契約の締結に際して、その共済責任期間の終了日の翌日以降3年間の各年につき(当該3年間のうちに第23条第1項第2号ただし書に定める期間(以下この章において「特例期間」という。)がある場合にあつては、1年から当該期間を除いた期間を当該3年間から除いた期間に3回)、申込書を提出することなく当該共済契約で定められた共済金の支払の方式及び契約割合が同一である申込みが申込期間内にあったものとする特約をいう。
- (17) 長期当初契約 長期継続申込特約を付した1年目(当該契約に係る共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、1回目)の契約をいう。
- (18) 長期継続契約 長期継続申込特約により申込みがあったものとされる2年目、3年目及び4年目(当該契約のいずれかに係る共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、2回目、3回目及び4回目)の契約をいう。
- (19) 非操業年 漁獲共済に係る被共済資格者(第2号漁業加入組合員にあつては、その構成員たる中小漁業者。次号及び第28号において同じ。)の営む漁業の操業が行われなかった年をいう。
- (20) 異常操業年 漁獲共済に係る被共済資格者の営む漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。
- (21) 全員非操業年 漁獲共済に係る被共済資格者が第1号漁業加入組合員である場合においてその構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体である場合においては、その構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかった年をいう。
- (22) 全員異常操業年 漁獲共済に係る被共済資格者が第1号漁業加入組合員である場合においてその構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体である場合においては、その構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。
- (23) 加入区 法第105条第1項第2号ロの都道府県知事の定める区域及び区分をいう。
- (24) 連合契約 第2号漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約のうち、加入区ごとに、当該加入区内に住所を有し、かつ、その区分に係る漁業を営む被共済資格者で、総トン数1トン以上100トン未満の動力漁船により行う漁業又は定置漁業を営み、第2号漁業の対象となる漁業を営む日数が1年を通じて90日(都道府県知事がこれと異なる日数を定めているものにあつては、その日数)を超え、かつ、都道府県知事の定める区分に係る漁業の漁獲金額が1年を通じて200万円を超えるもの(以下「特定第2号漁業者」という。)の2分の1以上の者について、同時に特定第2号漁業者、第2号漁業加入組合員又は第2号漁業加入団体から共済契約の締結の申込みがなされた場合における当該申込みに係るものをいう。
- (25) 小型定置漁業 漁業法第60条第3項に規定する定置漁業以外の定置漁業をいう。
- (26) 同位置定置漁業 定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約に係る漁業とその漁場の位置その他の基本的な操業の条件又は方法をおおむね同じくする被共済資格者(第2号漁業加入組合員にあつては、その構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体にあつては、その構成員)の営む当該漁業をいう。
- (27) 共済契約者 この組合と共済契約を締結した者をいう。
- (28) 近似被共済資格者 漁獲共済に係る共済契約において当該共済契約に係る被共済資格者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者をいう。
- (29) 大型化修正漁獲金額 第2号漁業(漁船により行うものに限る。)に属する漁業に係る漁獲共済の共済契

約に係る被共済資格者（第2号漁業加入組合員にあっては、その構成員たる中小漁業者）の営む漁業の過去一定年間の操業に使用した漁船（漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号。以下「令」という。）第9条の3第1号に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数（被共済資格者が第2号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船の合計総トン数の合計。以下同じ。）が当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船の合計総トン数を下回る場合における当該操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が第2号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下同じ。）に大型化割合（当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船（以下「大型化後漁船」という。）の合計総トン数から当該操業に使用した漁船（以下「大型化前漁船」という。）の合計総トン数を差し引いて得たトン数の大型化前漁船の合計総トン数に対する割合をいう。）の別表第1の1の左欄に掲げる区分に応じて大型化後漁船の合計総トン数の区分によりそれぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる割合を乗じて得た金額をいう。

- (30) 契約割合 漁獲共済に係る共済契約において、共済金額の共済限度額（被共済者が第2号漁業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額）に対する割合をいう。
- (31) 包括継続申込特約 第2号漁業に属する漁業であって、その漁業に係る共済事故の発生に照らして特例を定める必要がある種類のものに係る漁獲共済の共済契約の締結に際して、その共済責任期間の終了日の翌日以降、当該申込みに係る漁業の放流から採捕までに要する標準的な期間を勘案し、この組合が2年から4年の範囲内で共済契約ごとに指定する期間の各年につき、申込書を提出することなく当該共済契約で定められた共済限度額又は単位共済限度額、共済金の支払の方式及び契約割合が同一である申込みが申込期間内にあったものとする特約をいう。
- (32) 包括当初契約 包括継続申込特約を付した1年目の契約をいう。
- (33) 包括継続契約 包括継続申込特約により申込みがあったものとされる2年目以降の契約をいう。

＜作成上の注意＞

- ・ 填補特約の一部又は包括継続申込特約を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。
(漁獲共済の内容)

第3条 漁獲共済は、被共済者若しくはその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額若しくは構成員を通ずる漁獲金額の合計額が共済限度額に達しない場合又は被共済者の構成員のうちその営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

(漁獲共済の対象とする漁業及び区分)

第4条 漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行うものとし、その対象とする漁業の種類により区分する。

- (1) 第1種共同漁業であって、次に掲げる種類の漁業
- イ わかめをとる漁業
 - ロ こんぶをとる漁業
 - ハ てんぐさをとる漁業
 - ニ あわびをとる漁業
- (2) 前号に掲げる漁業以外の漁業であって、次に掲げる種類のもの（〇〇湖を除く内水面において営む漁業及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第8号及び第9号に掲げる捕鯨業を除く。）
- イ まき網を使用して営む漁業（以下「まき網漁業」という。）
 - ロ 棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業（以下「さんま棒受網漁業」という。）
 - ハ 敷網を使用してさんま以外をとることを目的とする漁業（以下「一般敷網漁業」という。）
 - ニ 船びき網を使用して営む漁業（以下「船びき網漁業」という。）
 - ホ 桁網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業（以下「ほたて貝桁網漁業」という。）
 - ヘ 底びき網を使用して営む漁業であって、桁網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業以外のもの（以下「一般底びき網漁業」という。）
 - ト 流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業であって、操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道松山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）以外の海域であるもの（以下「太平洋さけます流し網漁業」という。）
 - チ 刺し網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業（以下「すけとうだら刺し網漁業」とい

- う。)
- リ 刺し網を使用してすけとうだら以外をとることを目的とする漁業（太平洋さけます流し網漁業を除く。以下「一般刺し網漁業」という。）
- ヌ はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業（以下「すけとうだらはえ縄漁業」という。）
- ル はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業（以下「ふぐあまだいはえ縄漁業」という。）
- ヲ 釣りによっていかをとることを目的とする漁業（以下「いか釣り漁業」という。）
- ワ 浮きはえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき、又はさめをとることを目的とする漁業（以下「かつおまぐろ等漁業」という。）
- カ はえ縄を使用して又は釣りによって、すけとうだら、ふぐ、あまだい、いか、かつお、まぐろ、かじき及びさめ以外をとることを目的とする漁業（以下「一般釣り漁業」という。）
- ヨ 籠を使用してかにをとることを目的とする漁業（以下「かに籠漁業」という。）
- タ 小型定置漁業
- レ 漁業法第60条第3項に規定する定置漁業であって、さけをとることを目的とするもの（以下「さけ大型定置漁業」という。）
- ソ 漁業法第60条第3項に規定する定置漁業であって、さけ以外をとることを目的とするもの（以下「一般大型定置漁業」という。）
- ツ イからソまでに掲げる漁業以外の漁業（以下「その他の漁業」という。）
- ネ 10トン未満の漁船によりイからヨまで及びツに掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業（以下「小型合併漁業」という。）

＜作成上の注意＞

- ・各組合が行う漁獲共済の対象とする漁業のみを記入すること。
- ・第2号の〇〇湖には、サロマ湖、能取湖、厚岸湖、風蓮湖、網走湖、十三湖、小川原湖、加茂湖又は浜名湖を組合の区域に含む場合に限り、当該湖名を記入すること。

（共済契約の成立）

第5条 漁獲共済に係る共済契約は、前条に規定する漁業の種類ごとに、共済契約をこの組合との間に締結することができる者からの第9条の規定による申込みをこの組合が承諾することによって成立する。

（被共済資格者）

第6条 漁獲共済の被共済資格者は、漁獲共済の対象とする漁業の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

（1）第1号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

- イ 当該種類に係る漁業を営む自営漁協
- ロ 第1号漁業加入組合員

（2）第2号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

- イ 当該種類に係る漁業を営む自営漁協又はこの組合の組合員の直接の構成員たる中小漁業者
- ロ 第2号漁業加入組合員
- ハ 第2号漁業加入団体

2 漁獲共済に係る共済契約の成立によって被共済者となった者は、被共済資格者でなくなった場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

（共済契約者に関する制限）

第7条 漁獲共済に係る共済契約をこの組合との間に締結することができる者は、漁獲共済の対象とする漁業の種類ごとに、当該種類に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によって被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第8条 一の漁業単位につき漁獲共済に係る共済契約が締結されている場合には、被共済資格者は、その漁業単位については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする他の漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

（共済契約の締結の申込み）

第9条 この組合への漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みは、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の5日前までに、第4条に規定する漁業の種類ごとに、別記様式第1号による申込書をこの組合に提出してしな

ければならない。

2 前項の申込みに係る共済契約には、次に掲げる特約を付すことができる。ただし、第1号についてはイからニまで又はホ及びへ、第2号についてはイ及びロの特約は、重ねてすることができない。

(1) 個別契約又は漁業者集団契約の場合

- イ 約定限度内填補特約
- ロ 支払上限付低事故不填補特約
- ハ 地震等限定填補特約
- ニ 地震等比例填補付約定限度内填補特約
- ホ 長期継続申込特約
- へ 包括継続申込特約

(2) 漁協一括契約の場合

- イ 長期継続申込特約
- ロ 包括継続申込特約

3 前項に掲げる長期継続申込特約は、長期当初契約の共済契約者が長期継続申込特約につき解除する旨の申出をこの組合に対し行ったとき、又は長期継続契約が成立しなかったとき、その効力を失ったとき、若しくは解除されたとき（第41条第4項に該当する場合を除く。）は、その効力を失う。

4 第2項に掲げる包括継続申込特約は、包括継続契約が成立しなかったとき、その効力を失ったとき、又は解除されたとき（当該解除が第41条第4項に該当するものであるときを除く。）は、その効力を失う。

<作成上の注意>

・填補特約の一部又は包括継続申込特約を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（共済契約の引受け）

第10条 この組合は、前条の申込みがあった場合には、同条の申込みの内容を審査し、この組合が別に定める漁獲共済引受基準に基づき、当該申込みに係る共済契約の引受けを決定するものとする。

（申込証拠金）

第11条 この組合は、第2号漁業に係る漁獲共済の共済契約のうち連合契約については、この組合が必要と認めるときは、第9条の規定による申込みの際し、その申込みをする者に、当該共済契約が成立した場合においてその者が第14条第1項及び第2項の規定によりこの組合に支払うべき金額の見込額に相当する金額の申込証拠金を提供させることができる。

（共済契約の締結に関する制限）

第12条 この組合は、第9条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、当該共済契約について、次に掲げる事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むものとする。

(1) これを締結するとすれば、その共済契約に係る漁業につき共済事故の発生する見込みが確実であること。

(2) 第44条の規定による組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められること。

(3) 第1号漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあっては、次に掲げる場合に該当すること。

イ 被共済資格者が自営漁協である場合には、当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の2月前の日。以下この条において同じ。）前5年間のうちにその営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年である年が3年以上あるとき。

ロ 被共済資格者が第1号漁業加入組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間のうちにその構成員たる中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年である年が3年以上あるとき。

(4) 第2号漁業のうち釣りによってぶりをとることを目的とする飼付漁業（以下「ぶり飼付漁業」という。）及び定置漁業以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあっては、次に掲げる場合に該当すること。

イ 被共済資格者が自営漁協又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間とも当該被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年であるとき。

ロ 被共済資格者が第2号漁業加入団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間とも構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年であるとき。

(5) 第2号漁業のうちぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあっては、次に掲げる場合に該当すること。

イ 被共済資格者が自営漁協又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者である場合には、当該共済責任期間

の開始日前5年間のうち当該被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年である年が2年以上あるとき。

ロ 被共済資格者が第2号漁業加入団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年である年が2年以上あるとき。

(6) 定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日前5年間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われた年（被共済資格者が第2号漁業加入団体である場合には、その構成員のいずれかが同位置定置漁業の操業を行った年）がないとき。

(7) 漁協一括契約にあっては、第2号漁業加入組合員の構成員たる中小漁業者のうちに、当該共済責任期間中において当該漁業の操業を行わない者又は第3号を除く各号のいずれかに該当する者が含まれているとき。

2 包括継続契約については、前項第1号の規定は適用しない。

3 この組合は、第9条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、被共済資格者がこの規程に定める義務を怠るおそれがあることその他正当な事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むことができる。

<作成上の注意>

・ぶり飼付漁業又は包括継続申込特約に係る漁獲共済を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(申込証拠金の返還)

第13条 この組合は、第11条の規定により提供させた申込証拠金に係る共済契約の締結を拒んだときは、遅滞なく、当該申込証拠金を返還するものとする。

(共済掛金の支払)

第14条 漁獲共済に係る共済契約者は、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までに、この組合に共済掛金の全額（第17条の規定により分割支払をする場合にあっては、その第1回の支払金額）を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の5日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、その概算金額（同条の規定により分割支払をする場合にあっては、その第1回の支払金額）により、これを支払わなければならない。

2 前項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を差し引いて得た金額によってすれば足りる。

3 第1項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失う。

(共済掛金の金額)

第15条 漁獲共済に係る共済掛金の金額は、共済契約ごとに、共済金額に別記第1に規定する純共済掛金率及び附加共済掛金率をそれぞれ乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の附加共済掛金率は、特別の事由があると認める場合において、理事会の議決を経て、別記第1に規定する率を上回らない範囲内で変更したときは、その率とする。

3 第1項の共済金額に附加共済掛金率（前項の規定により変更された場合を含む。）を乗じて得た金額は、当該金額（地震等限定填補特約を付した契約に係るものを除く。）が200円未満の場合にあっては200円、当該金額（地震等限定填補特約を付した契約に係るものに限る。）が100円未満の場合にあっては100円とする。

<作成上の注意>

・附加共済掛金率につき、特別な事由を認める必要のない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(共済掛金の概算金額)

第16条 第14条第1項後段の概算金額は、当該被共済者の営む当該漁業又は近似被共済資格者の営む当該漁業の操業に関する過去における実績を基礎として当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の2月前の日）前1年間の当該漁業の操業に係る漁獲金額の見込額を定め、当該見込額を当該漁獲金額とみなしてこの規程に基づく共済掛金の金額の算定の例により算出した金額とする。

(共済掛金の分割支払)

第17条 漁獲共済に係る共済掛金は、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額（第14条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合は、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。））が〇〇円（特別の事由があるときは、この組合が定める金額）以上である場合には、分割して支払うことができる。

- 2 前項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第1回の支払金額は、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の金額の8分の1以上とする。ただし、第14条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合には、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の8分の1以上とする。
- 3 共済契約者は、第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合には、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額からその第1回の支払金額を差し引いて得た金額をこの組合が定める方法により当該共済契約に係る共済責任期間の3分の2を経過する日までの範囲内においてこの組合が指定した日（特別の事由があるときは、この組合が定める方法によりこの組合が指定した日）までに支払わなければならない。この場合において、この組合は、特別の事由があるときを除き、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日からこの組合が指定した日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した利子（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

＜作成上の注意＞

- ・ 共済掛金の分割支払につき、特別な事由等を認める必要のない組合又は利子を徴収しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（申込証拠金の共済掛金への充当等）

第18条 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が、当該共済契約に係る共済契約者が第14条第1項の規定によりこの組合に支払うべき金額（以下この条において「支払共済掛金の金額」という。）に不足しないときは、当該申込証拠金は、当該共済契約が成立した時に当該支払共済掛金の金額に充当する。この場合において、当該申込証拠金の金額が当該支払共済掛金の金額を超えるときは、この組合は、遅滞なく、その超える部分の金額を返還するものとする。

- 2 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が支払共済掛金の金額に不足するときは、この組合は、遅滞なく、その不足する部分の金額を当該共済契約に係る共済契約者に通知するものとする。この場合において、当該共済契約者からその不足する部分の金額の支払があったときは、当該申込証拠金は、その時に支払共済掛金の金額に充当する。

（概算払に係る共済掛金の精算）

第19条 第14条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払った場合（第17条第1項の規定により分割支払をした場合を除く。）において、当該共済契約に係る共済掛金の金額を確定することができるようになったときは、この組合は、遅滞なく、精算を行うものとし、概算金額が当該共済掛金の金額を超えるときはその超える部分の金額を返還し、概算金額が当該共済掛金の金額に不足するときはその不足部分の金額及びその支払期限を当該共済契約者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた共済契約者は、その通知に係る金額を、その支払期限までに、この組合に支払わなければならない。

（延滞金）

第20条 この組合は、共済契約者が第17条第3項又は前条第2項の規定により支払うべき金額をその支払期限までに支払わない場合には、当該支払期限の日の翌日からその支払を終了する日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

（共済掛金の相殺の禁止）

第21条 共済契約者は、この組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

（共済証書の交付）

第22条 この組合は、共済契約者から請求があったときは、その者に共済証書を交付するものとする。

（共済責任期間）

第23条 漁獲共済の共済責任期間は、次に掲げるとおりとする。

（1）周年操業をする漁業以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあっては、当該漁業の漁業時期の開始する日以前のこの組合が指定する日から当該漁業の漁業時期の終了する日以後のこの組合が指定する日までの期間とする。

（2）周年操業をする漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあっては、この組合が指定する日から1年間とする。ただし、都道府県知事が法第105条第1項第1号ロの規定により定める一定の水域若しくは区域又は加入区において同一の種類の漁業に係る漁獲共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該漁業に係る漁獲

共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合（包括継続申込特約をしていない場合に限る。）であって、当該変更をする日の1年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間を当該漁業に係る漁獲共済の共済責任期間とするときは、この組合が指定する日からこの組合が指定する日までの期間とする。

- この組合は、前項の規定により共済責任期間の開始日を指定したときは、遅滞なく、この組合の掲示場に掲示し、かつ、当該指定に係る被共済資格者（第2号漁業加入組合員にあっては、その構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体にあっては、その構成員）を直接の構成員とするこの組合の組合員（当該被共済資格者が自営漁協であるときは、当該自営漁協）に書面をもって通知するものとする。

（共済金額）

第24条 漁獲共済の共済金額は、共済限度額（被共済者が第2号漁業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額。以下この条において同じ。）を超えない範囲内において、共済契約で定める金額とする。

- 長期継続契約の共済金額は、共済限度額に当該長期継続契約に係る長期当初契約の契約割合を乗じて得た金額とする。ただし、次に掲げる事由があるときは、長期当初契約の契約割合以外の割合によってすることができるものとする。

（1）第5項において定める契約割合が引き上げられた場合

（2）別記第1の純共済掛金率、別表第1の1の大型化修正割合又は別表第1の2の限度額率若しくは金額修正係数が引き上げられたことにより共済契約者の負担すべき共済掛金の金額が引上げ前に比べ増大する場合

- 前項の長期当初契約の契約割合以外の割合は、次のとおりとする。

（1）前項第1号に掲げる事由のみに該当する場合

第5項において定める共済限度額に乘すべき割合に相当する割合

（2）前号に該当する場合以外の場合

次の全てに該当する範囲

イ 当該長期継続契約の契約割合に、当該長期継続契約に係る純共済掛金に対する前項第2号に掲げる事由がない場合の当該長期継続契約に係る純共済掛金の割合を乗じ、これに更に100分の100を乗じて得た割合を下らない範囲

ロ 当該長期継続契約の契約割合（当該割合がハの割合を下る場合は、ハの割合）を超えない範囲

ハ 第5項において定める共済限度額に乘すべき割合を下らない範囲

- 長期継続契約の1年目及び2年目（当該長期継続契約のいずれかに係る共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあっては、1回目及び2回目）の契約割合は、前項の規定によるほか、被共済者が自己の責めに帰する事由がなくて、当該長期継続契約の直前の共済契約（以下この章において「直前契約」という。）の共済責任期間においてこの組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が当該共済契約に係る純共済掛金に相当する部分の金額に満たない額であるときは、長期継続申込特約にかかわらず、直前契約の契約割合に100分の20を超えない割合を加えて得た割合に引き上げることができるものとし、その場合の共済金額は共済限度額に引上げ後の契約割合を乗じて得た金額とする。

- 第1号漁業に係る漁獲共済の共済金額は、共済限度額に100分の40を乗じて得た金額を下って定めることができない。

＜作成上の注意＞

・ 填補特約の一部を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（共済限度額等）

第25条 共済限度額は、共済契約ごとに、基準漁獲金額に別表第1の2の中欄に掲げる限度額率（包括継続申込特約に係るものにあつては、別表第1の2の中欄に掲げる限度額率から5%を差し引いて得た率）を乗じて得た金額とする。

- 前条第1項の単位共済限度額は、第2号漁業加入組合員の構成員である中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

- 長期継続契約の共済限度額又は単位共済限度額は、前2項の規定により算出される金額が当該長期継続契約の直前契約の共済限度額又は単位共済限度額（はたて貝桁網漁業に係る長期継続契約にあっては別表第1の3の備考のイの算式によって、定置漁業以外の漁業であつて直前契約に係る漁獲金額の増加が使用する漁船の増トンによると認められる場合の長期継続契約にあっては同表の備考のロの算式によって、それぞれ算出した額）（当該直前契約に係る共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合に

あつては共済契約者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日の2月前の日前5年間に於ける令第11条に規定する期間の操業に係る月ごとの漁獲金額を勘案して当該共済責任期間を1年間とした場合における共済限度額又は単位共済限度額に相当する額、当該継続契約に係る共済責任期間を同号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては共済契約者の営む当該漁業の当該直前契約に係る共済責任期間の開始日の2月前の日前5年間に於ける同条に規定する期間の操業に係る月ごとの漁獲金額を勘案して当該直前契約に係る共済責任期間を特例期間とした場合における共済限度額又は単位共済限度額に相当する額)に同表に掲げる上限割合を乗じて得た上限金額を超え又は同表に掲げる下限割合を乗じて得た下限金額を下回る場合は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該上限金額又は当該下限金額とする。

- 4 長期継続契約の基準漁獲金額が漁業事情を勘案して次条第1項の基準とする金額と異なる金額に定められた場合における当該長期継続契約の下限金額は、前項の規定にかかわらず、その下限割合を0.3として前項の下限金額の算定の例により算定するものとする。

＜作成上の注意＞

- ・包括継続申込特約を実施しない組合又はほたて貝桁網漁業に係る漁獲共済を実施しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

(基準漁獲金額)

第26条 基準漁獲金額は、共済契約ごとに、次に掲げる金額を基礎とし、別表第1の2の右欄に掲げる金額修正係数を乗じて得た金額を基準とし、この組合が別に定める漁獲共済引受基準により、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、近似被共済資格者の営む当該漁業の過去5年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して定めるものとする。

(1) 第1号漁業

共済契約ごとに共済責任期間の開始日(周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の2月前の日。以下この条において同じ。)前5年間の操業に係る年ごとの漁獲金額(被共済資格者が第1号漁業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。)のうち最高のもの及び最低のものを除く3年間の漁獲金額(非操業年若しくは異常操業年又は全員非操業年若しくは全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額)を総和平均して得た金額

(2) 第2号漁業

イ 共済契約ごとに共済責任期間の開始日前5年間の操業に係る年ごとの漁獲金額(被共済資格者が第2号漁業加入団体のときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額とし、かつ、その合計総トン数(被共済資格者が第2号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船の合計総トン数の合計。以下この号において同じ。)が当該共済契約に係る当該漁船の合計総トン数を下回る漁船を使用して操業した年にあつては、大型化修正漁獲金額。以下この号において同じ。)のうち最高のもの及び最低のものを除く3年間の漁獲金額(非操業年若しくは異常操業年又は全員非操業年若しくは全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額)を総和平均して得た金額

ロ ぶり飼付漁業にあつては、イの規定にかかわらず、共済契約ごとに、共済責任期間の開始日前5年間の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のもの及び最低のものを除く3年間の漁獲金額(非操業年若しくは異常操業年又は全員非操業年若しくは全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のものを除く漁獲金額)を総和平均して得た金額

ハ 定置漁業にあつては、イの規定にかかわらず、共済契約ごとに、共済責任期間の開始日前5年間の当該被共済資格者の営む同位置定置漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額(被共済資格者が第2号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該同位置定置漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。)のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの(当該期間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかった年があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額)を総和平均して得た金額

- 2 前項の規定により算出された金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 包括継続契約に係るものについては、第1項の規定は適用しない。

＜作成上の注意＞

- ・包括継続申込特約を実施しない組合又はぶり飼付漁業に係る漁獲共済を実施しない組合にあつては、所要の

手直しを加えること。

(通常行うべき管理等の義務)

第27条 漁獲共済に係る被共済者(第1号漁業加入組員及び第2号漁業加入組員にあってはその構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体にあってはその構成員を含む。次条において同じ。)は、当該共済契約に係る漁業の漁獲物について、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ってはならない。

2 漁獲共済に係る被共済者(第1号漁業加入組員及び第2号漁業加入組員にあってはその構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体にあってはその構成員)は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業につき、通常の操業を行える場合において、通常の中小漁業者の行う漁獲努力を怠ってはならない。

3 第1号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあっては、被共済者(第1号漁業加入組員にあっては、その構成員たる中小漁業者を含む。以下この項において同じ。)は当該共済契約に係る漁業の目的とする水産動植物の成育を阻害する物の除去その他当該水産動植物の成育する漁場の管理で当該被共済者が通常行うべきものを怠ってはならない。

(損害防止等の処置の指示)

第28条 この組合は、漁獲共済に係る被共済者に対し、当該共済契約に係る漁業の漁獲物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、その指示に基づき処置をしたため当該被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額は、この組合の負担とする。

(被共済者の遵守すべき事項)

第29条 被共済者は、帳簿を備えて、当該共済契約に係る漁業につき、次に掲げる事項を記入しておかなければならない。ただし、当該被共済者(第1号漁業加入組員及び第2号漁業加入組員にあってはその構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体にあってはその構成員を含む。以下この条において同じ。)が、当該共済契約に係る漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲物(当該被共済者が加工する当該漁獲物の加工品を含む。以下この項において同じ。)をこの組合の組員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又はこの組合が指定するものに販売し、又は販売を委託する場合にあっては、第1号に掲げる事項について、この組合の組員たる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該被共済者の出港、寄港又は帰港の状況を把握している場合にあっては、第4号に掲げる事項について、記入を省略することができる。

(1) 漁獲物の販売日ごとの販売市場(又は販売先)別及び種類別の販売数量及び販売金額

(2) 販売以外の方法により処分した漁獲物(通常処分量を超える処分に係る漁獲物に限る。)の処分の日ごとの種類別処分数量及び処分方法

(3) 前号に掲げる事項のほか、販売できなくなった漁獲物の販売できなくなった日ごとの種類別数量及びその理由

(4) 第2号漁業に属する漁業のうち漁船により行うものにおいては、共済責任期間中において当該漁船が出港し、寄港し、又は帰港した日及びその港の名称

2 被共済者は、その共済契約に係る漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲物について、販売市場(又は販売先)別の販売金額、前項第2号に規定する種類別処分数量及び同項第3号に規定する種類別数量を取りまとめおき、共済責任期間が終了した後(この組合が報告を求めたときは、その都度)、遅滞なく通知しなければならない。

3 被共済者は、この組合が共済事故による損失を適正に認定するため特に必要があると認めて当該共済契約に係る漁業についての操業の状況又は漁獲物の販売、保管等の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、その求められた事項に関しこの組合に通知しなければならない。

(申込書記載事項の変更の通知)

第30条 被共済者は、第41条第2項の規定により通知をすべき事項を除き、第9条の申込書に記載した事項のうち、漁船の規模の変更については遅滞なく、その他の事項に変更があったときはその変更があった日から1月以内に、その内容をこの組合に通知しなければならない。

(漁業者集団契約及び個別契約の共済金)

第31条 漁獲共済(次条に掲げるものを除く。)の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額(被共済者が第1号漁業加入組員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とし、被共済資格者が第2号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の

合計額とする。以下この条において同じ。)がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

(1) 第1号漁業の場合

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{漁獲金額}) \times 0.7 \times \text{契約割合}$$

(2) 第2号漁業の場合

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{漁獲金額}) \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

(漁協一括契約の共済金)

第32条 第2号漁業に属する漁業に係る漁獲共済であつて、被共済者が第2号漁業加入組員である共済契約に係るものの共済金は、共済契約ごとに、その構成員たる中小漁業者のうちその営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合に支払うものとし、共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

$$\text{共済金} = \left[\begin{array}{l} \text{構成員である中小漁業者} \\ \text{ごとに算定される事故額} \\ \text{の合計額} \end{array} \right] \times \text{金額通減割合} \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

2 前項の「金額通減割合」とは、第2号漁業加入組員の構成員である中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて別表第1の4で定める割合をいう。

第33条 削除

(共済金の支払に関する特約)

第34条 漁獲共済の共済金の支払に関し次に掲げる特約がある共済契約に係るものの共済金は、第31条及び第32条の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、共済金の金額は、特約ごとに定められた算式により算出して得た金額とする。

(1) 約定限度内填補特約に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

イ 事故額について共済限度額の3割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

(イ) 事故額が共済限度額に対して3割以下の場合

$$\text{共済金} = \text{事故額} \times 0.8 \left[\begin{array}{l} \text{第1号漁業については、} \\ \text{0.7。以下この条にお} \\ \text{いて同じ。} \end{array} \right] \times \text{契約割合}$$

(ロ) 事故額が共済限度額に対して3割を超える場合

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} \times 0.3) \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

ロ 事故額について共済限度額の2割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

上記イの規定中、「3割」を「2割」に、「0.3」を「0.2」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

ハ 事故額について共済限度額の1割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

上記イの規定中、「3割」を「1割」に、「0.3」を「0.1」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

(2) 支払上限付低事故不填補特約に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

イ 事故額が共済限度額の3割に相当する額(以下イにおいて「基準金額」という。)を超えた部分につき、共済限度額の5割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

(イ) 事故額が共済限度額に対して3割を超え5割以下の場合

$$\text{共済金} = (\text{事故額} - \text{基準金額}) \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

(ロ) 事故額が共済限度額に対して5割を超える場合

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} \times 0.2) \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

ロ 事故額が共済限度額の2割に相当する額(以下ロにおいて「基準金額」という。)を超えた部分につき共済限度額の5割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

上記イの規定中、「3割」を「2割」に、「0.2」を「0.3」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

ハ 事故額が共済限度額の1割に相当する額(以下ハにおいて「基準金額」という。)を超えた部分につき共済限度額の5割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

上記イの規定中、「3割」を「1割」に、「0.2」を「0.4」にそれぞれ読み替えて算定して得た

額

(3) 地震等限定填補特約に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

$$\text{共済金} = (\text{事故額} - (\text{共済限度額} \times 0.3)) \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

(4) 地震等比例填補付約定限度内填補特約に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

イ 事故対象地震等により第2条第14号イからハマまでに掲げる操業の制限を受け、かつ、事故額が共済限度額に対して3割を超える場合

$$\text{共済金} = \text{事故額} \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

ロ イ以外の場合

約定限度内填補割合の選択に応じて読み替えて適用する第1号イの算式により算出して得た金額

<作成上の注意>

・填補特約の一部を実施しない組合にあっては、所要の見直しを加えること。

(共済金の仮渡し)

第35条 この組合は、漁獲共済につき損失の発生が確実であると認められるときは、共済金の見込額の3分の2に相当する金額の範囲内において、共済金の仮渡しをすることができる。

<作成上の注意>

・3分の2と異なる割合を定める組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(免責事由)

第36条 次に掲げる場合には、この組合は、漁獲共済の共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

(1) 共済契約者が、悪意又は重大な過失によって第9条の申込書に不実の記載をしたとき。

(2) 共済契約者が、正当な理由がないのに、第14条第1項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払った場合におけるその精算金の支払又は第17条第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第2回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。

(3) 被共済者（第1号漁業加入組合員及び第2号漁業加入組合員にあってはその構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体にあってはその構成員を含む。次号及び第5号において同じ。）が、第27条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠ったとき。

(4) 被共済者が、第28条前段の規定による指示に従わなかったとき。

(5) 被共済者が、第29条第1項の規定により帳簿を備えて当該共済契約に係る漁業につき、必要な記入をすべき場合において、その記入を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の記入をし、又は同条第2項若しくは第3項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(6) 第2号漁業に属する漁業のうち漁船により行うものに係る漁獲共済にあっては、被共済者が、漁船の規模を変更したため第30条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(7) 被共済者が、第41条第2項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(8) 共済契約に係る漁業につき第41条第1項に規定する変更による危険の著しい変更又は増加があった場合以外の場合であって、被共済者（第1号漁業加入組合員又は第2号漁業加入組合員にあってはその構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体にあってはその構成員）が、以下に掲げる場合に該当するとき。

イ 気象上の原因、地震若しくは噴火による災害（以下「天災」という。）又は著しい不漁（有害生物の回遊による漁獲妨害を含み、魚価の下落を除く。）により、この組合が定める日数（15日以上の日数で、操業することができない期間として相当と認めた日数をいう。以下同じ。）以上操業することができなかったとき。

ロ 天災により漁船又は定置漁具に事故が生じたことにより、6ヶ月の範囲内でこの組合が定める日数以上操業することができなかったとき。

ハ 第三者の行為によって生産手段に生じた事故により、この組合が定める日数以上操業することができなかったとき。

ニ 生産手段に生じた事故（第三者の行為によるものは除く。）又は天災以外の事象により、通じて15日以上（共済契約に係る漁業に従事中に生じた被共済者又は乗組員の怪我によるもの）にあっては30日以

上) 操業することができなかつたとき。

- 2 この組合は、前項の規定により共済金の金額の全部又は一部につき支払の責めを免れる場合には、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。ただし、この組合が別に定める基準による場合には、この限りでない。
- 3 この組合が第1項の規定により支払の責めを免れることができる金額は、農林水産大臣が法第93条第2項の規定に基づいて準則を定めている場合には、その準則により定めるものとする。

第37条 この組合は、漁獲共済の共済金の金額が1万円に達しないときは、その支払の責めを負わないものとする。この場合には、その旨を被共済者に通知するものとする。

(長期継続申込特約に係る共済掛金の一部払戻し)

第38条 この組合は、長期継続申込特約が付された場合であつて、被共済者の責めに帰する事由がなく、当該長期当初契約及び長期継続契約のいずれの共済責任期間においてもこの組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が当該長期当初契約及び長期継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の100分の10に満たない額(漁協一括契約であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額に満たない額。以下この条において「少額共済金」という。)であるときは、当該被共済者の請求により、当該特約に係る4年目(当該長期当初契約又は長期継続契約のいずれかに係る共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、4回目)の長期継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分(当該部分が当該長期当初契約及び全ての長期継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分の金額の合計額の4分の1を超えるとときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該長期当初契約又は長期継続契約について既に支払われた少額共済金があるときは、当該少額共済金を超える部分とする。)の金額を払い戻すものとする。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第39条 被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割(当該共済契約に係る漁業の経営の全部を承継させるものに限る。次条第2項において同じ。)をした場合には、その包括承継人は、当該死亡、合併による解散又は分割の日から15日以内にこの組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、書面(その作成に代えて電磁的記録(法第35条第4項に規定する電磁的記録をいう。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)によりその譲渡しに関する契約の内容を明らかにして、当該共済契約に係る漁業の経営の全部を一体として譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

- 2 この組合は、前項の申出があつた場合において、正当な事由があるときは、同項の承諾を拒むことができる。(死亡、解散等の場合の共済契約の失効)

第40条 前条第1項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかつたとき、同項に規定する場合以外の場合であつて、当該共済契約に係る漁業の経営の一部を承継させる分割があつたとき、若しくは当該共済契約に係る漁業の経営の全部若しくは一部の譲渡があつたとき、又は当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは、当該共済契約は、当該承継又は廃止の時にその効力を失う。

- 2 この組合は、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合において前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは当該共済契約に係る共済契約者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち純共済掛金に相当する部分を払い戻すものとする。ただし、当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額(被共済者が第1号漁業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とし、被共済者が第2号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。)がその共済限度額に100分の90を乗じて得た金額を超えているとき(被共済者が第2号漁業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額のいずれもがその単位共済限度額に100分の90を乗じて得た金額を超えているとき)は、この限りでない。

(共済契約の解除)

第41条 この組合は、漁獲共済の共済契約に係る漁業につき、漁場の位置及び区域その他の漁場の条件、漁船

の規模、性能及び装備、漁具の規模及び性能、漁業従事者（第1号漁業加入組員にあっては、その構成員たる中小漁業者）の数、操業を指揮する者、漁業時期、漁法並びに操業の制限の変更（気象上又は海象上の原因（地震及び噴火を含む。）による漁場の条件の変更及び漁業時期の開始する日（周年操業をする漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日）以前の漁船（附属漁船を除く。以下この項において同じ。）の規模の変更（変更後の漁船の規模が当該共済契約に係る当該共済責任期間の開始日前5年間の当該漁業に使用した漁船のうち最も規模の大きいものを下回らない場合に限る。）を除く。）で通常、漁獲金額の減少をもたらすものであったことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。

- 2 被共済者は、当該共済契約に係る漁業につき、前項に規定する基本的な操業の条件の変更があったときは、遅滞なく、これをこの組合に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定による共済契約の解除は、この組合が前項の規定による通知を受け又は第1項に規定する基本的な操業の条件の変更があったことを知った日から30日を経過したときは、することができない。
- 4 この組合は、第1項の規定により共済契約を解除した場合において、当該基本的な操業の条件の変更が当該被共済者（第1号漁業加入組員又は第2号漁業加入組員にあってはその構成員たる中小漁業者、第2号漁業加入団体にあってはその構成員を含む。以下この項において同じ。）の責めに帰することができない事由によるときは、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち純共済掛金に相当する部分を払い戻すものとする。
（解散による共済契約の失効）

第42条 この組合が解散したときは、合併の場合を除いては、漁獲共済に係る共済契約は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは、この組合は、第40条第2項のただし書に該当する場合を除き、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち純共済掛金に相当する部分を払い戻すものとする。

（共済契約の無効の効果）

第43条 この組合は、共済契約の全部又は一部が無効である場合において、当該被共済者の詐欺又は強迫を理由として共済契約に係る意思表示を取り消した場合を除いて、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部を返還するものとする。

（消滅時効）

第43条の2 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受けるとする権利は、これを行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（漁獲金額の認定）

第44条 第26条、第31条、第32条及び第34条の漁獲金額は、この組合が認定する金額によるものとする。

- 2 この組合は、前項の認定をするには、当該漁業の操業に係る漁獲物の販売金額の合計額を基準とし、当該漁獲物の販売方法及び販売場所その他の販売事情を勘案して算定した金額に、次の各号に掲げる金額を加えて得た金額により行うものとする。

（1）当該漁業の操業に係る漁獲物で陸揚げ（蓄養いけすへの移替えその他陸揚げに準ずるものを含む。次号及び第3号において同じ。）前に暴風雨その他やむを得ない事由により滅失し、流失し、逃亡し、若しくは腐敗し、若しくは廃棄され、又は損傷し、若しくは鮮度が低下したことによる損害に対し支払われた又は支払われるべき保険金その他の給付金

（2）当該漁業の操業に係る漁獲物で陸揚げ前に前号に規定する事由以外の事由により又は陸揚げ後に、滅失し、流失し、逃亡し、若しくは腐敗し、又は廃棄されたもの及び陸揚げされたが販売されなかったもの（現物給与、贈与及び家事消費に係るものにあつては、通常量をを超えるものに限る。）の時価（当該漁獲物が販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。）による評価額

（3）当該漁業の操業に係る漁獲物で陸揚げ前に第1号に規定する事由以外の事由により又は陸揚げ後に、損傷し、又は鮮度が低下したものの時価（当該漁獲物が損傷せず、又はその鮮度が低下しないで販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。）による評価額から当該漁獲物の販売金額を差し引いて得た額

（4）当該漁業の操業に係る漁獲物の数量が通常の当該漁業の操業に係る漁獲物の数量より減少したことによる損失に対し支払われた又は支払われるべき賠償金

- 3 この組合は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は市場において卸売の業務を行う者に対し、第1項の認定のため必要と認められる資料の提供その他必要な協力を求めるものとする。

第3章 養殖共済

(定義)

第45条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被共済資格者 この組合が行う漁業共済事業の被共済者たる資格を有する者をいう。
- (2) 共済契約者 この組合と共済契約を締結した者をいう。
- (3) 契約割合 養殖共済に係る共済契約において、共済金額の共済価額に対する割合をいう。
- (4) 養殖水産動植物 養殖中の水産動植物をいう。
- (5) 養殖施設 水産動植物の養殖の用に供する施設をいう。
- (6) かき養殖業 第47条第1項第1号に掲げる養殖業をいう。
- (7) 1年貝真珠養殖業 第47条第1項第2号に掲げる養殖業をいう。
- (8) 2年貝真珠養殖業 第47条第1項第3号に掲げる養殖業をいう。
- (9) 小割り式1年魚はまち養殖業 第47条第1項第4号に掲げる養殖業をいう。
- (10) 小割り式2年魚はまち養殖業 第47条第1項第5号に掲げる養殖業をいう。
- (11) 小割り式3年魚はまち養殖業 第47条第1項第6号に掲げる養殖業をいう。
- (12) 小割り式1年魚たい養殖業 第47条第1項第7号に掲げる養殖業をいう。
- (13) 小割り式2年魚たい養殖業 第47条第1項第8号に掲げる養殖業をいう。
- (14) 小割り式3年魚たい養殖業 第47条第1項第9号に掲げる養殖業をいう。
- (15) 小割り式さけ・ます養殖業 第47条第1項第10号に掲げる養殖業をいう。
- (16) 小割り式1年魚ふぐ養殖業 第47条第1項第11号に掲げる養殖業をいう。
- (17) 小割り式2年魚ふぐ養殖業 第47条第1項第12号に掲げる養殖業をいう。
- (18) 小割り式3年魚ふぐ養殖業 第47条第1項第13号に掲げる養殖業をいう。
- (19) 小割り式1年魚かんばち養殖業 第47条第1項第14号に掲げる養殖業をいう。
- (20) 小割り式2年魚かんばち養殖業 第47条第1項第15号に掲げる養殖業をいう。
- (21) 小割り式3年魚かんばち養殖業 第47条第1項第16号に掲げる養殖業をいう。
- (22) 小割り式ひらめ養殖業 第47条第1項第17号に掲げる養殖業をいう。
- (23) 小割り式1年魚すずき養殖業 第47条第1項第18号に掲げる養殖業をいう。
- (24) 小割り式2年魚すずき養殖業 第47条第1項第19号に掲げる養殖業をいう。
- (25) 小割り式3年魚すずき養殖業 第47条第1項第20号に掲げる養殖業をいう。
- (26) 小割り式2年魚ひらまさ養殖業 第47条第1項第21号に掲げる養殖業をいう。
- (27) 小割り式3年魚ひらまさ養殖業 第47条第1項第22号に掲げる養殖業をいう。
- (28) 小割り式まあい養殖業 第47条第1項第23号に掲げる養殖業をいう。
- (29) 小割り式1年魚しまあい養殖業 第47条第1項第24号に掲げる養殖業をいう。
- (30) 小割り式2年魚しまあい養殖業 第47条第1項第25号に掲げる養殖業をいう。
- (31) 小割り式3年魚しまあい養殖業 第47条第1項第26号に掲げる養殖業をいう。
- (32) 小割り式2年魚まはた養殖業 第47条第1項第27号に掲げる養殖業をいう。
- (33) 小割り式3年魚まはた養殖業 第47条第1項第28号に掲げる養殖業をいう。
- (34) 小割り式4年魚まはた養殖業 第47条第1項第29号に掲げる養殖業をいう。
- (35) 小割り式5年魚まはた養殖業 第47条第1項第30号に掲げる養殖業をいう。
- (36) 小割り式すぎ養殖業 第47条第1項第31号に掲げる養殖業をいう。
- (37) 小割り式まさば養殖業 第47条第1項第32号に掲げる養殖業をいう。
- (38) 小割り式2年魚くろまぐろ養殖業 第47条第1項第33号に掲げる養殖業をいう。
- (39) 小割り式3年魚くろまぐろ養殖業 第47条第1項第34号に掲げる養殖業をいう。
- (40) 小割り式4年魚くろまぐろ養殖業 第47条第1項第35号に掲げる養殖業をいう。
- (41) 小割り式5年魚くろまぐろ養殖業 第47条第1項第36号に掲げる養殖業をいう。
- (42) 小割り式2年魚めばる養殖業 第47条第1項第37号に掲げる養殖業をいう。
- (43) 小割り式3年魚めばる養殖業 第47条第1項第38号に掲げる養殖業をいう。

- (44) 小割り式4年魚めばる養殖業 第47条第1項第39号に掲げる養殖業をいう。
- (45) 小割り式かわはぎ養殖業 第47条第1項第40号に掲げる養殖業をいう。
- (46) うなぎ養殖業 第47条第1項第41号に掲げる養殖業をいう。
- (47) 単位漁場区域 法第118条第1項の都道府県知事の定める水域をいう。
- (48) 事業場 法第118条第1項の事業場をいう。
- (49) 損害数量 損害に係る養殖共済の共済目的の数量（当該共済目的たる養殖水産動植物がかきの場合にあっては、この組合が別に定める方法により付着器の数に換算して表示される数量）であって、第82条の規定によってこの組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量以外のものをいう。
- (50) 直前数量 この組合が当該共済目的の通常の減耗を勘案して算定する当該共済事故発生の直前の数量（当該共済目的たる養殖水産動植物がかきの場合にあっては、この組合が別に定める方法により付着器の数に換算して表示される数量。以下同じ。）をいう。
- (51) 全病害不填補特約 次のいずれかに該当する特約をいう。
- イ 第47条第1項第11号、第27号から第32号まで及び第37号から第40号までに掲げる養殖業ごとに、疾病による死亡を共済事故としない特約
- ロ 第47条第1項第1号から第10号まで、第12号から第26号まで、第33号から第36号まで及び第41号に掲げる養殖業ごとに、疾病による死亡の全部を共済事故としない特約で、共済契約の締結の申込みと同時に、疾病による死亡の全てを共済事故としない旨の申出があったもの
- (52) 特定病害不填補特約 次の表の左欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる疾病（以下「特定疾病」という。）による死亡を共済事故としない特約で、共済契約の締結の申込みと同時に、特定疾病による死亡を共済事故としない旨の申出があったものをいう。

養殖業の種類	疾病
小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業及び小割り式3年魚はまち養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業及び小割り式3年魚たい養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式さけ・ます養殖業	肝臓障害、ビブリオ病、せっそう病、細菌性腎臓病
小割り式2年魚ふぐ養殖業及び小割り式3年魚ふぐ養殖業	白点病、トリコジナ症
小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業及び小割り式3年魚かんばち養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式ひらめ養殖業	エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、トリコジナ症
小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業及び小割り式3年魚すずき養殖業	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式2年魚ひらまさ養殖業及び小割り式3年魚ひらまさ養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式まあじ養殖業	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業及び小割り式3年魚しまあじ養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式2年魚くろまぐろ養殖業、小割り式3年魚くろまぐろ養殖業、小割り式4年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式5年魚くろまぐろ養殖業	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

- (53) 病害低填補特約 共済事故の原因が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡にあつては、その損害額に2分の1を乗じて得た金額により共済金を支払う特約をいう。
- (54) 低損害填補特約 第47条第1項第4号から第41号までに掲げる養殖業ごとに、損害数量が直前数量に100分の10を乗じて得た数量以上である場合に共済金を支払う特約をいう。
- (55) 異常な赤潮 赤潮のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。
 イ 単位漁場区域内における当該赤潮の発生から消滅までの期間が10日を超えること。
 ロ 単位漁場区域内における養殖共済の共済目的のうち異常な赤潮による損害を填補する旨の特約の対象となるものの2分の1以上が当該赤潮により死亡したこと。
 ハ 当該赤潮の発生範囲及び当該赤潮を構成する生物の種類、密度等が通常の赤潮と異なること。
- (56) 赤潮特約 異常な赤潮による損害を填補する旨の特約をいう。
- (57) 継続申込特約 養殖共済（うなぎ養殖業に属する養殖業に係る養殖共済を除く。）に係る共済契約の締結に際して、その共済責任期間の終了日の翌日以降3年間の各年につき、申込書を提出することなく当該共済契約で定められた共済金の支払の方式及び契約割合が同一である申込みが申込期間内にあったものとする特約をいう。
- (58) 当初契約 継続申込特約を付した1年目の契約をいう。
- (59) 継続契約 継続申込特約により申込みがあったものとされる2年目、3年目及び4年目の契約をいう。
- (60) 未経過期間割合 共済責任期間のうちまだ経過していない期間の共済責任期間に対する割合をいう。
- (61) 漁場移動特約 第47条第1項第1号から第40号までに掲げる養殖業ごとに、共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みをしようとする者から当該申込みの際当該共済契約に係る共済責任期間中に共済目的たる養殖水産動植物を当該単位漁場区域以外の区域に移す旨をこの組合に申し出てあらかじめその承諾を得てその申し出たところに従い移されたものに生じた損害を填補するための特約をいう。

＜作成上の注意＞

- ・実施しない養殖業のある組合又は填補特約の一部を実施しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。（養殖共済の内容）

第46条 養殖共済は、被共済者が営む養殖業に係る養殖水産動植物がその養殖中に流失した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

（養殖共済の対象とする養殖業及び養殖共済の区分）

第47条 養殖共済は、次の各号に掲げる養殖業につき行うものとし、当該各号に掲げる養殖業の種類ごとに区分する。

- （1）縄等により垂下して行うかき養殖業であつて、種苗を生産することを目的とするもの以外のもの（第94条に規定する特定かき養殖業を除く。）
- （2）海面において、施術した真珠貝で施術の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「真珠特定日」という。）までのものを縄等により垂下して行う1年貝真珠養殖業
- （3）海面において、施術した真珠貝で真珠特定日の翌日以後のものを縄等により垂下して行う2年貝真珠養殖業
- （4）ぶりでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「ぶり特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行う小割り式1年魚はまち養殖業
- （5）ぶりでぶり特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚はまち養殖業
- （6）ぶりでぶり特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚はま

ち養殖業

- (7) まだい、ちだい、くろだい、はまふえふき、いしだい又はいしがきだい（以下「まだい等」という。）でふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「まだい等特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行う小割り式1年魚たい養殖業
- (8) まだい等でまだい等特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚たい養殖業
- (9) まだい等でまだい等特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚たい養殖業
- (10) ぎんざけ、にじます又はさくらます（以下「ぎんざけ等」という。）の幼魚を網いけすに放養して行う小割り式さけ・ます養殖業
- (11) とらふぐでふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「ふぐ特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行う小割り式1年魚ふぐ養殖業
- (12) とらふぐでふぐ特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚養殖業
- (13) とらふぐでふぐ特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚ふぐ養殖業
- (14) かんばちでふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「かんばち特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行う小割り式1年魚かんばち養殖業
- (15) かんばちでかんばち特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚かんばち養殖業
- (16) かんばちでかんばち特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚かんばち養殖業
- (17) ひらめの幼魚を網いけすに放養して行う小割り式ひらめ養殖業
- (18) すずきでふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「すずき特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行う小割り式1年魚すずき養殖業
- (19) すずきですずき特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚すずき養殖業
- (20) すずきですずき特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚すずき養殖業
- (21) ひらまさでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「ひらまさ特定日」という。）から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚ひらまさ養殖業
- (22) ひらまさでひらまさ特定日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚ひらまさ養殖業
- (23) まあじの幼魚を網いけすに放養して行う小割り式まあじ養殖業
- (24) しまあじでふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「しまあじ特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行う小割り式1年魚しまあじ養殖業
- (25) しまあじでしまあじ特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚しまあじ養殖業
- (26) しまあじでしまあじ特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚しまあじ養殖業
- (27) まはた、やいとはた又はくえ（以下「まはた等」という。）でふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「まはた等特定日」という。）から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚まはた養殖業
- (28) まはた等でまはた等特定日から1年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚まはた養殖業
- (29) まはた等でまはた等特定日から2年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式4年魚まはた養殖業

- (30) まはた等でまはた等特定日から3年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式5年魚まはた養殖業
- (31) すぎの幼魚を網いけすに放養して行う小割り式すぎ養殖業
- (32) まさばの幼魚を網いけすに放養して行う小割り式まさば養殖業
- (33) くろまぐろでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「くろまぐろ特定日」という。）から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚くろまぐろ養殖業
- (34) くろまぐろでくろまぐろ特定日から1年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚くろまぐろ養殖業
- (35) くろまぐろでくろまぐろ特定日から2年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式4年魚くろまぐろ養殖業
- (36) くろまぐろでくろまぐろ特定日から3年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式5年魚くろまぐろ養殖業
- (37) めばる又はくろそい（以下「めばる等」という。）でふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「めばる等特定日」という。）から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式2年魚めばる養殖業
- (38) めばる等でめばる等特定日から1年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行う小割り式3年魚めばる養殖業
- (39) めばる等でめばる等特定日から2年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行う小割り式4年魚めばる養殖業
- (40) かわはぎ又はうまづらはぎ（以下「かわはぎ等」という。）の幼魚を網いけすに放養して行う小割り式かわはぎ養殖業
- (41) にほんうなぎの幼魚を養殖池（水槽を含む。第73条第1項第4号において同じ。）に放養して行ううなぎ養殖業
- 2 前項の真珠特定日、ぶり特定日、まだい等特定日、ふぐ特定日、かんばち特定日、すずき特定日、ひらまさ特定日、しまあじ特定日、まはた等特定日、くろまぐろ特定日及びめばる等特定日は、別表第2の1の左欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内においてこの組合が指定する日とする。
- 3 この組合は、前項の規定により特定日を指定したときは、遅滞なく、この組合の掲示場に掲示し、かつ、当該指定に係る養殖業を営む被共済資格者を直接の構成員とするこの組合の組合員（当該被共済資格者が自営漁協であるときは、当該自営漁協）に書面をもって通知するものとする。

＜作成上の注意＞

- ・実施しない養殖業のある組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（養殖共済の共済目的）

第48条 養殖共済の共済目的は、次の表の左欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる養殖水産動植物とする。

養殖業の種類	養殖水産動植物
かき養殖業	かき（本垂下後のものに限る。以下同じ。）
1年貝 真珠養殖業	真珠貝（本垂下後のもので真珠特定日までのものに限る。）
2年貝 真珠養殖業	真珠貝（本垂下後のもので真珠特定日の翌日から1年以内のものに限る。）
小割り式1年魚 はまち養殖業	ぶり（本養殖しているものでぶり特定日までのものに限る。）
小割り式2年魚 はまち養殖業	ぶり（本養殖しているものでぶり特定日の翌日から1年以内のものに限る。）

小割り式3年魚 はまち養殖業	ぶり（本養殖しているものでぶり特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式1年魚 たい養殖業	まだい等（本養殖しているものでまだい等特定日までのものに限る。）
小割り式2年魚 たい養殖業	まだい等（本養殖しているものでまだい等特定日の翌日から1年以内のものに限る。）
小割り式3年魚 たい養殖業	まだい等（本養殖しているものでまだい等特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式 さけ・ます養殖業	ぎんざけ等（本養殖しているもので海面養殖の開始の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「ぎんざけ等特定日」という。）までのものに限る。）
小割り式1年魚 ふぐ養殖業	とらふぐ（本養殖しているものでふぐ特定日までのものに限る。）
小割り式2年魚 ふぐ養殖業	とらふぐ（本養殖しているものでふぐ特定日の翌日から1年以内のものに限る。）
小割り式3年魚 ふぐ養殖業	とらふぐ（本養殖しているものでふぐ特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式1年魚 かんぱち養殖業	かんぱち（本養殖しているものでかんぱち特定日までのものに限る。）
小割り式2年魚 かんぱち養殖業	かんぱち（本養殖しているものでかんぱち特定日の翌日から1年以内のものに限る。）
小割り式3年魚 かんぱち養殖業	かんぱち（本養殖しているものでかんぱち特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式 ひらめ養殖業	ひらめ（本養殖しているものでふ化の年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「ひらめ特定日」という。）から1年以内のものに限る。）
小割り式1年魚 すずき養殖業	すずき（本養殖しているものですずき特定日までのものに限る。）
小割り式2年魚 すずき養殖業	すずき（本養殖しているものですずき特定日の翌日から1年以内のものに限る。）
小割り式3年魚 すずき養殖業	すずき（本養殖しているものですずき特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式2年魚 ひらまさ養殖業	ひらまさ（本養殖しているものでひらまさ特定日から1年以内のものに限る。）

小割り式3年魚 ひらまさ養殖業	ひらまさ（本養殖しているものでひらまさ特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式 まあじ養殖業	まあじ（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「まあじ特定日」という。）までのものに限る。）
小割り式1年魚 しまあじ養殖業	しまあじ（本養殖しているものでしまあじ特定日までのものに限る。）
小割り式2年魚 しまあじ養殖業	しまあじ（本養殖しているものでしまあじ特定日の翌日から1年以内のものに限る。）
小割り式3年魚 しまあじ養殖業	しまあじ（本養殖しているものでしまあじ特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式2年魚ま はた養殖業	まはた等（本養殖しているものでまはた等特定日から1年以内のものに限る。）
小割り式3年魚ま はた養殖業	まはた等（本養殖しているものでまはた等特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式4年魚ま はた養殖業	まはた等（本養殖しているものでまはた等特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式5年魚ま はた養殖業	まはた等（本養殖しているものでまはた等特定日から3年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式すぎ養殖 業	すぎ（本養殖しているものでふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「すぎ特定日」という。）から1年以内のものに限る。）
小割り式まさば養 殖業	まさば（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「まさば特定日」という。）から1年以内のものに限る。）
小割り式2年魚く ろまぐろ養殖業	くろまぐろ（本養殖しているものでくろまぐろ特定日から1年以内のものに限る。）
小割り式3年魚く ろまぐろ養殖業	くろまぐろ（本養殖しているものでくろまぐろ特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式4年魚く ろまぐろ養殖業	くろまぐろ（本養殖しているものでくろまぐろ特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式5年魚く ろまぐろ養殖業	くろまぐろ（本養殖しているものでくろまぐろ特定日から3年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式2年魚め ばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでめばる等特定日から1年以内のものに限る。）

小割り式3年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでめばる等特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式4年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでめばる等特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式かわはぎ養殖業	かわはぎ等（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「かわはぎ等特定日」という。）から1年以内のものに限る。）
うなぎ養殖業	にほんうなぎ（本養殖しているものでふ化の年の翌々年の事業場ごとにこの組合が定める日（以下「にほんうなぎ特定日」という。）までのものに限る。）

2 前項のぎんざけ等特定日、ひらめ特定日、まあじ特定日、すぎ特定日、まさば特定日、かわはぎ等特定日及びにほんうなぎ特定日については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

<作成上の注意>

・実施しない養殖業のある組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（養殖共済の共済事故）

第49条 養殖共済の共済事故は、養殖中における死亡、滅失、流失及び逃亡とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる養殖業の種類に係る同表の右欄に掲げる養殖水産動植物については、疾病による死亡を共済事故としない。

養殖業の種類	養殖水産動植物
小割り式1年魚ふぐ養殖業	とらふぐ（本養殖しているものでふぐ特定日までのものに限る。）
小割り式2年魚まはた養殖業	まはた等（本養殖しているものでまはた等特定日から1年以内のものに限る。）
小割り式3年魚まはた養殖業	まはた等（本養殖しているものでまはた等特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式4年魚まはた養殖業	まはた等（本養殖しているものでまはた等特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式5年魚まはた養殖業	まはた等（本養殖しているものでまはた等特定日から3年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式すぎ養殖業	すぎ（本養殖しているものですぎ特定日から1年以内のものに限る。）
小割り式まさば養殖業	まさば（本養殖しているものでまさば特定日から1年以内のものに限る。）
小割り式2年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでめばる等特定日から1年以内のものに限る。）
小割り式3年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでめばる等特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。）

小割り式4年魚めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでめばる等特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。）
小割り式かわはぎ養殖業	かわはぎ等（本養殖しているものでかわはぎ等特定日から1年以内のものに限る。）

＜作成上の注意＞

- ・実施しない養殖業のある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（共済契約の成立）

第50条 養殖共済に係る共済契約は、第47条第1項各号に掲げる養殖業の種類ごとに、共済契約をこの組合との間に締結することができる者からの第54条の規定による申込みをこの組合が承諾することによって成立する。

（被共済資格者）

第51条 養殖共済の被共済資格者は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、当該養殖業を営む中小漁業者であって組合員又は組合員の直接の構成員であるものとする。

2 養殖共済に係る共済契約の成立によって被共済者となった者は、被共済資格者でなくなった場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

（共済契約者に関する制限）

第52条 養殖共済に係る共済契約をこの組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該種類の養殖業に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によって被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第53条 第47条第1項各号に掲げる養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、単位漁場区域内（内水面において営む養殖業においては、一の事業場）においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができるものの全てを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはその全てを共済目的とすることを約する場合でなければ、この組合は、その者と共済契約を締結しないものとする。

2 一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動植物は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的としないものとする。

（共済契約の締結の申込み）

第54条 この組合への養殖共済に係る共済契約の締結の申込みは、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の5日前までに、第47条第1項各号に係る養殖業の種類ごとに、別記様式第2号による申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 前項の申込みに係る共済契約には、次に掲げる特約を付すことができる。ただし、第1号から第3号までの特約は、重ねてすることができない。

- (1) 全病害不填補特約
- (2) 特定病害不填補特約
- (3) 病害低填補特約
- (4) 低損害填補特約
- (5) 継続申込特約
- (6) 漁場移動特約
- (7) 赤潮特約（〇〇において営む養殖業に限る。）

3 前項に掲げる継続申込特約は、当初契約の共済契約者が継続申込特約につき解除する旨の申出をこの組合に対し行ったとき、又は継続契約が成立しなかったとき、その効力を失ったとき、若しくは解除されたとき（第88条第4項に該当する場合を除く。）は、その効力を失う。

＜作成上の注意＞

- ・実施しない養殖業のある組合又は填補特約の一部を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。
- ・赤潮特約については、その締結できる水域を明記すること。

（共済契約の引受け）

第55条 この組合は、前条の申込みがあった場合には、同条の申込書の内容を審査し、この組合が別に定める

養殖共済引受基準に基づき、当該申込みに係る共済契約の引受けを決定するものとする。

(申込証拠金)

第56条 この組合は、第47条第1項第1号から第40号までに掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約のうち、単位漁場区域ごとに、当該単位漁場区域に係る養殖業を営む被共済資格者の2分の1以上の者について、同時に共済契約の締結の申込みがなされた場合における当該申込みに係るものについては、この組合が必要と認めるときは、第54条の規定による申込みに際し、その申込みをする者に、当該共済契約が成立した場合においてその者が第59条第1項及び第2項の規定によりこの組合に支払うべき金額の見込額に相当する金額の申込証拠金を提供させることができる。

(共済契約の締結に関する制限)

第57条 この組合は、第54条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、当該共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動物につき共済事故の発生する見込みが確実であるときは、当該共済契約の締結を拒むものとする。

2 この組合は、第54条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、被共済資格者がこの規程に定める義務を怠るおそれがあることその他正当な事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むことができる。

(申込証拠金の返還)

第58条 この組合は、第56条の規定により提供させた申込証拠金に係る共済契約の締結を拒んだときは、遅滞なく、当該申込証拠金を返還するものとする。

(共済掛金の支払)

第59条 養殖共済に係る共済契約者は、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までに、この組合に共済掛金の全額(第62条の規定により分割支払をする場合にあっては、その第1回の支払金額)を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の5日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、その概算金額(同条の規定により分割支払をする場合にあっては、その第1回の支払金額)により、これを支払わなければならない。

2 養殖共済に係る共済契約者は、第69条第3項の規定に基づき共済金額の増額をした場合は、その申出の日から15日以内に、この組合に当該増額に係る共済掛金の全額(第62条の規定により分割支払をする場合にあっては、その第1回の支払金額)を支払わなければならない。

3 前2項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を差し引いて得た金額によってすれば足りる。

4 第1項又は第2項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約(第2項の規定によるものについては、当該増額に係る共済金額に相当する部分)は、その効力を失う。

(共済掛金の金額)

第60条 養殖共済に係る共済掛金の金額は、共済契約ごとに、共済金額に別記第2に規定する純共済掛金率及び附加共済掛金率をそれぞれ乗じて得た金額を合計して得た金額とする。ただし、赤潮特約が付されている共済契約にあっては、当該金額に更に共済金額に別記第2第1項第2号に規定する純共済掛金率を乗じて得た金額を加えて得た金額とする。

2 前項の附加共済掛金率は、特別の事由があると認める場合において、理事会の議決を経て、別記第2に規定する率を上回らない範囲内で変更したときは、その率とする。

3 第1項の共済金額に附加共済掛金率(前項の規定により変更された場合を含む。)を乗じて得た金額は、当該金額が200円未満の場合にあっては200円とする。

<作成上の注意>

- ・赤潮特約に係る共済掛金として附加共済掛金を徴収する組合にあっては、所要の手直しを加えること。
- ・附加共済掛金率につき、特別な事由を認める必要のない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(共済掛金の概算金額)

第61条 第59条第1項後段の概算金額は、当該被共済者の営む当該養殖業又は当該被共済者と当該養殖業に関し近似する事情の存する当該種類の養殖業に係る養殖共済の他の被共済資格者の営む当該養殖業の養殖に関する過去における実績及び当該共済責任期間における見込みを基礎としてこの組合が定める共済価額の概算額、当該共済契約で定める契約割合並びに当該共済契約に係る共済掛金率又はその概算率により算出した金額とする。

(共済掛金の分割支払)

第62条 養殖共済に係る共済掛金は、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額（第59条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合は、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。））が〇〇円（特別の事由があるときは、この組合が定める金額）以上である場合には、分割して支払うことができる。

2 前項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第1回の支払金額は、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の金額の8分の1以上とする。ただし、第59条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合には、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の8分の1以上とする。

3 共済契約者は、第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合には、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額からその第1回の支払金額を差し引いて得た金額をこの組合が定める方法により、当該共済契約に係る共済責任期間（共済責任期間が1年を超える共済契約については、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日から1年間）の3分の2を経過する日までの範囲内においてこの組合が指定した日（特別の事由があるときは、この組合が定める方法によりこの組合が指定した日）までに支払わなければならない。この場合において、この組合は、特別の事由があるときを除き、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日からこの組合が指定した日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した利子（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

＜作成上の注意＞

・共済掛金の分割支払につき、特別な事由等を認める必要のない組合又は利子を徴収しない組合にあつては、
所要の手直しを加えること。

（申込証拠金の共済掛金への充当等）

第63条 申込証拠金に係る契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が、当該共済契約に係る共済契約者が第59条第1項の規定によりこの組合に支払うべき金額（以下この条において「支払共済掛金の金額」という。）に不足しないときは、当該申込証拠金は、当該共済契約が成立した時に当該支払共済掛金の金額に充当する。この場合において、当該申込証拠金の金額が当該支払共済掛金の金額を超えるときは、この組合は、遅滞なく、その超える部分の金額を返還するものとする。

2 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が支払共済掛金の金額に不足するときは、この組合は、遅滞なく、その不足する部分の金額を当該共済契約に係る共済契約者に通知するものとする。この場合において、当該共済契約者からその不足する部分の金額の支払があつたときは、当該申込証拠金は、その時に支払共済掛金の金額に充当する。

（概算払に係る共済掛金の精算）

第64条 第59条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払った場合（第62条第1項の規定により分割支払をした場合を除く。）において、当該共済契約に係る共済掛金の金額を確定することができるようになったときは、この組合は、遅滞なく、精算を行うものとし、概算金額が当該共済掛金の金額を超えるときはその超える部分の金額を返還し、概算金額が当該共済掛金の金額に不足するときはその不足部分の金額及びその支払期限を当該共済契約者に通知するものとする。

2 第59条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払った場合（第62条第1項の規定により分割支払をした場合を除く。）において、当該共済契約に係る共済掛金につき、その一部の金額を確定することができるようになり、かつ、その一部の金額（既に確定した金額があるときは、その一部の金額とその確定した金額との合計額）が概算金額を超えることが明らかになったときは、この組合は、遅滞なく、精算を行うものとし、その超える部分の金額（既に通知した部分の金額を除く。）及びその支払期限を当該共済契約者に通知するものとする。

3 前2項の規定により通知を受けた共済契約者は、その通知に係る金額を、その支払期限までに、この組合に支払わなければならない。

（延滞金）

第65条 この組合は、共済契約者が第62条第3項又は前条第3項の規定により支払うべき金額をその支払期限までに支払わない場合には、当該支払期限の日の翌日からその支払を終了する日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

（共済掛金の相殺の禁止）

第66条 共済契約者は、この組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもってこの組合に対抗することができ

ない。

(共済証書の交付)

第67条 この組合は、共済契約者から請求があったときは、その者に共済証書を交付するものとする。

(共済責任期間)

第68条 養殖共済の共済責任期間は、当該種類の養殖業に係る標準的な経営において養殖時期が開始する日としてこの組合が指定する日から当該種類の養殖業に係る標準的な経営において養殖時期が終了する日としてこの組合が指定する日までの期間（周年操業をする当該種類の養殖業（うなぎ養殖業を除く。）に係る養殖共済については、この組合が指定する日から1年間）とする。

2 この組合は、前項の規定により共済責任期間の開始日を指定したときは、遅滞なく、この組合の掲示場に掲示し、かつ、当該指定に係る養殖業を営む被共済資格者を直接の構成員とするこの組合の組合員（当該被共済資格者が自営漁協であるときは、当該自営漁協）に書面をもって通知するものとする。

(共済金額)

第69条 養殖共済の共済金額は、共済価額を超えない範囲内において、共済契約で定める金額とする。

2 前項の共済金額は、共済金が支払われたときは、当該支払に係る共済事故が発生した時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

3 養殖共済の共済価額が当該共済契約に係る共済目的である養殖水産動植物の追加により増加したときは、被共済者は、当該追加の日から15日以内にこの組合に申出をし、その増加の割合の範囲内で当該共済契約の共済金額の増額をすることができる。

4 継続契約の共済金額は、共済価額に当該継続契約に係る当初契約の契約割合を乗じて得た金額とする。ただし、単位当たり共済価額又は別記第2の純共済掛金率が引き上げられたことにより共済契約者の負担すべき共済掛金の金額が引上げ前に比べ増大する場合は、当初契約の契約割合以外の割合によってすることができる。

5 前項の当初契約の契約割合以外の割合は、次の全てに該当する範囲とする。

(1) 当該継続契約の契約割合に、当該継続契約に係る純共済掛金に対する前項に掲げる事由がない場合の当該継続契約に係る純共済掛金の割合を乗じ、これに更に100分の100を乗じて得た割合を下らない範囲

(2) 当該継続契約の契約割合（当該割合が第3号の割合を下る場合は、第3号の割合）を超えない範囲

(3) 第7項において定める継続申込特約をすることができる契約割合を下らない範囲

6 継続契約の1年目及び2年目の契約割合は、前項の規定によるほか、継続申込特約にかかわらず、当該継続契約の直前の共済契約（以下この章において「直前契約」という。）の契約割合を上回る割合に引き上げることができるものとし、その場合の共済金額は共済価額に引上げ後の契約割合を乗じて得た金額とする。

7 継続申込特約をすることができる共済契約の契約割合は、100分の30以上とする。

(共済価額)

第70条 前条の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動植物ごとに、その単位当たり共済価額に、当該共済責任期間中に追加される共済目的たる養殖水産動植物がない場合には第1号に掲げる数量、当該共済責任期間中に追加される共済目的たる養殖水産動植物がある場合には次の各号に掲げる数量の合計数量を乗じて得た金額とする。

(1) 当該共済責任期間の開始日（当該開始日において当該共済契約に係る養殖が開始されていない場合には、当該養殖の開始日）における共済目的たる養殖水産動植物の数量（当該養殖水産動植物がかきの場合にあっては、この組合が別に定める方法により付着器の数に換算して表示される数量とする。以下同じ。）

(2) 当該共済責任期間中に追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量

2 当該共済責任期間中に共済金が支払われた場合における前項の単位当たり共済価額に乘すべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて得た数量から当該支払に係る損害数量を差し引いて得た数量とする。

3 当該共済責任期間中にこの組合が填補する責めを負わない損害（その損害につき第83条第1項の規定によりこの組合が共済金の全部又は一部の支払の責めを免れるものを除く。以下この項において同じ。）に係る共済目的たる養殖水産動植物（第47条第1項各号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約にあっては、同一の原因による共済事故によって受けるこの組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的たる養殖水産動植物の数量のその通常の減耗を勘案して算定する当該共済事故の発生の直前の共済目的たる養殖水産動植物の数量に対する割合が100分の15（低損害填補特約を付しているものにあつては、100分の10）以上である場合における当該損害に係るものに限る。）又は当該共済契約に係る単位漁場区域（内水面で営む養殖業にあっては事業場。以下この項及び第82条第5号において同じ。）から移出された共済目的たる養殖水産動

植物（共済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該共済契約に係る単位漁場区域に近接する他の区域に移されるもの及び漁場移動特約が付されているものを除く。）の補充として追加される共済目的たる養殖水産動植物がある場合には、第1項の単位当たり共済価額に乗すべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる数量の合計数量から当該追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量を差し引いて得た数量とする。

- 4 第1項の単位当たり共済価額は、別表第2の2の表の左欄に掲げる共済目的の種類たる養殖水産動植物の区分及び同表の中欄に掲げる単位漁場区域の属する水域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。
（通常行うべき管理等の義務）

第71条 養殖共済に係る被共済者は、当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物について、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ってはならない。

（損害防止等の処置の指示）

第72条 この組合は、養殖共済に係る被共済者に対し、当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、その指示に基づき処置をしたため当該被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額は、この組合の負担とする。

（被共済者の遵守すべき事項）

第73条 被共済者は、帳簿を備えて、当該共済契約に係る養殖水産動植物につき、次に掲げる事項を記入しておかなければならない。

（1）かき養殖業

イ 共済責任期間の開始日における当該共済契約に係るかきの数量（当該養殖業の用に供されるいかだ又ははえ縄式養殖施設とくい打ち式養殖施設との別に、この組合が別に定める方法により付着器の数に換算して表示される数量。以下この号において同じ。）

ロ 共済責任期間の開始日以後に追加して本垂下された日ごとの当該共済契約に係るかきの数量

ハ 本垂下後に死亡し、滅失し、又は流失した日ごとの当該共済契約に係るかきの数量

ニ 収穫された日ごとの当該共済契約に係るかきの数量

ホ 共済責任期間中において当該共済契約に係る単位漁場区域以外の区域に移され、又は当該区域から当該単位漁場区域内に移された当該共済契約に係るかきのその日ごとの数量

（2）1年貝真珠養殖業及び2年貝真珠養殖業

イ 共済責任期間の開始日における当該共済契約に係る真珠貝（本垂下後のもので真珠特定日までのもの又は本垂下後のもので真珠特定日の翌日から1年以内のものに限る。以下この号において同じ。）の数量

ロ 共済責任期間の開始日以後に追加して本垂下された日ごとの当該共済契約に係る真珠貝の数量

ハ 本垂下後に死亡し、滅失し、又は流失した日ごとの当該共済契約に係る真珠貝の数量

ニ 浜揚げされた日ごとの当該共済契約に係る真珠貝の数量

ホ 共済責任期間中において当該共済契約に係る単位漁場区域以外の区域に移され、又は当該区域から当該単位漁場区域内に移された当該共済契約に係る真珠貝のその日ごとの数量

（3）第47条第1項第4号から第40号までに掲げる養殖業

イ 共済責任期間の開始日における網いけすごとの当該共済契約に係る養殖水産動植物の数量

ロ 共済責任期間中に本養殖を開始するために網いけすに放した日ごとの当該共済契約に係る養殖水産動植物の数量

ハ 網いけすごとに、当該共済契約に係る養殖水産動植物を当該網いけすから他の網いけすに移され、又は他の網いけすから当該網いけすに移された日ごとのその数量

ニ 網いけすごとに、共済責任期間中に当該共済契約に係る養殖水産動植物が死亡し、滅失し、流失し又は逃亡した日ごとのその数量

ホ 網いけすごとに、共済責任期間中に収穫された日ごとの当該共済契約に係る養殖水産動植物の数量

ヘ 共済責任期間中に当該共済契約に係る単位漁場区域以外の区域に移され、又は当該区域から当該単位漁場区域内に移された当該共済契約に係る養殖水産動植物のその日ごとの数量

（4）うなぎ養殖業

イ 共済責任期間の開始日における養殖池ごとの当該共済契約に係るにほんうなぎの数量

- ロ 共済責任期間中に本養殖を開始するために養殖池に放した日ごとの当該共済契約に係るにほんうなぎの数量
- ハ 養殖池ごとに、当該共済契約に係るにほんうなぎを当該養殖池から他の養殖池に移され、又は他の養殖池に移され、又は他の養殖池から当該養殖池に移された日ごとのその数量
- ニ 養殖池ごとに、共済責任期間中に当該共済契約に係るにほんうなぎが死亡し、滅失し、流出し、又は逃亡した日ごとのその数量
- ホ 養殖池ごとに、共済責任期間中に収穫された日ごとの当該共済契約に係るにほんうなぎの数量
- ヘ 共済責任期間中に当該共済契約に係る事業場以外の区域に移され、又は当該区域から当該事業場に移された当該共済契約に係るにほんうなぎのその日ごとの数量

2 被共済者は、第75条の規定により通知をすべき事項を除き、当該共済契約に係る養殖水産動植物について、前項第1号及び第2号にあってはそれぞれ口からホまで、同項第3号及び第4号にあってはそれぞれ口からヘまでに掲げる事項に関する記録を取りまとめておき、この組合が報告を求めたときは、遅滞なく通知しなければならない。

3 被共済者は、この組合が共済事故による損害を適正に認定するため特に必要があると認めて当該共済契約に係る養殖業についての養殖の状況、養殖水産動植物の販売、保管等の状況又は養殖施設についての供用の状況に関し報告又は現場確認を求めたときは、遅滞なく、応じなければならない。

＜作成上の注意＞

- ・実施しない養殖業のある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(申込書記載事項の変更の通知)

第74条 被共済者は、第88条第2項の規定により通知をすべき事項を除き、第54条の申込書に記載した事項のうち、共済責任期間の開始日における共済目的たる養殖水産動植物の数量の変更があったときはその変更があった日から15日以内に、その他の事項に変更があったときはその変更があった日から1月以内に、その内容をこの組合に通知しなければならない。

(共済事故発生の通知義務)

第75条 被共済者は、当該共済契約に係る養殖水産動植物につき、共済金の支払を受けるべき損害があると認められたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(共済金)

第76条 養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によって受けた損害数量が、直前数量に100分の15（低損害填補特約を付しているものにあつては、100分の10）を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該共済目的についての共済事故による損害額に100分の80を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。

(共済金の支払の特例)

第77条 養殖共済において次の表の左欄に掲げる養殖業の種類に係るものについては、この組合が指定した単位漁場区域における同表の右欄に掲げる疾病によって受けた損害に係る養殖水産動植物の共済金は、前条の規定にかかわらず、共済契約ごとに、当該共済事故に係る損害数量が、当該直前数量に100分の15（当該割合に比べて当該単位漁場区域につきこの組合が指定した割合（以下「病害低事故不填補割合」という。）が大きい場合は、その割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該共済目的についての共済事故による損害額から、当該直前数量に病害低事故不填補割合、単位当たり共済価額及び別記第3に定める割合を乗じて得た金額（以下「控除金額」という。）を差し引いて得た金額に100分の80を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。

養殖業の種類	疾病
かき養殖業	夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。）
1年貝真珠養殖業及び2年貝真珠養殖業	夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。）
小割り式2年魚ふぐ養殖業及び小割り式	口白病、ビブリオ病、ヘテロボツリウム症、ト

3年魚ふぐ養殖業	リコジナ症
小割り式ひらめ養殖業	エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病

- 2 前項のこの組合の指定する単位漁場区域は、同項に規定する養殖業の種類ごとに、当該共済責任期間の開始日前3年間のそれぞれの年において、当該単位漁場区域内で営まれている当該種類の養殖業に係る養殖水産動物の数量に対する前項の損害に係るものの割合（当該各年のうち赤潮等のため当該割合が著しく小さくなった年その他特別な事由があると認められる年にあつては、当該単位漁場区域の過去における当該割合及び当該単位漁場区域に近隣する区域の事情を勘案して組合が認定する割合をいう。）（以下「病害事故割合」という。）が100分の5以上である単位漁場区域とする。
- 3 病害低事故不填補割合は、病害事故割合に応じ別記第4により単位漁場区域ごとに指定するものとする。ただし、当該単位漁場区域内において、第1項の表の左欄に掲げる養殖業の種類ごとに、全ての被共済資格者から全病害不填補特約を付した共済契約の締結の申込みがあつたときは、当該指定を省略することができる。

＜作成上の注意＞

- ・実施しない養殖業のある組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（共済金の支払に関する特約）

第78条 養殖共済の共済金の支払に関し次に掲げる特約がある共済契約に係るものの共済金は、前2条の規定にかかわらず、当該特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、共済金の金額は、特約ごとに定められた金額とする。

- (1) 全病害不填補特約に係るものについては、共済事故が疾病による死亡以外であつて、第76条において共済金を支払うべき場合に該当するときに支払うものとし、その共済金の金額は、当該疾病以外の共済事故によって受けた損害額に100分の80を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。
- (2) 特定病害不填補特約に係るものについては、共済事故が特定疾病による死亡以外であつて、前2条において共済金を支払うべき場合に該当するときに支払うものとし、その共済金の金額は、当該特定疾病以外の共済事故によって受けた損害額（前条に規定する場合に該当するときは、控除金額を差し引いて得た金額。次項において同じ。）に100分の80を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。
- (3) 病害低填補特約に係るものについては、前2条において共済金を支払うべき場合に該当するときに支払うものとし、その共済金の金額は、共済事故の原因が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡以外である場合にあつては、前2条によるものとし、共済事故が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡である場合にあつては、当該共済事故によって受けた損害額に100分の40を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。

＜作成上の注意＞

- ・填補特約の一部を実施しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（共済事故による損害額）

第79条 前3条の損害額は、当該共済事故に係る損害数量に当該共済目的の第70条第1項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日（同一の原因による共済事故の発生日が2以上あり、これが長期間継続するときは、当該共済事故の最初の発生日から最後の発生日までの中間の日）までの期間に応ずる別記第3に定める割合を乗じて得た金額とする。

（共済金の金額の削減）

第80条 この組合は、養殖共済について、毎事業年度、当該事業年度において発生した共済事故に係る共済金の支払に不足を生ずる場合には、養殖共済に係るこの組合の定款第〇〇条第〇項の準備金の額に相当する金額をその支払に充てなお不足を生ずるときに限り、その不足する金額の範囲内において、総会の議決を経て、共済金の金額を削減することができる。

- 2 前項の規定による共済金の金額の削減は、当該共済事故に係る共済金の全てについて、当該共済金の金額に対する支払う共済金の金額の割合が単一となるようにするものとする。

（共済金の仮渡し）

第81条 この組合は、共済金の支払をする場合において、当該事業年度に係る決算において前条第1項の規定

により共済金の金額の削減を行うこととなるおそれがあるときは、共済金の金額に100分の90を乗じて得た金額を下らない範囲において、共済金の仮渡しをするものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この組合は、養殖共済につきこの組合の填補の責めを負う損害が発生した場合には、共済金の見込額の3分の2に相当する金額の範囲内において、共済金の仮渡しをすることができる。

＜作成上の注意＞

・3分の2と異なる割合を定める組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(填補の責めを負わない損害)

第82条 次に掲げる損害については、この組合は、填補する責めを負わないものとする。

(1) 戦争その他の変乱による損害

(2) 盗難による損害

(3) 異常な赤潮による損害(〇〇〇において営む養殖業で赤潮特約がある場合を除く。)

(4) 汚水、廃液その他養殖水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつによる水の汚染によって生じた損害

(5) 共済目的たる養殖水産動植物が当該単位漁場区域以外の区域に移された場合(共済事故の発生防止又は軽減の目的で緊急に避難したもの及び漁場移動特約が付されている場合を除く。)においてその移されている期間内に当該養殖水産動植物について生じた損害

(6) 前5号に掲げるもののほか、当該被共済者の行為によって生じた損害

＜作成上の注意＞

・赤潮特約については、その締結できる水域を明記すること。

(免責事由)

第83条 次に掲げる場合には、この組合は、養殖共済の共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

(1) 共済契約者が、悪意又は重大な過失によって第54条の申込書に不実の記載をしたとき。

(2) 共済契約者が、正当な理由がないのに、第59条第1項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払った場合におけるその精算金の支払又は第62条第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第2回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。

(3) 被共済者が、第71条の規定により義務を有する場合においてその義務を怠ったとき。

(4) 被共済者が、第72条前段の規定による指示に従わなかったとき。

(5) 被共済者が、第73条第1項の規定により帳簿を備えて、当該共済契約に係る養殖水産動植物につき、必要な事項を記入をすべき場合において、その記入を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の記入をし、若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、又は同条第3項の規定により現場確認に応じべき場合において、その現場確認を拒んだとき。

(6) 被共済者が、第74条の規定により共済目的たる養殖水産動植物の数量の変更につき通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(7) 被共済者が、第75条又は第88条第2項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

2 この組合は、前項の規定により共済金の金額の全部又は一部につき支払の責めを免れる場合には、あらかじめ、損害評価会の意見を聴くものとする。ただし、この組合が、別に定める基準による場合には、この限りでない。

3 この組合が第1項の規定により支払の責めを免れることができる金額は、農林水産大臣が法第93条第2項の規定に基づいて準則を定めている場合には、その準則により定めるものとする。

第84条 この組合は、養殖共済の共済金の金額が1万円に達しないときは、その支払の責めを負わないものとする。この場合には、その旨を被共済者に通知するものとする。

(継続申込特約に係る共済掛金の一部払戻し)

第85条 この組合は、継続申込特約が付された場合であって、被共済者の責めに帰すべき事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においてもこの組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が当該当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の100分の10に満たない額(以下この条において「少額共済金」という。)であるときは、当該被共済者の請求により、当該特約に係る4年目の継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分に相当する部分(当該部分が当該当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金の

うち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た金額の合計額の4分の1を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた少額共済金があるときは、当該少額共済金を超える部分とする。)の金額を払い戻すものとする。

2 前項の規定の適用に当たっては、赤潮特約に係る部分を除くものとする。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第86条 被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割(当該共済契約に係る養殖業の経営の全部を承継させるものに限る。次条第2項において同じ。)をした場合には、その包括承継人は、当該死亡、合併による解散又は分割の日から15日以内にこの組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、書面(その作成に代えて電磁的記録(法第35条第4項に規定する電磁的記録をいう。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)によりその譲渡しに関する契約の内容を明らかにして、当該共済契約に係る養殖業の経営の全部を一体として譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

2 この組合は、前項の申出があった場合において、正当な事由があるときは、同項の承諾を拒むことができる。

(死亡、解散等の場合の共済契約の失効)

第87条 前条第1項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかったとき、同項に規定する場合以外の場合であって、当該共済契約に係る養殖業の経営の一部を承継させる分割があったとき、若しくは当該共済契約に係る養殖業の経営の全部若しくは一部の譲渡しがあったとき、又は当該共済契約に係る養殖業の経営の廃止があったときは、当該共済契約は、当該承継又は廃止の時にその効力を失う。

2 この組合は、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合において前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る養殖業の経営の廃止があったときは当該共済契約に係る共済契約者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち純共済掛金に相当する部分につき未経過期間割合によって算定した部分(当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金(第83条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。))があるときは、その共済金の金額を超える部分)を払い戻すものとする。

3 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、未経過期間割合については日割で計算する。

(共済契約の解除)

第88条 この組合は、共済契約に係る養殖水産動植物につき、当該養殖業に係る漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更があったことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 被共済者は、当該共済契約に係る養殖水産動植物につき、前項に規定する漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更があったときは、遅滞なく、これをこの組合に通知しなければならない。

3 第1項の規定による共済契約の解除は、この組合が前項の規定による通知を受け又は第1項に規定する漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更があったことを知った日から30日を経過したときは、することができない。

4 この組合は、第1項の規定により共済契約を解除した場合において、当該漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更が当該被共済者の責めに帰することができない事由によるときは、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち純共済掛金に相当する部分につき未経過期間割合によって算定した部分(当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金(第83条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。))があるときは、その共済金の金額を超える部分)を払い戻すものとする。

5 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、前条第3項の規定を準用する。

(解散による共済契約の失効)

第89条 この組合が解散したときは、合併の場合を除いては、養殖共済に係る共済契約は、その効力を失う。

2 前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは、この組合は、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち純共済掛金に相当する部分につき未経過期間割合によって算定した部分(当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金(第83条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。))があるときは、その共済金の金額を超える部分)を払い戻すものとする。

3 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、第87条第3項の規定を準用する。

(共済契約の無効の効果)

第90条 この組合は、共済契約の全部又は一部が無効である場合において、当該被共済者の詐欺又は強迫を理由として共済契約に係る意思表示を取り消した場合を除いて、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部を返還するものとする。

(消滅時効)

第90条の2 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(残存物の取得)

第91条 共済目的たる養殖水産動植物の残存物は、この組合がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、被共済者の所有に属するものとする。

第4章 特定養殖共済

(定義)

第92条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定養殖業 第94条に掲げる養殖業をいう。

(2) 被共済資格者 この組合が行う漁業共済事業の被共済者たる資格を有する者をいう。

(3) 自営漁協 この組合の組合員であつて、水産業協同組合法第17条第1項の規定により漁業を営む漁業協同組合をいう。

(4) 特定養殖業加入組合員 この組合の組合員の直接の構成員で、法第125条の3第1項第2号の都道府県知事の定める区域内に住所を有し、かつ、特定養殖業を営む中小漁業者の3分の2以上の者が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法につき衡平を欠かない規約を定めている場合における組合員をいう。

(5) 漁協一括契約 特定養殖共済に係る共済契約であつて、被共済者が特定養殖業加入組合員であるものをいう。

(6) 個別契約 特定養殖共済に係る共済契約であつて、漁協一括契約以外のものをいう。

(7) 約定限度内填補特約 個別契約の場合であつて、共済限度額から、当該被共済者が営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た額（以下「事故額」という。）について、その共済限度額の3割、2割又は1割に相当する額を限度として共済金を支払うものをいう。

(8) 支払上限付低事故不填補特約 個別契約の場合であつて、事故額がその共済限度額の3割、2割又は1割に相当する額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に共済金を支払うこととし、その共済限度額に100分の50を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に100分の50を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額を限度として共済金を支払うものをいう。

(9) 地震等限定填補特約 個別契約の場合であつて、事故対象地震等により次に掲げる操業の制限（当該制限による生産金額の減少がこの組合が定める金額を超える程度のものに限る。次号及び第124条第4号において同じ。）を受け、かつ、事故額がその共済限度額に100分の30を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに共済金を支払うこととし、当該事故額から基準金額を差し引いて得た金額を限度として共済金を支払うものをいう。

イ 生産手段に生じた事故（漁船の損傷、行方不明、沈没その他漁船について生じた事故又は養殖施設の損壊、滅失、流失その他養殖施設について生じた事故に限る。第126条第1項第8号において同じ。）による操業の制限

ロ 漁場の被害による操業の制限

ハ その他この組合が定める操業の制限

(10) 地震等比例填補付約定限度内填補特約 個別契約の場合であつて、事故対象地震等により前号イからハマで掲げる操業の制限を受け、かつ、事故額がその共済限度額に100分の30を乗じて得た金額を超えるときは、当該事故額により共済金を支払い、それ以外のときは、当該事故額について、その共済限度額の3割、2割又は1割に相当する額を限度として共済金を支払うものをいう。

(11) 継続申込特約 特定養殖共済に係る共済契約の締結に際して、その共済責任期間の終了日の翌日以降3年

間の各年につき（当該3年間のうちに第113条第1項第2号ただし書に定める期間（以下この章において「特例期間」という。）がある場合にあっては、1年から当該期間を除いた期間を当該3年間から除いた期間に3回）、申込書を提出することなく当該共済契約で定められた共済金の支払の方式及び契約割合が同一である申込みが申込期間内にあったものとする特約をいう。

- (12) 当初契約 継続申込特約を付した1年目（当該契約に係る共済責任期間を第113条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあっては、1回目）の契約をいう。
- (13) 継続契約 継続申込特約により申込みがあったものとされる2年目、3年目及び4年目（当該契約のいずれかに係る共済責任期間を第113条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあっては、2回目、3回目及び4回目）の契約をいう。
- (14) 非操業年 特定養殖共済に係る被共済資格者（特定養殖業加入組合員にあっては、その構成員たる中小漁業者。次号及び第20号において同じ。）の営む特定養殖業の養殖が行われなかった年をいう。
- (15) 異常操業年 特定養殖共済に係る被共済資格者の営む特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。
- (16) 全員非操業年 特定養殖共済に係る被共済資格者が特定養殖業加入組合員である場合においてその構成員たる中小漁業者のいずれもが当該特定養殖業の養殖を行わなかった年をいう。
- (17) 全員異常操業年 特定養殖共済に係る被共済資格者が特定養殖業加入組合員である場合においてその構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。
- (18) 特定養殖加入区 法第125条の3第1項第2号の都道府県知事が定める区域をいう。
- (19) 連合契約 特定養殖共済に係る共済契約のうち、特定養殖加入区ごとに、当該特定養殖加入区内に住所を有し、かつ、当該特定養殖加入区に係る特定養殖業を営む被共済資格者で、当該特定養殖業を営む日数が1年を通じて90日（都道府県知事がこれと異なる日数を定めているものにおいて、その日数）を超え、かつ、当該特定養殖業の養殖に係る生産金額が1年を通じて130万円を超えるもの（以下「区域内特定養殖業者」という。）の2分の1以上の者について、同時に区域内特定養殖業者又は特定養殖業加入組合員から共済契約の締結の申込みがなされた場合における当該申込みに係るものをいう。
- (20) 共済契約者 この組合と共済契約を締結した者をいう。
- (21) 近似被共済資格者 特定養殖共済に係る共済契約において、当該共済契約に係る被共済資格者と当該特定養殖業に関し近似する事情の存する当該種目の当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者をいう。
- (22) 契約割合 特定養殖共済に係る共済契約において、共済金額の共済限度額（被共済者が特定養殖業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額）に対する割合をいう。
- (23) 養殖水産動植物 養殖中の水産動植物をいう。
- (24) 養殖施設 水産動植物の養殖の用に供する施設をいう。

＜作成上の注意＞

- ・ 填補特約の一部を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（特定養殖共済の内容）

第93条 特定養殖共済は、被共済者が営む特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額に達しない場合又は被共済者の構成員のうちその営む特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

（特定養殖共済の対象とする養殖業）

第94条 特定養殖共済は、のり等養殖業（網ひびを使用して行うのり又はもずくの養殖業をいう。以下同じ。）、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業（海面において行うものに限る。以下同じ。）、ほたて貝等養殖業（縄等により垂下して行うほたて貝、とり貝、えぞいしかげ貝又はひおうぎ貝の養殖業をいう。以下同じ。）、特定かき養殖業（農林水産大臣が指定する漁業協同組合の組合員であり、かつ、その養殖するかきの生産量の全量を当該漁業協同組合において把握できることが確実であると見込まれる者が営むかき養殖業をいい、縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）、くるまえび養殖業、うに養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）及びほや養殖業につき行うものとする。

＜作成上の注意＞

・実施しない養殖業がある組合にあつては、所要の手直しを加えること。

(共済契約の成立)

第95条 特定養殖共済に係る共済契約は、前条に規定する養殖業の種類ごとに、共済契約をこの組合との間に締結することができる者からの第99条の規定による申込みをこの組合が承諾することによって成立する。

(被共済資格者)

第96条 特定養殖共済の被共済資格者は、特定養殖業の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

(1) 当該種類に係る特定養殖業を営む自営漁協又はこの組合の組合員の直接の構成員たる中小漁業者

(2) 特定養殖業加入組合員

2 特定養殖共済に係る共済契約の成立によって被共済者となった者は、被共済資格者でなくなった場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

(共済契約者に関する制限)

第97条 特定養殖共済に係る共済契約をこの組合との間に締結することができる者は対象とする特定養殖業の種類ごとに、当該種類の特定養殖業に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によって被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第98条 一の特定養殖業に係る特定養殖共済又は養殖共済の共済契約が締結されている場合には、当該特定養殖業に係る被共済資格者は、当該特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする当該特定養殖業に係る他の特定養殖共済又は養殖共済の共済契約を締結することができない。

(共済契約の締結の申込み)

第99条 この組合への特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みは、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の5日前までに別記様式第3号による申込書をこの組合に提出してしなければならない。

2 前項の申込みに係る共済契約には、次に掲げる特約を付すことができる。ただし、第1号イからニまでの特約は、重ねてすることができない。

(1) 個別契約の場合

イ 約定限度内填補特約

ロ 支払上限付低事故不填補特約

ハ 地震等限定填補特約

ニ 地震等比例填補付約定限度内填補特約

ホ 継続申込特約

(2) 漁協一括契約の場合

継続申込特約

3 前項に掲げる継続申込特約は、当初契約の共済契約者が継続申込特約につき解除する旨の申出をこの組合に対し行ったとき、又は継続契約が成立しなかったとき、その効力を失ったとき、若しくは解除されたとき(第131条第4項に該当する場合を除く。)は、その効力を失う。

<作成上の注意>

・填補特約の一部を実施しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

(共済契約の引受け)

第100条 この組合は、前条の申込みがあつた場合には、同条の申込書の内容を審査し、この組合が別に定める特定養殖共済引受基準に基づき、当該申込みに係る共済契約の引受けを決定するものとする。

(申込証拠金)

第101条 この組合は、特定養殖共済に係る共済契約のうち連合契約については、この組合が必要と認めるときは、第99条の規定による申込みの際し、その申込みをする者に、当該共済契約が成立した場合においてその者が第104条第1項及び第2項の規定によりこの組合に支払うべき金額の見込額に相当する金額の申込証拠金を提供させることができる。

(共済契約の締結に関する制限)

第102条 この組合は、第99条の規定による共済契約の締結の申込みがあつた場合において、当該共済契約について、次に掲げる事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むものとする。

(1) これを締結するとすれば、その共済契約に係る特定養殖業につき共済事故の発生する見込みが確実であること。

- (2) 第134条の規定によるこの組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められること。
- (3) 被共済資格者が自営漁協又はこの組合の組合員の直接の構成員である中小漁業者である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間とも当該被共済資格者が営む当該特定養殖業に係る非操業年又は異常操業年であること。
- (4) 漁協一括契約にあっては、特定養殖業加入組合員の構成員たる中小漁業者のうちに、当該共済責任期間中において当該特定養殖業の養殖を行わない者又は第1号から第3号までのいずれかに該当する者が含まれていること。

2 この組合は、第99条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、被共済資格者がこの規程に定める義務を怠るおそれがあることその他正当な事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むことができる。

(申込証拠金の返還)

第103条 この組合は、第101条の規定により提供させた申込証拠金に係る共済契約の締結を拒んだときは、遅滞なく、当該申込証拠金を返還するものとする。

(共済掛金の支払)

第104条 特定養殖共済に係る共済契約者は、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までに、この組合に共済掛金の全額(第107条の規定により分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額)を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の5日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、その概算金額(同条の規定により分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額)により、これを支払わなければならない。

2 前項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を差し引いて得た金額によってすれば足りる。

3 第1項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失う。

(共済掛金の金額)

第105条 特定養殖共済に係る共済掛金の金額は、共済契約ごとに、共済金額に別記第5に規定する純共済掛金率及び附加共済掛金率をそれぞれ乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の附加共済掛金率は、特別の事由があると認める場合において、理事会の議決を経て、別記第5に規定する率を上回らない範囲内で変更したときは、その率とする。

3 第1項の共済金額に附加共済掛金率(前項の規定により変更された場合を含む。)を乗じて得た金額は、当該金額(地震等限定填補特約を付した契約に係るものを除く。)が200円未満の場合にあつては200円、当該金額(地震等限定填補特約を付した契約に係るものに限る。)が100円未満の場合にあつては100円とする。

<作成上の注意>

- ・ 附加共済掛金率につき、特別な事由を認める必要のない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

(共済掛金の概算金額)

第106条 第104条第1項後段の概算金額は、当該被共済者の営む当該特定養殖業又は近似被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖に関する過去における実績を基礎として当該共済責任期間の開始日前1年間の当該特定養殖業の養殖に係る生産金額の見込額を定め、当該見込額を当該生産金額とみなしてこの規程に基づく共済掛金の金額の算定の例により算出した金額とする。

(共済掛金の分割支払)

第107条 特定養殖共済に係る共済掛金は、共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)の金額(第104条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合は、その概算金額(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。))が〇〇円(特別の事由があるときは、この組合が定める金額)以上である場合には、分割して支払うことができる。

2 前項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第1回の支払金額は、共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。)の金額の8分の1以上とする。ただし、第104条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合には、その概算金額(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。)の8分の1以上とする。

3 共済契約者は、第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合には、共済掛金(当該共済掛金が国庫補

助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)の金額からその第1回の支払金額を差し引いて得た金額をこの組合が定める方法により当該共済契約に係る共済責任期間の3分の2を経過する日までの範囲内においてこの組合が指定した日(特別な事由があるときは、この組合が定める方法によりこの組合が指定した日)までに支払わなければならない。この場合において、この組合は、特別な事由があるときを除き、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日からこの組合が指定した日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した利子(100円未満の端数を切り捨てる。)を徴収するものとする。

＜作成上の注意＞

・共済掛金の分割支払につき、特別な事由等を認める必要のない組合又は利子を徴収しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

(申込証拠金の共済掛金への充当等)

第108条 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が、当該共済契約に係る共済契約者が第104条第1項の規定によりこの組合に支払うべき金額(以下この条において「支払共済掛金の金額」という。)に不足しないときは、当該申込証拠金は、当該共済契約が成立した時に当該支払共済掛金の金額に充当する。この場合において、当該申込証拠金の金額が当該支払共済掛金の金額を超えるときは、この組合は、遅滞なく、その超える部分の金額を返還するものとする。

2 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が支払共済掛金の金額に不足するときは、この組合は、遅滞なく、その不足する部分の金額を当該共済契約に係る共済契約者に通知するものとする。この場合において、当該共済契約者からその不足する部分の金額の支払があつたときには、当該申込証拠金は、その時に支払共済掛金の金額に充当する。

(概算払に係る共済掛金の精算)

第109条 第104条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払つた場合(第107条第1項の規定により分割支払をした場合を除く。)において、当該共済契約に係る共済掛金の金額を確定することができるようになったときは、この組合は、遅滞なく、精算を行うものとし、概算金額が当該共済掛金の金額を超えるときはその超える部分の金額を返還し、概算金額が当該共済掛金の金額に不足するときはその不足部分の金額及びその支払期限を当該共済契約者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた共済契約者は、その通知に係る金額を、その支払期限までに、この組合に支払わなければならない。

(延滞金)

第110条 この組合は、共済契約者が第107条第3項又は前条第2項の規定により支払うべき金額をその支払期限までに支払わない場合には、当該支払期限の日の翌日からその支払を終了する日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の端数を切り捨てる。)を徴収するものとする。

(共済掛金の相殺の禁止)

第111条 共済契約者は、この組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(共済証書の交付)

第112条 この組合は、共済契約者から請求があつたときは、その者に共済証書を交付するものとする。

(共済責任期間)

第113条 特定養殖共済の共済責任期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 周年操業をする特定養殖業以外の特定養殖業に属する特定養殖業に係る特定養殖共済にあつては、当該種類の特定養殖業に係る標準的な経営において養殖時期が開始する日としてこの組合が指定する日から当該種類の特定養殖業に係る標準的な経営において養殖時期が終了する日としてこの組合が指定する日までの期間とする。

(2) 周年操業をする特定養殖業に属する特定養殖業に係る特定養殖共済にあつては、この組合が指定する日から1年間とする。ただし、特定養殖加入区において同一の種類の特養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合であつて、当該変更をする日の1年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更する日の前日までの期間を当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間とするときは、この組合が指定する日からこの組合が指定する日までの期間とする。

2 この組合は、前項の規定により共済責任期間の開始日を指定したときは、遅滞なく、この組合の揭示場に揭示し、かつ、当該指定に係る被共済資格者(特定養殖業加入組合員にあつては、その構成員たる中小漁業者)

を直接の組合員とするこの組合の組合員（当該被共済資格者が自営漁協であるときは、当該自営漁協）に書面をもって通知するものとする。

（共済金額）

第114条 特定養殖共済の共済金額は、その共済限度額（被共済者が特定養殖業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額。以下同じ。）を超えない範囲内において、共済契約で定める金額とする。

2 継続契約の共済金額は、共済限度額に当該継続契約に係る当初契約の契約割合を乗じて得た金額とする。ただし、別記第5の純共済掛金率又は第117条の限度額率が引き上げられたことにより共済契約者の負担すべき共済掛金の金額が引上げ前に比べ増大する場合は、当初契約の契約割合以外の割合によってすることができるものとする。

3 前項の当初契約の契約割合以外の割合は、次の全てに該当する範囲とする。

（1）当該継続契約の契約割合に、当該継続契約に係る純共済掛金に対する前項に掲げる事由がない場合の当該継続契約に係る純共済掛金の割合を乗じ、これに更に100分の100を乗じて得た割合を下らない範囲

（2）当該継続契約の契約割合を超えない範囲

4 継続契約の1年目及び2年目（当該継続契約のいずれかに係る共済責任期間を第113条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、1回目及び2回目）の契約割合は、前項の規定によるほか、被共済者が自己の責めに帰する事由がなく、継続契約の直前の共済契約（以下この章において「直前契約」という。）の共済責任期間においてこの組合から共済金の支払を受けないとき又は、支払を受けた共済金が当該共済契約に係る純共済掛金に相当する部分の金額に満たない額であるときは、継続申込特約にかかわらず、直前契約の契約割合に100分の20を超えない割合を加えて得た割合に上げることができるものとし、その場合の共済金額は共済限度額に引上げ後の契約割合を乗じて得た金額とする。

（共済限度額等）

第115条 共済限度額は、共済契約ごとに、基準生産金額に第117条の限度額率を乗じて得た金額とする。

2 前条第1項の単位共済限度額は、特定養殖業加入組合員の構成員である中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3 継続契約の共済限度額又は単位共済限度額は、前2項の規定により算出される金額が当該継続契約の直前契約の共済限度額又は単位共済限度額（当該直前契約に係る共済責任期間を第113条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては共済契約者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前5年間における令第18条の7に規定する期間の養殖に係る月ごとの生産金額を勘案して当該共済責任期間を1年間とした場合における共済限度額又は単位共済限度額に相当する額、当該継続契約に係る共済責任期間を同号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては共済契約者の営む当該特定養殖業の当該直前契約に係る共済責任期間の開始日前5年間における同条に規定する期間の養殖に係る月ごとの生産金額を勘案して当該直前契約に係る共済責任期間を特例期間とした場合における共済限度額又は単位共済限度額に相当する額）

（当該継続契約に係る養殖単位（のり等養殖業にあつては網ひびの柵単位、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業にあつては幹縄単位、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、うに養殖業及びほや養殖業にあつてはいかだ又は幹縄単位、特定かき養殖業にあつてはいかだ、幹縄又はくい打ち式養殖施設単位、くるまえび養殖業にあつては養殖池単位とする。以下同じ。）の数量の直前の共済契約に係る養殖単位の数量に対する割合を乗じて得た金額）に上限割合の1.3を乗じて得た上限金額を超え又は下限割合の0.9を乗じて得た下限金額を下回る場合は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該上限金額又は当該下限金額とする。

4 継続契約の基準生産金額が養殖業の事情を勘案して次条第1項の基準とする金額と異なる金額に定められた場合における当該継続契約の下限金額は、前項の規定にかかわらず、その下限割合を0.3として前項の下限金額の算定の例により算定するものとする。

＜作成上の注意＞

・実施しない養殖業がある場合にあつては、所要の手直しを加えること。

（基準生産金額）

第116条 基準生産金額は、共済契約ごとに当該共済責任期間の開始日前5年間の当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たり生産金額のうち最高のも及び最低のものを除く3年間の生産金額（非操業年若しくは異常操業年又は全員非操業年若しくは全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの生産金額）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて得た金額を基準として、この組合が別に定める特定養殖共済引受基準により、当該被共済資格

者の当該特定養殖業に係る経営事情、近似被共済資格者の営む当該特定養殖業の過去5年間の養殖に係る生産金額その他当該地域における養殖業の事情を勘案して定めるものとする。

- 2 前項の規定により算出された金額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(限度額率)

第117条 限度額率は、共済契約ごとに、100分の80とする。

(通常行うべき管理等の義務)

第118条 特定養殖共済に係る被共済者（特定養殖業加入組合員にあつては、その構成員たる中小漁業者を含む。次条において同じ。）は、当該共済契約に係る特定養殖業の養殖水産動植物について、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ってはならない。

- 2 特定養殖共済に係る被共済者（特定養殖業加入組合員にあつては、その構成員たる中小漁業者）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る特定養殖業につき、通常の操業を行える場合において、通常の中小漁業者の行う養殖努力を怠ってはならない。

(損害防止等の処置の指示)

第119条 この組合は、特定養殖共済に係る被共済者に対し、当該共済契約に係る特定養殖業の養殖水産動植物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、その指示に基づき処置をしたため当該被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額は、この組合の負担とする。

(被共済者の遵守すべき事項)

第120条 被共済者は、帳簿を備えて、当該共済契約に係る特定養殖業につき、次に掲げる事項を記入しておかなければならない。ただし、当該被共済者（特定養殖業加入組合員にあつては、その構成員たる中小漁業者を含む。以下この項において同じ。）が当該共済契約に係る特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る水産動植物（当該被共済者が加工する当該生産物の加工品を含む。以下この条において同じ。）をこの組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又はこの組合が指定するものに販売し、又は販売を委託する場合にあつては、第1号に掲げる事項は、記入を省略することができる。

(1) 水産動植物の販売日ごとの販売市場又は販売先別及び種類別の販売数量及び販売金額

(2) 販売以外の方法により処分した水産動植物（通常の処分量を超える処分に係る水産動植物に限る。）の処分の日ごとの種類別処分数量及び処分方法

(3) 前号に掲げる事項のほか、販売できなくなった水産動植物の販売できなくなった日ごとの種類別数量及びその理由

- 2 被共済者は、その共済契約に係る特定養殖業の共済責任期間中の操業に係る水産動植物に係る記録事項に関する記録を取りまとめておき、共済責任期間が終了した後（この組合が前項に掲げる事項に関し報告を求めたときは、その都度）、遅滞なく通知しなければならない。

- 3 被共済者は、この組合が共済事故による損失を適正に認定するため特に必要があると認めて当該共済契約に係る特定養殖業についての養殖の状況、水産動植物の販売又は保管等の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、その求められた事項に関しこの組合に通知しなければならない。

(申込書記載事項の変更の通知)

第121条 被共済者は、第131条第2項の規定により通知をすべき事項を除き、第99条の申込書に記載した事項に変更があつたときはその変更があつた日から1月以内に、その内容をこの組合に通知しなければならない。

(個別契約の共済金)

第122条 特定養殖共済（次条に掲げるものを除く。）の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が第3項のこの組合が定める基準生産数量に2.0を乗じて得た数量（以下「上限生産数量」という。）に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

共済金＝事故額×数量通減割合×0.8×契約割合

- 2 前項の「数量通減割合」とは、別表第3の1の表の左欄に掲げる特定養殖業の種類ごとに、同表の中欄に掲げる被共済者が営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量（被共済者が特定養殖業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生

産数量の合計数量)の基準生産数量に対する割合に応じて同表の右欄に掲げる割合(次条及び第124条において同じ。)をいう。

- 3 基準生産数量は、当該共済責任期間の開始日前5年間の当該共済契約に係る被共済者の営む当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たり生産数量(被共済者が特定養殖業加入組員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の養殖に係る養殖単位当たり生産数量)のうち最高のもの及び最低のものを除く3年間の生産数量(非操業年若しくは異常操業年又は全員非操業年若しくは全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの生産数量)を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量(被共済者が特定養殖業加入組員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる養殖単位の数量の合計数量)を乗じて得た数量を基準として、この組合が別に定める特定養殖共済引受基準により定めるものとする。

(漁協一括契約の共済金)

- 第123条** 被共済者が特定養殖業加入組員である特定養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、その構成員たる中小漁業者のうちその営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合において、当該中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量が上限生産数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

$$\text{共済金} = \left(\begin{array}{l} \text{構成員である中小漁業者} \\ \text{ごとに算定される事故額} \\ \text{の合計額} \end{array} \right) \times \text{金額通減割合} \times \text{数量通減割合} \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

- 2 前項の「金額通減割合」とは、特定養殖業加入組員の構成員である中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額の当該中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて別表第3の2で定める割合をいう。

(共済金の支払に関する特約)

- 第124条** 特定養殖共済の共済金の支払に関し次に掲げる特約がある共済契約に係るものの共済金は、前2条の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、共済金の金額は、次に掲げる算式により算出して得た金額とする。

- (1) 約定限度内填補特約に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

イ 事故額について共済限度額の3割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

(イ) 事故額が共済限度額に対して3割以下の場合

$$\text{共済金} = \text{事故額} \times \text{数量通減割合} \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

(ロ) 事故額が共済限度額に対して3割を超える場合

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} \times 0.3) \times \text{数量通減割合} \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

ロ 事故額について共済限度額の2割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

上記イの規定中「3割」を「2割」に、「0.3」を「0.2」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

ハ 事故額について共済限度額の1割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

上記イの規定中、「3割」を「1割」に、「0.3」を「0.1」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

- (2) 支払上限付低事故不填補特約に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

イ 事故額が共済限度額の3割に相当する額(以下イにおいて「基準金額」という。)を超えた部分につき共済限度額の5割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

(イ) 事故額が共済限度額に対して3割を超え5割以下の場合

$$\text{共済金} = (\text{事故額} - \text{基準金額}) \times \text{数量通減割合} \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

(ロ) 事故額が共済限度額に対して5割を超える場合

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} \times 0.2) \times \text{数量通減割合} \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

ロ 事故額が共済限度額の2割に相当する額(以下ロにおいて「基準金額」という。)を超えた部分につき共済限度額の5割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

上記イの規定中「3割」を「2割」に、「0.2」を「0.3」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

ハ 事故額が共済限度額の1割に相当する額(以下ハにおいて「基準金額」という。)を超えた部分につき共済限度額の5割に相当する額を限度として共済金を支払う特約を選択した場合

上記イの規定中「3割」を「1割」に、「0.2」を「0.4」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

(3) 地震等限定填補特約に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

$$\text{共済金} = (\text{事故額} - (\text{共済限度額} \times 0.3)) \times \text{数量通減割合} \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

(4) 地震等比例填補付約定限度内填補特約に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

イ 事故対象地震等により第92条第9号イからハマまでに掲げる操業の制限を受け、かつ、事故額がその共済限度額に対して3割を超える場合

$$\text{共済金} = \text{事故額} \times \text{数量通減割合} \times 0.8 \times \text{契約割合}$$

ロ イ以外の場合

約定限度内填補割合の選択に応じて読み替えて適用する第1号イの算式により算出して得た金額とする。

<作成上の注意>

・ 填補特約の一部を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(共済金の仮渡し)

第125条 この組合は、特定養殖共済につき損失の発生が確実であると認められるときは、共済金の見込額の3分の2に相当する金額の範囲内において、共済金の仮渡しをすることができる。

<作成上の注意>

・ 3分の2と異なる割合を定める組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(免責事由)

第126条 次に掲げる場合には、この組合は、特定養殖共済の共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

(1) 共済契約者が、悪意又は重大な過失によって第99条の申込書に不実の記載をしたとき。

(2) 共済契約者が、正当な理由がないのに、第104条第1項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払った場合におけるその精算金の支払又は第107条第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第2回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。

(3) 被共済者（特定養殖業加入組合にあっては、その構成員たる中小漁業者を含む。次号において同じ。）が、第118条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠ったとき。

(4) 被共済者が、第119条前段の規定による指示に従わなかったとき。

(5) 被共済者が、第120条第1項の規定により帳簿を備えて、当該共済契約に係る特定養殖業につき、必要な記入をすべき場合において、その記入を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の記入をし、又は同条第2項若しくは第3項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(6) 被共済者が、第121条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(7) 被共済者が、第131条第2項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(8) 共済契約に係る特定養殖業につき第131条第1項に規定する変更による危険の著しい変更又は増加があった場合以外の場合であって、被共済者（特定養殖業加入組合員にあっては、その構成員たる中小漁業者）が、以下に掲げる場合に該当するとき。

イ 気象上の原因、地震若しくは噴火による災害（以下「天災」という。）、著しい病害又は赤潮の発生により、この組合が定める日数（15日以上の日数で、操業することができない期間として相当と認めた日数をいう。以下同じ。）以上操業することができなかつたとき。

ロ 天災により、特定養殖業に使用する漁船又は養殖施設に事故が生じたものであって、6ヶ月の範囲内で、この組合が定める日数以上操業することができなかつたとき。

ハ 第三者の行為によって生産手段に生じた事故により、この組合が定める日数以上操業することができなかつたとき。

ニ 生産手段に生じた事故（第三者の行為によるものは除く。）又は天災以外の事象により、通じて15日以上（共済契約に係る特定養殖業に従事中に生じた被共済者又は従事者の怪我によるものにあつては30日以上）操業することができなかつたとき。

2 この組合は、前項の規定により共済金の金額の全部又は一部につき支払の責めを免れる場合には、あらかじめ、損害評価会の意見を聴くものとする。ただし、この組合が別に定める基準による場合には、この限りでない。

3 この組合が第1項の規定により支払の責めを免れることができる金額は、農林水産大臣が法第93条第2項の規定に基づいて準則を定めている場合には、その準則により定めるものとする。

第127条 この組合は、特定養殖共済の共済金の金額が1万円に達しないときは、その支払の責めを負わないものとする。この場合には、その旨を被共済者に通知するものとする。

(継続申込特約に係る共済掛金の一部払戻し)

第128条 この組合は、継続申込特約が付された場合であって、被共済者の責めに帰する事由がなく、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においてもこの組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が当該当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の100分の10に満たない額(漁協一括契約であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額に満たない額。以下この条において「少額共済金」という。)であるときは、当該被共済者の請求により、当該特約に係る4年目(当該当初契約又は継続契約のいずれかに係る共済責任期間を第113条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあっては、4回目)の継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分(当該部分が当該当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分の金額の合計額の4分の1を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた少額共済金があるときは、当該少額共済金を超える部分とする。)の金額を払い戻すものとする。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第129条 被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割(当該共済契約に係る特定養殖業の経営の全部を承継させるものに限る。次条第2項において同じ。)をした場合には、その包括承継人は、当該死亡、合併による解散又は分割の日から15日以内にこの組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、書面(その作成に代えて電磁的記録(法第35条第4項に規定する電磁的記録をいう。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)によりその譲渡しに関する契約の内容を明らかにして、当該共済契約に係る特定養殖業の経営の全部を一体として譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

2 この組合は、前項の申出があった場合において、正当な事由があるときは、同項の承諾を拒むことができる。

(死亡、解散等の場合の共済契約の失効)

第130条 前条第1項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかったとき、同項に規定する場合以外の場合であって、当該共済契約に係る特定養殖業の経営の一部を承継させる分割があったとき、若しくは当該共済契約に係る特定養殖業の経営の全部若しくは一部の譲渡しがあつたとき、又は当該共済契約に係る特定養殖業の経営の廃止があつたときは、当該共済契約は、当該承継又は廃止の時にその効力を失う。

2 この組合は、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合において前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る特定養殖業の経営の廃止があつたときは、当該共済契約に係る共済契約者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち純共済掛金に相当する部分を払い戻すものとする。ただし、当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額がその共済限度額に100分の90を乗じて得た金額を超えているとき(被共済者が特定養殖業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額のいずれもがその単位共済限度額に100分の90を乗じて得た金額を超えているとき。第132条において同じ。)若しくは当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量(被共済者が特定養殖業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量の合計数量。第132条において同じ。)が上限生産数量に100分の90を乗じて得た数量を超えているときは、この限りでない。

(共済契約の解除)

第131条 この組合は、特定養殖共済の共済契約に係る特定養殖業につき、漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更があつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。

2 被共済者は、当該共済契約に係る特定養殖業につき前項に規定する漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更があつたときは、遅滞なく、これをこの組合に通知しなければならない。

3 第1項の規定による共済契約の解除は、この組合が前項の規定による通知を受け又は第1項に規定する漁場

の条件又は基本的な養殖の方法の変更があったことを知った日から30日を経過したときは、することができない。

- 4 この組合は、第1項の規定により共済契約を解除した場合において、当該漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更が当該被共済者（特定養殖業加入組合員にあっては、その構成員たる中小漁業者を含む。以下この項において同じ。）の責めに帰することができない事由によるときは、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち純共済掛金に相当する部分を払い戻すものとする。

（解散による共済契約の失効）

第132条 この組合が解散したときは、合併の場合を除いては、特定養殖共済に係る共済契約は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは、この組合は、第130条第2項のただし書に該当する場合を除き、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち純共済掛金に相当する部分を払い戻すものとする。

（共済契約の無効の効果）

第133条 この組合は、共済契約の全部又は一部が無効である場合において、当該被共済者の詐欺又は強迫を理由として共済契約に係る意思表示を取り消した場合を除いて、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部を返還するものとする。

（消滅時効）

第133条の2 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これを行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（生産金額の認定）

第134条 第116条及び第122条から第124条までの生産金額は、この組合が認定する金額によるものとする。

- 2 この組合は、前項の認定をするには、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物の販売金額の合計額を基準とし、当該水産動植物の販売方法及び販売場所その他の販売事情を勘案して算定した金額に、次の各号に掲げる金額を加えて得た金額により行うものとする。

(1) 当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物で陸揚げ前に暴風雨その他やむを得ない事由により滅失し、流失し、若しくは腐敗し、若しくは廃棄され、又は損傷し、若しくは品質が低下したことによる損害に対し支払われた又は支払われるべき保険金その他の給付金

(2) 当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物で陸揚げ前に前号に規定する事由以外の事由により又は陸揚げ後に、滅失し、流失し、若しくは腐敗し、又は廃棄されたもの及び陸揚げされたが販売されなかったもの（現物給与、贈与及び家事消費に係るものにあつては、通常量を超えるものに限る。）の時価（当該水産動植物が販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。）による評価額

(3) 当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物で陸揚げ前に第1号に規定する事由以外の事由により又は陸揚げ後に、損傷し、又は品質が低下したものの時価（当該水産動植物が損傷せず、又はその品質が低下しないで販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。）による評価額から当該水産動植物の販売金額を差し引いて得た額

(4) 当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物の数量又は品質が通常当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物の数量又は品質よりそれぞれ減少し又は低下したことによる損失に対し支払われた又は支払われるべき賠償金

- 3 この組合は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は市場において卸売の業務を行う者に対し、第1項の認定のため必要と認められる資料の提供その他必要な協力を求めるものとする。

第5章 漁業施設共済

（定義）

第135条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被共済資格者 この組合が行う漁業共済事業の被共済者たる資格を有する者をいう。

(2) 自営漁協 この組合の組合員であつて、水産業協同組合法第17条第1項の規定により漁業を営む漁業協

同組合をいう。

- (3) 共済契約者 この組合と共済契約を締結した者をいう。
- (4) 契約割合 漁業施設共済に係る共済契約において、共済金額の共済価額に対する割合をいう。
- (5) 未経過期間割合 共済責任期間のうちまだ経過していない期間の共済責任期間に対する割合をいう。
- (6) 浮流し式養殖施設 第137条第1号に掲げる養殖施設をいう。
- (7) はえ縄式養殖施設 第137条第2号に掲げる養殖施設をいう。
- (8) くい打ち式養殖施設 第137条第3号に掲げる養殖施設をいう。
- (9) いかだ 第137条第4号に掲げる養殖施設をいう。
- (10) 網いけす 第137条第5号に掲げる養殖施設をいう。
- (11) 定置網 第137条第6号に掲げる漁網をいう。
- (12) まき網 第137条第7号に掲げる漁網をいう。
- (13) 可分養殖施設等 第137条各号に掲げる養殖施設及び漁網（小型定置漁業の用に供するものにあつては落とし網に限る）をいう。
- (14) 浮流し式養殖施設特定部分特約 浮流し式養殖施設の共済目的を浮子、幹縄及び網ひびの部分に限る旨の特約をいう。
- (15) はえ縄式養殖施設特定部分特約 はえ縄式養殖施設の共済目的を浮子、幹縄、養殖水産動植物を垂下するために用いる籠（その附属具を除く。次号において単に「籠」という。）及び養成網の部分に限る旨の特約をいう。
- (16) いかだ特定部分特約 いかだの共済目的をいかだの本体及び籠の部分に限る旨の特約をいう。
- (17) 網いけす特定部分特約 網いけすの共済目的を網いけすの本体に限る旨の特約をいう。
- (18) 定置網特定部分特約 定置網の共済目的を定置網の本体に限る旨の特約をいう。
- (19) 網地特約 漁網の共済目的を網地の部分に限る旨の特約をいう。
- (20) 分損特約 第138条第3項の特約をいう。
- (21) 地震等限定填補特約 次のいずれかに該当する特約をいう。
 - イ 分損特約のある共済契約以外の場合であつて、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第162条の2第1項第1号の規定により算出して得た金額により共済金を支払う特約
 - ロ 分損特約のある共済契約の場合であつて、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第162条の2第1項第2号の規定により算出して得た金額により共済金を支払う特約
- (22) 地震等限定低填補特約 次のいずれかに該当する特約をいう。
 - イ 分損特約のある共済契約以外の場合であつて、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第162条の2第2項第1号の規定により算出して得た金額により共済金を支払う特約
 - ロ 分損特約のある共済契約の場合であつて、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第162条の2第2項第2号の規定により算出して得た金額により共済金を支払う特約
- (23) 継続申込特約 漁業施設共済に係る共済契約の締結に際して、その共済責任期間の終了日の翌日以降3年間の各年（当該3年間のうちに第154条第1項第2号ただし書に定める期間（以下この章において「特例期間」という。）がある場合にあつては、1年から当該期間を除いた期間を当該3年間から除いた期間に3回）につき、申込書を提出することなく当該共済契約で定められた共済金の支払の方式及び契約割合が同一である申込みが申込期間内にあつたものとする特約をいう。
- (24) 当初契約 継続申込特約を付した1年目（当該契約に係る共済責任期間を第154条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、1回目）の契約をいう。
- (25) 継続契約 継続申込特約により申込みがあつたものとされる2年目、3年目及び4年目（当該契約のいずれかに係る共済責任期間を第154条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、2回目、3回目及び4回目）の契約をいう。

<作成上の注意>

- ・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあつては、所要の手直しを加えること。
（漁業施設共済の内容）

第136条 漁業施設共済は、被共済者が営む漁業の用に供する養殖施設又は漁具がその供用中に損壊し、流失した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

(漁業施設共済の共済目的)

第137条 漁業施設共済の共済目的たる養殖施設及び漁具は、次に掲げるもの(第143条第2項第1号から第6号までの特約がある場合にあっては、その特約の部分に限る。以下同じ。)とする。

- (1) 浮流し式養殖施設
- (2) はえ縄式養殖施設
- (3) くい打ち式養殖施設(かきの養殖業に供用するものに限る。)
- (4) いかだ(竹いかだにあっては、かきの養殖業に供用するものに限る。)
- (5) 網いけす
- (6) 定置網(かき網及び身網により構成されるものに限る。)
- (7) まき網(あぐり網、巾着網又は縫切網に限る。)

＜作成上の注意＞

・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(漁業施設共済の共済事故)

第138条 漁業施設共済の共済事故は、共済目的たる養殖施設又は漁具の供用中における損壊、滅失、流失及び沈没(養殖施設に係るものに限る。以下同じ。)とする。

2 養殖施設又は漁具についての損壊又は沈没は、損壊又は沈没に係る養殖施設又は漁具をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が、当該養殖施設又は漁具をその共済目的とする漁業施設共済の共済契約を締結した場合における当該養殖施設又は漁具の共済価額に当該共済契約に係る共済責任期間の開始日から当該損壊の日までの期間の別表第4の1の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる現有率を乗じて得た金額を超える程度のものに限り漁業施設共済の共済事故とする。

3 可分養殖施設等を共済目的とする漁業施設共済においては、当該共済目的につき、第1項に規定する共済事故のほか、特約により共済目的たる可分養殖施設等の供用中における一部の損壊、滅失、流失及び沈没で次に掲げるものを共済事故とすることができる。

(1) 養殖施設にあっては、その損壊(その損壊に係る部分のその損壊前の価額(その損壊に係る部分の復旧に要した費用に、その養殖施設の損壊前の価額(当該共済契約に係る共済責任期間の開始日におけるその養殖施設の価額に当該共済責任期間の開始日から当該損壊の日までの期間の別表第4の1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる現有率を乗じて得た金額。以下この号において同じ。))のその養殖施設の新調価額に対する割合を乗じて得た金額。以下この号において「損壊部分価額」という。)がその養殖施設の損壊前の価額の10分の3以上であって、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。)

(2) 定置網に属する漁網にあっては、当該漁網を構成する各網(落とし網以外の定置網に属する漁網にあってはかき網及び身網、落とし網に属する漁網にあってはかき網、かこい網(昇り網を含む。))及び箱網をいう。)の損壊(その損壊に係る部分のその損壊前の価額(その損壊に係る部分の復旧に要した費用に、その網の損壊前の価額(当該共済契約に係る共済責任期間の開始日におけるその網の価額に当該共済責任期間の開始日から当該損壊の日までの期間の別表第4の1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる現有率を乗じて得た金額。以下この号において同じ。))のその網の新調価額に対する割合を乗じて得た金額。以下この号において「損壊部分価額」という。)がその網の損壊前の価額の10分の3以上であって、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号において同じ。)、滅失及び流失

(3) まき網に属する漁網にあっては、その損壊

＜作成上の注意＞

・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(共済契約の成立)

第139条 漁業施設共済に係る共済契約は、共済目的の種類たる養殖施設又は漁具ごとに、共済契約をこの組合との間に締結することができる者からの第143条の規定による申込みをこの組合が承諾することによって成立する。

(被共済資格者)

第140条 漁業施設共済の被共済資格者は、自営漁協又はこの組合の組合員の直接の構成員たる中小漁業者と

する。

2 漁業施設共済に係る共済契約の成立によって被共済者となった者は、被共済資格者でなくなった場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

(共済契約者に関する制限)

第141条 漁業施設共済に係る共済契約をこの組合との間に締結することができる者は、被共済資格者で当該共済契約の成立によって被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第142条 一の漁業施設共済に係る共済契約において共済目的としている養殖施設又は漁具は、重ねて、他の漁業施設共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

(共済契約の締結の申込み)

第143条 この組合への漁業施設共済に係る共済契約の申込みは、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の5日前までに、共済目的の種類たる養殖施設又は漁具ごとに、別記様式第4号による申込書をこの組合に提出してしなければならない。

2 前項の申込みに係る共済契約には、次に掲げる特約を付すことができる。

- (1) 浮流し式養殖施設特定部分特約
- (2) はえ縄式養殖施設特定部分特約
- (3) いかだ特定部分特約
- (4) 網いけす特定部分特約
- (5) 定置網特定部分特約
- (6) 網地特約
- (7) 分損特約
- (8) 地震等限定填補特約
- (9) 地震等限定低填補特約
- (10) 継続申込特約

3 前項に掲げる継続申込特約は、当初契約の共済契約者が継続申込特約につき解除する旨の申出をこの組合に対し行ったとき、又は継続契約が成立しなかったとき、その効力を失ったとき、若しくは解除されたとき(第170条第4項に該当する場合を除く。)は、その効力を失う。

(共済契約の引受け)

第144条 この組合は、前条の申込みがあった場合には、同条の申込書の内容を審査し、この組合が別に定める漁業施設共済引受基準に基づき、当該申込みに係る共済契約の引受けを決定するものとする。

(共済契約の締結に関する制限)

第145条 この組合は、第143条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、当該共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖施設又は漁具につき共済事故の発生する見込みが確実であるときは、当該共済契約の締結を拒むものとする。

2 この組合は、第143条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、被共済資格者がこの規程に定める義務を怠るおそれがあることその他正当な事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むことができる。

(共済掛金の支払)

第146条 漁業施設共済に係る共済契約者は、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までにこの組合に共済掛金の全額(第149条の規定により分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額)を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の5日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、その概算金額(同条の規定により、分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額)により、これを支払わなければならない。

2 前項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を差し引いて得た金額によってすれば足りる。

3 第1項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失う。

(共済掛金の金額)

第147条 漁業施設共済に係る共済掛金の金額は、共済契約ごとに、共済金額に別記第6に規定する純共済掛金率及び附加共済掛金率をそれぞれ乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の附加共済掛金率は、特別の事由があると認める場合において、理事会の議決を経て、別記第6に規定

する率を上回らない範囲内で変更したときは、その率とする。

- 3 第1項の共済金額に附加共済掛金率（前項の規定により変更された場合を含む。）を乗じて得た金額は、当該金額（地震等限定填補特約又は地震等限定低填補特約を付した契約に係るものを除く。）が200円未満の場合にあつては200円、当該金額（地震等限定填補特約又は地震等限定低填補特約を付した契約に係るものに限る。）が100円未満の場合にあつては100円とする。

＜作成上の注意＞

・附加共済掛金率につき、特別な事由を認める必要のない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（共済掛金の概算金額）

- 第148条** 第146条第1項後段の概算金額は、共済価額又は当該共済目的たる養殖施設若しくは漁具若しくは当該被共済者と当該共済目的の種類たる養殖施設若しくは漁具に関し近似する事情の存する当該共済目的の種類たる養殖施設若しくは漁具に係る漁業施設共済の他の被共済資格者の供用する当該種類の養殖施設若しくは漁具の供用に関する過去における実績及び当該共済責任期間における見込みを基礎としてこの組合が定める共済価額の概算額、当該実績及び当該見込みを基礎としてこの組合が定める共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める契約割合により算出した金額とする。

（共済掛金の分割支払）

- 第149条** 漁業施設共済に係る共済掛金は、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額（第146条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合は、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。））が〇〇円（特別な事由があるときは、この組合が定める金額）以上である場合には、分割して支払うことができる。

- 2 前項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第1回の支払金額は、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは又は特別な事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の金額の8分の1以上とする。ただし、第146条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合には、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは又は特別な事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の8分の1以上とする。

- 3 共済契約者は、第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合には、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額からその第1回の支払金額を差し引いて得た金額をこの組合が定める方法により当該共済契約に係る共済責任期間の3分の2を経過する日までの範囲内においてこの組合が指定した日（特別な事由があるときは、この組合が定める方法によりこの組合が指定した日）までに支払わなければならない。この場合において、この組合は、特別な事由があるときを除き、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日からこの組合が指定した日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した利子（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

＜作成上の注意＞

・共済掛金の分割支払につき、特別な事由等を認める必要のない組合又は利子を徴収しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（概算払に係る共済掛金の精算）

- 第150条** 第146条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払った場合（第149条第1項の規定により分割支払をした場合を除く。）において、当該共済契約に係る共済掛金の金額を確定することができるようになったときは、この組合は、遅滞なく、精算を行うものとし、概算金額が当該共済掛金の金額を超えるときはその超える部分の金額を返還し、概算金額が当該共済掛金の金額に不足するときはその不足部分の金額及びその支払期限を当該共済契約者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた共済契約者は、その通知に係る金額を、その支払期限までにこの組合に支払わなければならない。

（延滞金）

- 第151条** この組合は、共済契約者が第149条第3項又は前条第2項の規定により支払うべき金額をその支払期限までに支払わない場合には、当該支払期限の日の翌日からその支払を終了する日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

（共済掛金の相殺の禁止）

- 第152条** 共済契約者は、この組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(共済証書の交付)

第153条 この組合は、共済契約者から請求があったときは、その者に共済証書を交付するものとする。

(共済責任期間)

第154条 漁業施設共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する漁業が周年操業をする漁業以外のものである場合にあっては、当該漁業の漁業時期のうち当該種類の養殖施設又は漁具の供用を開始する日以前のこの組合が指定する日から当該種類の養殖施設又は漁具の供用を終了する日以後のこの組合が指定する日までの期間とする。

(2) 当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する漁業が周年操業をするものである場合にあっては、この組合が指定する日から1年間とする。ただし、第23条第1項第2号ただし書又は第113条第1項第2号ただし書の規定により当該漁業に係る漁獲共済又は特定養殖共済の共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書又は第113条第1項第2号ただし書に定める期間とする場合であって、当該期間を当該漁業に供する養殖施設又は漁具に係る漁業施設共済の共済責任期間とするときは、この組合が指定する日からこの組合が指定する日までの期間とする。

2 この組合は、前項の規定による共済責任期間の開始日を指定したときは、遅滞なくこの組合の掲示場に掲示し、かつ、当該指定に係る養殖施設又は漁具を供用する被共済資格者を直接の構成員とするこの組合の組合員(当該被共済資格者が自営漁協であるときは、当該自営漁協)に書面をもって通知するものとする。

(共済金額)

第155条 漁業施設共済の共済金額は、共済価額に共済契約で定める契約割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の契約割合は、共済契約ごとに、次の各号に掲げる割合を超えて定めないものとする。

(1) 定置網に属する漁網が共済目的であって、その共済価額が 2億円以下である場合 8割

(2) 定置網に属する漁網が共済目的であって、その共済価額が 2億円を超える場合 1億6,000万円を共済価額で除して得た割合

(3) まき網に属する漁網が共済目的であって、その共済価額が 1,250万円以下である場合 8割

(4) まき網に属する漁網が共済目的であって、その共済価額が 1,250万円を超える場合 1,000万円を共済価額で除して得た割合

3 継続契約の共済金額は、共済価額に当該継続契約に係る当初契約の契約割合を乗じて得た金額とする。ただし、別記第6の純共済掛金率が引き上げられたことにより共済契約者の負担すべき共済掛金の金額が引上げ前に比べ増大する場合は、当初契約の契約割合以外の割合によってすることができる。

4 前項の当初契約の契約割合以外の割合は次の全てに該当する範囲とする。

(1) 当該継続契約の契約割合に、当該継続契約に係る純共済掛金に対する前項に掲げる事由がない場合の当該継続契約に係る純共済掛金の割合を乗じ、これに更に100分の100を乗じて得た割合を下らない範囲

(2) 当該継続契約の契約割合(当該割合が第3号の割合を下る場合は、第3号の割合)を超えない範囲

(3) 第6項において定める継続申込特約をすることができる契約割合を下らない範囲

5 継続契約の1年目及び2年目(当該継続契約のいずれかに係る共済責任期間を第154条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあっては、1回目及び2回目)の契約割合は、前項の規定によるほか、継続申込特約にかかわらず、当該継続契約の直前の共済契約(以下この章において「直前契約」という。)の契約割合を上回る割合に引き上げることができるものとし、その場合の共済金額は共済価額に引上げ後の契約割合を乗じて得た金額とする。

6 継続申込特約をすることができる共済契約の割合は、100分の30以上とする。

<作成上の注意>

・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(共済価額)

第156条 前条の共済価額は、共済契約ごとに、その材質等からみてこの組合が定める当該共済目的と同種の養殖施設又は漁具(定置網に属する漁網にあっては、第138条第3項第2号に規定する各網)の新品としての価額(定置網に属する漁網にあっては、当該新品としての価額の合計金額)及び当該共済目的の当該共済責任期間の開始日の前日までの使用期間を勘案して定める金額とする。

(通常行うべき管理等の義務)

第157条 漁業施設共済に係る被共済者は、当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ってはならない。

(損害防止等の処置の指示)

第158条 この組合は、漁業施設共済に係る被共済者に対し、当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、その指示に基づき処置したため当該被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額は、この組合の負担とする。

(被共済者の遵守すべき事項)

第159条 被共済者は、帳簿を備えて、当該共済契約に係る養殖施設又は漁具につき、次に掲げる事項を記入しておかなければならない。

(1) 損壊し、滅失し、流失し、又は沈没した日及び位置並びにその価額及び程度

(2) 入替え(替え網によるものを含む。)補修又は追加の日並びにその価額及び程度

2 被共済者は、この組合が共済事故による損害を適正に認定するため特に必要があると認めて当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具についての供用の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、その求められた事項に関しこの組合に通知しなければならない。

<作成上の注意>

・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(申込書記載事項の変更の通知)

第160条 被共済者は、第170条第2項の規定による通知をすべき事項を除き、第143条の申込書に記載した事項のうち、当該漁具を搭載する漁船が変更したときはその変更があった日から15日以内に、その他の事項に変更があったときはその変更があった日から1月以内に、その内容をこの組合に通知しなければならない。

(共済事故発生の通知義務)

第161条 被共済者は、当該共済契約に係る養殖施設又は漁具につき、共済金の支払を受けるべき損害があると認めたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(共済金の金額)

第162条 分損特約のある共済契約以外の漁業施設共済の共済契約に係る共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第4の1に掲げる現有率を乗じて得た金額とする。

2 分損特約のある共済契約に係る共済金の金額は、共済事故ごとに、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第4の1に掲げる現有率を乗じ、更に、当該共済事故による損害につき別表第4の2により定める損壊割合を乗じて得た金額とする。

(共済金の支払に関する特約)

第162条の2 漁業施設共済の共済金の支払に関し地震等限定填補特約がある共済契約に係るものの共済金は、前条の規定にかかわらず、当該特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、共済金の金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 分損特約のない共済契約の場合における共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第4の1に掲げる現有率を乗じて得た金額とする。

(2) 分損特約がある共済契約の場合における共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第4の1に掲げる現有率を乗じ、更に、当該共済事故による損害につき別表第4の2により定める損壊割合を乗じて得た金額とする。

2 漁業施設共済の共済金の支払に関し地震等限定低填補特約がある共済契約に係るものの共済金は、前条の規定にかかわらず、当該特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、共済金の金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 分損特約のない共済契約の場合における共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第4の1に掲げる現有率を乗じて得た金額に2分の1を乗じて得た金額とする。

(2) 分損特約がある共済契約の場合における共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第4の1に掲げる現有率を乗じ、更に、当該共済事故による損害につき別表第4の2により定める損壊割合を乗じて得た金額に2分の1を乗じて得た金額とする。

<作成上の注意>

・填補特約の一部を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(共済金の仮渡し)

第163条 この組合は、漁業施設共済につきこの組合の填補の責めを負う損害が発生した場合には、共済金の見込額の3分の2に相当する金額の範囲内において共済金の仮渡しをすることができる。

＜作成上の注意＞

- ・ 3分の2と異なる割合を定める組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(填補の責めを負わない損害)

第164条 次に掲げる損害については、この組合は、填補する責めを負わないものとする。

- (1) 戦争その他の変乱による損害
- (2) 盗難による損害
- (3) 漁船に搭載される漁具について、その漁船とともに全損となった場合の当該損害
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該被共済者の行為によって生じた損害
(免責事由)

第165条 次に掲げる場合には、この組合は、漁業施設共済の共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

- (1) 共済契約者が、悪意又は重大な過失によって第143条の申込書に不実の記載をしたとき。
- (2) 共済契約者が、正当な理由がないのに、第146条第1項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払った場合におけるその精算金の支払又は第149条第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合における第2回目以降の支払を遅滞したとき。
- (3) 被共済者が、第157条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠ったとき。
- (4) 被共済者が、第158条前段の規定による指示に従わなかったとき。
- (5) 被共済者が、第159条第1項の規定により記入をすべき場合において、その記入を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の記入をし、又は同条第2項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (6) 被共済者が、第160条の規定により当該漁具を搭載する漁船の変更につき通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (7) 被共済者が、第161条又は第170条第2項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

2 この組合は、前項の規定により共済金の金額の全部又は一部につき支払の責めを免れる場合には、あらかじめ、損害評価会の意見を聴くものとする。ただし、この組合が別に定める基準による場合には、この限りでない。

3 この組合が第1項の規定により支払の責めを免れることができる金額は、農林水産大臣が法第93条第2項の規定に基づいて準則を定めている場合には、その準則により定めるものとする。

第166条 この組合は、漁業施設共済の共済金の金額が1万円に達しないときは、その支払の責めを負わないものとする。この場合には、その旨を被共済者に通知するものとする。

(継続申込特約に係る共済掛金の一部払戻し)

第167条 この組合は、継続申込特約が付された場合であって、被共済者の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においてもこの組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が当該当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の10分の10に満たない額（以下この条において「少額共済金」という。）であるときは、当該被共済者の請求により、当該特約に係る4年目（当該当初契約又は継続契約のいずれかに係る共済責任期間を第154条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、4回目）の継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分（当該部分が当該当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分の金額の合計額の4分の1を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた少額共済金があるときは、当該少額共済金を超える部分とする。）の金額を払い戻すものとする。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第168条 被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る養殖施設又は漁具を承継させるものに限る。次条第2項において同じ。）をした場合には、その包括承継人は、当該死亡、合併による解散又は分割の日から15日以内にこの組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、書面（その作成に代えて電磁的記録（法第35条第4項に規定する電磁的記録をいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）によりその譲渡しに関する契約の内容を明らかにして、当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を承継させる分割が

あったとき、又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

- 2 この組合は、前項の申出があった場合において、正当な事由があるときは、同項の承諾を拒むことができる。
(死亡、解散等の場合の共済契約の失効)

第169条 前条第1項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかったとき、同項に規定する場合以外の場合であって、当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具を承継させる分割があったとき、若しくは当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具の譲渡しがあつたとき、又は当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは、当該共済契約は、当該承継又は廃止の時にその効力を失う。

- 2 この組合は、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合において前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは当該共済契約に係る共済契約者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち次に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（第165条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）を払い戻すものとする。

(1) 定置網に属する漁網を共済目的とする漁業施設共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間を8月から12月までに属する時期とそれ以外の月に属する時期とに分けたその時期ごとに、別記第6第1項の表の当該時期に対応する率（同表の備考に掲げる場合に該当する場合には、更に同表の備考に掲げる割増率を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）を加えて得た率）により算定した純共済掛金に相当する部分につき、当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合によって算定した部分の合計部分

(2) 養殖施設及びまき網に属する漁網を共済目的とする漁業施設共済の共済契約にあつては、純共済掛金に相当する部分につき、未経過期間割合によって算定した部分

- 3 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、同項第1号の当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合及び同項第2号の未経過期間割合については日割で計算する。

＜作成上の注意＞

- ・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあつては、所要の手直しを加えること。
(共済契約の解除)

第170条 この組合は、共済契約に係る養殖施設又は漁具につき、当該養殖施設又は漁具をその用に供する漁業の漁場の位置その他の漁場の条件の変更があつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができるものとする。この場合には、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

- 2 被共済者は、当該共済契約に係る養殖施設又は漁具につき、前項に規定する漁場の条件の変更があつたときは、遅滞なく、これをこの組合に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定による共済契約の解除は、この組合が前項の規定による通知を受け又は第1項に規定する漁場の条件の変更があつたことを知った日から30日を経過したときは、することができない。
- 4 この組合は、第1項の規定により共済契約を解除した場合において、当該漁場の条件の変更が当該被共済者の責めに帰することができない事由によるときは、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち前条第2項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（第165条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）を払い戻すものとする。
- 5 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、前条第3項の規定を準用する。
(解散による共済契約の失効)

第171条 この組合が解散したときは、合併の場合を除いては、漁業施設共済に係る共済契約は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは、この組合は、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち第169条第2項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（第165条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）払い戻すも

のとする。

3 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、第169条第3項の規定を準用する。

(共済契約の無効の効果)

第172条 この組合は、共済契約の全部又は一部が無効である場合において、当該被共済者の詐欺又は強迫を理由として共済契約に係る意思表示を取り消した場合を除いて、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部を返還するものとする。

(消滅時効)

第172条の2 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これを行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(残存物の取得)

第173条 共済目的たる養殖施設又は漁具の残存物は、この組合がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、被共済者の供用に属するものとする。

第6章 雑則

(損失又は損害の認定)

第174条 共済事故による損失又は損害の認定については、この組合は第44条及び第134条の規定によるほか、別に基準を定める場合にあつては当該基準によりこれを行うものとする。

2 この組合は、前項の基準を定めるには、あらかじめ、損害評価会の意見を聴くものとする。

(事務の委託)

第175条 この組合は、その行う漁業共済事業に係る事務のうち、次に掲げるものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

(1) 共済契約の申込書の受理

(2) 漁獲物の販売金額の調査

(3) 共済掛金又は申込証拠金の受理、払戻し又は返還

(4) 共済証書の交付

(5) 第29条第2項、第30条、第41条第2項、第73条第2項、第74条、第75条、第88条第2項、第120条第2項、第121条、第131条第2項、第159条第2項、第160条、第161条及び第170条第2項の規定による通知の受理

(6) 第39条第1項、第45条第51号口及び第52号、第86条第1項、第129条第1項並びに第168条第1項の規定による申出の受理

(7) 第38条、第40条第2項、第41条第4項、第43条、第85条、第87条第2項、第88条第4項、第90条、第128条、第130条第2項、第131条第4項、第133条、第167条、第169条第2項、第170条第4項及び第172条の規定による払戻し又は返還の請求の受理

(8) 共済金の交付

(9) 第37条後段、第84条後段、第127条後段及び第166条後段の規定による通知

附 則

1 この規程の変更は、平成14年10月1日から適用する。

2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成14年10月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年9月30日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

3 平成14年10月1日以後1年間に締結される漁獲共済の当初契約（共済契約者が支払上限付てん補率てい増特約、支払上限付小損害低てん補特約又は支払上限付小損害不てん補特約を付しているものに限る。）の別記第1第1項の表の備考⑦の規定の適用については、「100分の90」を「100分の80」と読み替えて適用する。

4 平成14年10月1日以後1年間に締結される特定養殖共済の当初契約（特定かき養殖業に係るもの又は支払上限付てん補率てい増特約、支払上限付小損害低てん補特約、支払上限付小損害不てん補特約又は大損害比例てん補特約を付しているものに限る。）の別記第5第1項の表の備考⑤の規定の適用については、「100分の90」を「100分の80」と読み替えて適用する。

5 漁業施設共済に係る共済契約者が平成11年10月1日から平成14年9月30日までの間に、共済責任期間の開始日又は終了日が含まれる漁具共済の共済契約を締結していた場合における平成14年10月1日以後最初に締結される共済契約についての別記第6第1項の表の備考の前年度共済契約に係る等級については、次の表の上欄に掲げるこの規程の実施日前の規程（以下「旧規程」という。）の別記第7の規定により過去の損害の有無によって算定される割合に応じて下欄に掲げる等級（旧規程の別記第7の規定により過去の損害の有無によって算定される割合がない場合にあっては、5等級）とする。

旧規程の別記第7備考の規定により過去の損害の有無によって算定される割合	100分の80	100分の120	100分の130	100分の140	100分の150
等級	1等級	9等級	11等級	13等級	15等級

6 当初契約（第45条第36号又は第92条第16号の当初契約をいう。以下同じ。）に係る共済責任期間の開始日がこの規程の平成14年10月1日以前の日であり、かつ、当該当初契約に係る4年目の継続契約（第45条第37号又は第92条第17号の継続契約をいう。以下同じ。）の共済責任期間の開始日が平成14年10月1日以降の日である場合には、当該当初契約及び継続契約の被共済者は、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、第85条第1項又は第128条の規定にかかわらず、同条の規定により払戻しを請求することができるものとして算定された額に、第1号に規定する養殖施設に係る当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金の合計額のうち純共済掛金に相当する部分の金額に4分の1を乗じて得た金額を加えて得た金額の払戻しを請求することができる。

- (1) 当該当初契約の締結の際に当該養殖業に供用するすべての養殖施設に係る共済契約について継続申込特約がされ、当該当初契約及び共済責任期間の開始日が平成14年10月1日以前である継続契約のいずれの共済責任期間においても、共済金の支払がなかったこと。
- (2) 前号に規定する養殖施設について、平成14年10月1日から当該養殖業に係る当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降3年間以内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約が当該養殖業に係る養殖共済又は特定養殖共済の共済責任期間のすべてを共済責任期間として締結され、当該共済契約のいずれの共済責任期間においても、共済金の支払がなかったこと。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成18年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。
- 3 養殖共済に係る共済契約者がこの規程の施行日前4年間に、共済責任期間の開始日又は終了日が含まれる共済契約を締結していた場合におけるこの規程の施行日以後最初に締結される共済契約についての別記第2の前年度契約に係る等級は、次の表の上欄に掲げるこの規程の実施日前の規程（以下「旧規程」という。）の別記第2に規定する等級に応じて下欄に掲げる等級とする。

旧規程別記第2の等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
等級	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
旧規程別記第2の等級	15	16	17	18	19	20	21							
等級	18	19	20	21	22	23	24							

附 則

- 1 この規程の変更は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成21年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成21年10月1日から適用する。ただし、第43条、第90条、第133条及び第172条の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行の日（平成22年4月1日）から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成21年10月1日以後の日（第43条、第90条、第133条及び第172条の規定にあっては、保険法の施行の日以後の日）である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年9月30日以前の日（第43条、第90条、第133条及び第172条の規定にあっては、保険法の施行の日以前の日）である共済契約については、なお従前の例による。
- 3 平成21年10月1日以後1年間に締結される漁獲共済の当初契約（共済契約者が地震等比例てん補付約定限度内てん補特約を付しているものに限る。）の別記第1第1項第1号の表の備考⑦の規定の適用については、「100分の90」を「100分の80」と読み替えて適用する。
- 4 平成21年10月1日以後1年間に締結される特定養殖共済の当初契約（共済契約者が地震等比例てん補付約定限度内てん補特約を付しているものに限る。）の別記第5第1項第1号の表の備考⑤の規定の適用については、「100分の90」を「100分の80」と読み替えて適用する。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成24年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成27年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による一部改正は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この通知による一部改正後の規程例は、その共済責任期間の開始日が平成28年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この通知による一部改正は、平成28年5月18日から適用する。

附 則

- 1 この通知による一部改正は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この通知による一部改正後の規程例は、その共済責任期間の開始日が平成29年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による一部改正は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この通知による一部改正後の漁業共済組合模範共済規程例は、その共済責任期間の開始日が平成29年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による一部改正は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 この通知による一部改正後の漁業共済組合模範共済規定例は、その共済責任期間の開始日が平成31年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共

済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による一部改正は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この通知による一部改正後の漁業共済組合模範共済規定例は、その共済責任期間の開始日が令和2年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この通知による一部改正は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。

附 則

- 1 この通知による一部改正は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この通知による一部改正後の漁業共済組合模範共済規定例は、その共済責任期間の開始日が令和5年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別記様式第1号から第4号までの様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第 1

漁獲共済の共済掛金率

1 漁獲共済についての純共済掛金率

(1) 包括継続申込特約に係る漁獲共済以外の漁獲共済のうち填補方式が地震等比例填補特約以外の共済契約についての純共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄の右欄に掲げる率

第 1 号 漁業	漁業の種類	漁業に使用する漁船の合計総トン数又は共済契約者の住所等の属する区域	区 分					填 補 方 式				
			全事故比例填補方式 特約で定める割合が 30%の場合	特約で定める割合が 20%の場合	約定期限内填補方式 特約で定める割合が 10%の場合	特約で定める割合が 10%の場合	支払上限付低事故不填補方式 特約で定める割合が 30%の場合	特約で定める割合が 20%の場合	特約で定める割合が 10%の場合	地震等限定填補方式		
1.	わかめをとる漁業	〇〇区	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2.	こんぶをとる漁業	〇〇区	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
3.	てんぐさをとる漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
4.	あわびをとる漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1.	まき網漁業	100トン未満	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2.	さんま棒受網漁業	100トン以上	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
3.	一般敷網漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
4.	船びき網漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
5.	ほたて貝桁網漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
6.	一般底びき網漁業	20トン未満	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		20トン以上	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7.	太平洋さけます流し網漁業	30トン未満	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		30トン以上	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
8.	すけとうだら刺し網漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
9.	一般刺し網漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2 10.	すけとうだらはえ縄漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
号 11.	ぶくあまだいはえ縄漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
12.	いか釣り漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
13.	かつおまぐろ等漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
14.	一般釣り漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
15.	かに籠漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
16.	小型定置漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
①	操業期間が9月未満のもの		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
②	上記以外		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
17.	さけ大型定置漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
18.	一般大型定置漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
①	操業期間が9月未満のもの		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
②	上記以外		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
19.	その他の漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
20.	小型合併漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
①	主として底びき網を使用して営む漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
②	主として船びき網を使用して営む漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
③	主としてまき網を使用して営む漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
④	主としてまき網を使用することを目的とする漁業、主として棒受いか又はぶりをとることを目的とする漁業、主として棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、総漁獲金額に占めるさけ又はますの漁獲金額が2分の1を超える漁業		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
⑤	上記以外のもの		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

備考

- ① 「全事故比例填補方式」とは、第31条又は第32条の規定により共済金を支払う填補方式をいう（第3号において同じ。）。
- ② 一の共済契約（第2号漁業に係るものに限る。）について共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業単位が二以上ある場合（当該漁業単位に係るいずれかが小型合併漁業である場合にあつては、10トン未満の漁船により第4条第2号イからヨまで及びツに掲げる漁業を併せて営むものを除く。）の純共済掛金率は、表に掲げる率に100分の90（地震等限定填補特約の場合にあつては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ③ 漁協一括契約の純共済掛金率は、表に掲げる率（②に該当する場合にあつては、②によって得た率）に100分の90を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ④ 漁業者集団契約の純共済掛金率は、表に掲げる率（②に該当する場合にあつては、②によって得た率）に100分の70（当該漁業者集団契約の構成員の数が特定第2号漁業者の2分の1未満の場合にあつては100分の90）（地震等限定填補特約の場合にあつては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ⑤ 共済契約者が共済責任期間の開始日前1年間に締結した共済契約（以下「前年度共済契約」という。）がある場合の純共済掛金率は、表に掲げる率（②、③又は④に該当する場合にあつては、②、③又は④によって得た率）に第1表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、第2表の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合（地震等限定填補特約の場合にあつては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

第1表

区 分		適 用 等 級
契約の種類	前年度共済契約の損害率	
個別契約 又は 漁業者集団契約 の場合	①損害率が0%の場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)
	②損害率が50%未満の場合 (①に該当する場合を除く。)	前年度共済契約の適用等級に2を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	③損害率が50%以上150%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に3を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	④損害率が150%以上の場合	前年度共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
漁協一括契約 の場合	①損害率が30%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)
	②損害率が30%以上50%未満の場合	前年度共済契約の適用等級
	③損害率が50%以上100%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に2を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	④損害率が100%以上200%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に3を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	⑤損害率が200%以上の場合	前年度共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)

第2表

等 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
割 合	50/100	55/100	60/100	65/100	70/100	75/100	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100
等 級	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
割 合	105/100	110/100	115/100	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100	
等 級	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
割 合	155/100	160/100	165/100	170/100	175/100	180/100	185/100	190/100	195/100	200/100	

イ 前年度共済契約がない場合であって、共済責任期間の開始日前4年間に締結した共済契約があるときは、前4年間の直近の共済契約を前年度共済契約とみなして適用する。

ロ 共済契約者が共済責任期間の開始日前4年間に共済契約を締結したことがない場合は、第2表の上欄に掲げる等級は11等級とする。

ハ 「損害率」とは、次の算式によって得た率をいう。

(前年度共済契約により支払を受けた共済金の金額(第36条第1項第1号、第6号又は第7号の規定による免責に係るものを含む。)) / (前年度共済契約に係る純共済掛金の金額) × 100

- ⑥ 長期当初契約の純共済掛金率は、表に掲げる率(②、③、④又は⑤に該当する場合にあつては、②、③、④又は⑤によって得た率)に100分の90を乗じて得た率(小数点以下3位以下を切り捨てる。)とする。
- ⑦ 長期継続契約(長期継続申込特約に係る全ての共済責任期間についての共済契約が締結され、効力を失うことなく、かつ、解除(当該解除が第41条第4項に該当するものを除く。)されなかった場合において、その最後の共済責任期間の当該漁業に係る漁業単位の全部又は一部につき直後の共済責任期間について長期継続申込特約を付した共済契約を締結したときの当該共済契約を含む。)の純共済掛金率は、表に掲げる率(②、③、④又は⑤に該当する場合にあつては、②、③、④又は⑤によって得た率)に100分の80を乗じて得た率(小数点以下3位以下を切り捨てる。)とする。

(2) 包括継続申込特約に係る漁獲共済以外の漁獲共済のうち填補方式が地震等比例填補付約定限度内填補特約である共済契約についての純共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率

区 分	純共済掛金率
当該特約で定める割合が30%の場合	前号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が30%の場合の欄に掲げる率(同表備考②、④、⑤、⑥又は⑦に該当する場合にあつては、同表備考②、④、⑤、⑥又は⑦によって得た率)に0.10%を加えて得た率
当該特約で定める割合が20%の場合	前号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が20%の場合の欄に掲げる率(同表備考②、④、⑤、⑥又は⑦に該当する場合にあつては、同表備考②、④、⑤、⑥又は⑦によって得た率)に0.11%を加えて得た率
当該特約で定める割合が10%の場合	前号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が10%の場合の欄に掲げる率(同表備考②、④、⑤、⑥又は⑦に該当する場合にあつては、同表備考②、④、⑤、⑥又は⑦によって得た率)に0.12%を加えて得た率

(3) 包括継続申込特約に係る漁獲共済のうち填補方式が地震等比例填補付約定限度内填補特約以外の共済契約についての純共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じて填補方式によりそれぞれ同表の右欄に掲げる率

区 分	填 補 方 式				
	全事故比例 填補方式	約定限度内填補方式			地震等限定填 補方式
		特約で定める 割合が30%の 場合	特約で定める 割合が20%の 場合	特約で定める 割合が10%の 場合	
〇〇漁業	%	%	%	%	%

〇〇漁業					
------	--	--	--	--	--

備考

- ① 一の共済契約（第2号漁業に係るものに限る。）について共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業単位が二以上ある場合（当該漁業単位に係るいずれかが小型合併漁業である場合にあっては、10トン未満の漁船により第4条第2号イからヨまで及びツに掲げる漁業を併せて営むものを除く。）の純共済掛金率は、表に掲げる率に100分の90（地震等限定填補特約の場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ② 漁協一括契約の純共済掛金率は、表に掲げる率（①に該当する場合にあっては、①によって得た率）に100分の90を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ③ 漁業者集団契約の純共済掛金率は、表に掲げる率（①に該当する場合にあっては、①によって得た率）に100分の70（当該漁業者集団契約の構成員の数が特定第2号漁業者の2分の1未満の場合にあっては100分の90）（地震等限定填補特約の場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ④ 共済契約者が共済責任期間の開始日前1年間に締結した共済契約（以下「前年度共済契約」という。）がある場合の純共済掛金率は、表に掲げる率（①、②又は③に該当する場合にあっては、①、②又は③によって得た率）に第1表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、第2表の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合（地震等限定填補特約の場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

第1表

契約の種類	区 分	
	前年度共済契約の損害率	適用等級
個別契約 又は 漁業者集団契約 の場合	①損害率が0%の場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)
	②損害率が50%未満の場合（①に該当する場合を除く。）	前年度共済契約の適用等級に2を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	③損害率が50%以上150%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に3を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	④損害率が150%以上の場合	前年度共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
漁協一括契約 の場合	①損害率が30%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)
	②損害率が30%以上50%未満の場合	前年度共済契約の適用等級
	③損害率が50%以上100%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に2を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	④損害率が100%以上200%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に3を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	⑤損害率が200%以上の場合	前年度共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)

第2表

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
割合	50/100	55/100	60/100	65/100	70/100	75/100	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100
等級	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
割合	105/100	110/100	115/100	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100	
等級	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
割合	155/100	160/100	165/100	170/100	175/100	180/100	185/100	190/100	195/100	200/100	

イ 前年度共済契約がない場合であって、共済責任期間の開始日前4年間に締結した共済契約があるときは、前4年間の直近の共済契約を前年度共済契約とみなして適用する。

ロ 共済契約者が共済責任期間の開始日前4年間に共済契約を締結したことがない場合は、第2表の上欄に掲げる等級は11等級とする。

ハ 「損害率」とは、次の算式によって得た率をいう。

$$\left(\text{前年度共済契約により支払を受けた共済金の金額（第36条第1項第1号、第6号又は第7号の規定による免責に係るものを含む。）} \right) / \left(\text{前年度共済契約に係る純共済掛金の金額} \right) \times 100$$

(4) 包括継続申込特約に係る漁獲共済のうち填補方式が地震等比例填補付約定限度内填補特約である共済契約についての純共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率

区 分	純共済掛金率
当該特約で定める割合が30%の場合	前号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が30%の場合の欄に掲げる率（同表備考①、③又は④に該当する場合にあっては、同表備考①、③又は④によって得た率）に0.10%を加えて得た率
当該特約で定める割合が20%の場合	前号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が20%の場合の欄に掲げる率（同表備考①、③又は④に該当する場合にあっては、同表備考①、③又は④によって得た率）に0.11%を加えて得た率
当該特約で定める割合が10%の場合	前号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が10%の場合の欄に掲げる率（同表備考①、③又は④に該当する場合にあっては、同表備考①、③又は④によって得た率）に0.12%を加えて得た率

2 漁獲共済についての附加共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率

区 分		附加共済掛金率
漁業の種類	漁業に使用する漁船の合計総トン数又は共済契約者の住所等の属する区域	
第1号漁業		%
第2号漁業		

別記第2

養殖共済の共済掛金率

1 養殖共済についての純共済掛金率

(1) 養殖共済に係る共済契約のうち赤潮特約が付されていないものについての純共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じて填補方式によりそれぞれ同表の右欄に掲げる率

区 分		填 補 方 式				
養殖業の種類		期 間	通常填補方式	全病害不填補方式	特定病害不填補方式	病害低填補方式
貝類養殖業	かき養殖業		%	%	%	%
	1年貝真珠養殖業					
	2年貝真珠養殖業					
魚類養殖業	小割り式1年魚はまち養殖業	短 期				
		長 期				
	小割り式2年魚はまち養殖業	短 期				
		中 期				
	小割り式3年魚はまち養殖業	短 期				
		中 期				
	小割り式1年魚たい養殖業	短 期				
		長 期				
	小割り式2年魚たい養殖業	短 期				
		長 期				
	小割り式3年魚たい養殖業	短 期				
		中 期				
	小割り式3年魚たい養殖業	長 期				
		小割り式さけ・ます養殖業				
	小割り式1年魚ふぐ養殖業					
	小割り式2年魚ふぐ養殖業	短 期				
		長 期				
	小割り式3年魚ふぐ養殖業	短 期				
		中 期				
	小割り式3年魚ふぐ養殖業	長 期				
		小割り式1年魚かんぱち養殖業				
	小割り式2年魚かんぱち養殖業	短 期				
		中 期				
		長 期				
	小割り式3年魚かんぱち養殖業	短 期				
		中 期				
		長 期				
小割り式ひらめ養殖業						
小割り式1年魚すずき養殖業						
小割り式2年魚すずき養殖業						
小割り式3年魚すずき養殖業	短 期					
	中 期					
	長 期					

小割り式2年魚ひらまさ養殖業					
小割り式3年魚ひらまさ養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式まあじ養殖業					
小割り式1年魚しまあじ養殖業					
小割り式2年魚しまあじ養殖業					
小割り式3年魚しまあじ養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式2年魚まはた養殖業					
小割り式3年魚まはた養殖業					
小割り式4年魚まはた養殖業					
小割り式5年魚まはた養殖業					
小割り式すぎ養殖業					
小割り式まさば養殖業					
小割り式2年魚くろまぐろ養殖業					
小割り式3年魚くろまぐろ養殖業					
小割り式4年魚くろまぐろ養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式5年魚くろまぐろ養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式2年魚めばる養殖業					
小割り式3年魚めばる養殖業					
小割り式4年魚めばる養殖業					
小割り式かわはぎ養殖業					
うなぎ養殖業	短期				
	長期				

備考

- ① 「通常填補方式」とは、第76条の規定により共済金を支払う填補方式をいう。
- ② 小割り式1年魚はまち養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の3月31日以前の日であるものを、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の4月1日以後の日であるものをいう（次号の表小割り式1年魚はまち養殖業の項において同じ。）。
- ③ 小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式4年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式5年魚くろまぐろ養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の8月31日以前の日であるものを、「中期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の12月31日以前の日であるもの（「短期」に該当するものを除く。）を、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の1月1日以後の日であるものをいう（次号の表小割り式2年魚はまち養殖業の項において同じ。）。
- ④ 小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業及び小割り式2年魚ふぐ養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の12月31日以前の日であるものを、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の1月1日以後の日であるものをいう。

- ⑤ 小割り式2年魚かんばち養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の10月31日以前の日であるものを、「中期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の12月31日以前の日であるもの（「短期」に該当するものを除く。）を、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の1月1日以後の日であるものをいう（次号の表小割り式2年魚かんばち養殖業の項において同じ。）。
- ⑥ うなぎ養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日がふ化の翌年の12月31日以前の日であるものを、「長期」とは、共済責任期間の終了する日がふ化の年の翌々年の1月1日以後の日であるものをいう。
- ⑦ 低損害填補特約を付している場合の純共済掛金率は、表に掲げる率に100分の110を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ⑧ 共済契約者（その共済契約に全病害不填補特約又は特定病害不填補特約を付している者及びうなぎ養殖業に係る養殖共済の共済契約者を除く。）が共済責任期間の開始日前1年間に締結した共済契約（当該共済契約に係る養殖が営まれなかったものを除く。以下「前年度共済契約」という。）を締結していた場合の純共済掛金率は、表に掲げる率（⑦に該当する場合にあっては、⑦によって得た率）に第1表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、第2表の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

第1表

区 分		適 用 等 級
前年度共済契約における支払の有無	①共済金の支払を受けた場合	前年度共済契約の適用等級に3を加えた等級 (加えた等級が24等級以上となる場合は24等級)
	②共済金の支払を受けなかった場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)

第2表

等 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
割 合	50/100	50/100	50/100	50/100	55/100	60/100	65/100	70/100	75/100	80/100	85/100
等 級	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
割 合	90/100	95/100	100/100	105/100	110/100	115/100	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100
等 級	23	24									
割 合	145/100	150/100									

イ 前年度共済契約がない場合であって、共済責任期間の開始日前4年間に締結した共済契約があるときは、前4年間の直近の共済契約を前年度共済契約とみなして適用する。

ロ 共済契約者が共済責任期間の開始日前4年間に共済契約を締結したことがない場合は、第2表の上欄に掲げる等級は14等級とする。

ハ 「共済金の支払を受けた場合」とは、前年度共済契約によりこの組合から当該養殖共済の共済金（第83条第1項第1号、第6号又は第7号の規定による免責に係るものを含む。）の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合をいう。

- ⑨ 共済契約者（その共済契約に全病害不填補特約又は特定病害不填補特約を付している者（うなぎ養殖業に係る養殖共済の共済契約者以外の者に限る。）に限る。）が前年度共済契約を締結していた場合の純共済掛金率は、表に掲げる率（⑦に該当する場合にあっては、⑦によって得た率）に第1表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、第2表の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

第1表

区 分		適 用 等 級
前年度共済契約における支払の有無	①共済金の支払を受けた場合	前年度共済契約の適用等級に10を加えた等級 (加えた等級が24等級以上となる場合は24等級)
	②共済金の支払を受けなかった場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)

第2表

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
割合	80/100	80/100	80/100	80/100	82/100	84/100	86/100	88/100	90/100	92/100	94/100
等級	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
割合	96/100	98/100	100/100	103/100	106/100	109/100	112/100	115/100	118/100	121/100	124/100
等級	23	24									
割合	127/100	130/100									

イ 前年度共済契約がない場合であって、共済責任期間の開始日前4年間に締結した共済契約があるときは、前4年間の直近の共済契約を前年度共済契約とみなして適用する。

ロ 共済契約者が共済責任期間の開始日前4年間に共済契約を締結したことがない場合は、第2表の上欄に掲げる等級は14等級とする。

ハ 「共済金の支払を受けた場合」とは、前年度共済契約によりこの組合から当該養殖共済の共済金（第83条第1項第1号、第6号又は第7号の規定による免責に係るものを含む。）の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合をいう。

⑩ 漁場移動特約（販売の目的によるものを除く。）があるものについての純共済掛金率は、次の算式により得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

$$P \times \frac{T a \times 1.2 + T b}{T a + T b}$$

T a は、共済目的たる当該養殖水産動植物の移動数量

T b は、共済目的たる当該養殖水産動植物の移動数量以外の数量

P は、表に掲げる率（⑦、⑧又は⑨に該当する場合にあっては、⑦、⑧又は⑨によって得た率）

⑪ 第77条第2項の規定に基づきこの組合が指定した単位漁場区域の純共済掛金率は、表に掲げる率（⑦、⑧又は⑨に該当する場合にあっては、⑧、⑨又は⑩によって得た率）に当該単位漁場区域に係る病害低事故不填補割合に基づき指定された割合の次の表の左欄の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合（全病害不填補特約又は特定病害不填補特約の場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

病害低事故不填補割合	割 合
100分の5	100分の95
100分の10	100分の90
100分の15	100分の85
100分の20	100分の80
100分の25	100分の75
100分の30	100分の70

⑫ 継続申込特約がある場合の純共済掛金率は、表に掲げる率（⑦、⑧、⑨、⑩又は⑪に該当する場合にあっては、⑦、⑧、⑨、⑩又は⑪によって得た率）に100分の90を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

⑬ 第69条第3項の規定に基づき共済金額の増額されたものについての純共済掛金率は、次の算式によって得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

$$P \times (\text{共済金額を増額する直前の共済金額の額} + \text{共済金額の増加額} \times \text{日割で計算した未経過期間割合}) / \text{共済金額}$$

P は、表に掲げる率（⑦、⑧、⑨、⑩、⑪又は⑫に該当する場合にあっては、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪又は⑫によって得た率）とする。

(2) 養殖共済に係る共済契約のうち赤潮特約が付されているものについての純共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率

区 分		純共済掛金率
養殖業の種類	期 間	

かき養殖業		%
1年貝真珠養殖業		
2年貝真珠養殖業		
小割り式1年魚はまち養殖業	短期	
	長期	
小割り式2年魚はまち養殖業	短期・中期	
	長期	
小割り式3年魚はまち養殖業		
小割り式1年魚たい養殖業		
小割り式2年魚たい養殖業		
小割り式3年魚たい養殖業		
小割り式さけ・ます養殖業		
小割り式1年魚ふぐ養殖業		
小割り式2年魚ふぐ養殖業		
小割り式3年魚ふぐ養殖業		
小割り式1年魚かんばち養殖業		
小割り式2年魚かんばち養殖業	短期・中期	
	長期	
小割り式3年魚かんばち養殖業		
小割り式ひらめ養殖業		
小割り式1年魚すずき養殖業		
小割り式2年魚すずき養殖業		
小割り式3年魚すずき養殖業		
小割り式2年魚ひらまさ養殖業		
小割り式3年魚ひらまさ養殖業		
小割り式まあじ養殖業		
小割り式1年魚しまあじ養殖業		
小割り式2年魚しまあじ養殖業		
小割り式3年魚しまあじ養殖業		
小割り式2年魚まはた養殖業		
小割り式3年魚まはた養殖業		
小割り式4年魚まはた養殖業		
小割り式5年魚まはた養殖業		
小割り式すぎ養殖業		
小割り式まさば養殖業		
小割り式2年魚くろまぐろ養殖業		
小割り式3年魚くろまぐろ養殖業		
小割り式4年魚くろまぐろ養殖業		
小割り式5年魚くろまぐろ養殖業		
小割り式2年魚めばる養殖業		
小割り式3年魚めばる養殖業		
小割り式4年魚めばる養殖業		
小割り式かわはぎ養殖業		

備考

- ① 低損害填補特約を付している場合の純共済掛金率は、表に掲げる率に100分の110を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ② 第69条第3項の規定に基づき共済金額の増額されたものについての純共済掛金率は、次の算式によって得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

$$P \times (\text{共済金額を増額する直前の共済金額の額} + \text{共済金額の増加額} \times \text{日割で計算した未経過期間割合}) / \text{共}$$

済金額

Pは、表に掲げる率（①に該当する場合にあっては、①によって得た率）とする。

2 養殖共済についての附加共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる率

区 分		附加共済掛金率
貝類 養殖業	かき養殖業	%
	1年貝真珠養殖業	
	2年貝真珠養殖業	
魚類 養殖業	小割り式1年魚はまち養殖業	
	小割り式2年魚はまち養殖業	
	小割り式3年魚はまち養殖業	
	小割り式1年魚たい養殖業	
	小割り式2年魚たい養殖業	
	小割り式3年魚たい養殖業	
	小割り式さけ・ます養殖業	
	小割り式1年魚ふぐ養殖業	
	小割り式2年魚ふぐ養殖業	
	小割り式3年魚ふぐ養殖業	
	小割り式1年魚かんばち養殖業	
	小割り式2年魚かんばち養殖業	
	小割り式3年魚かんばち養殖業	
	小割り式ひらめ養殖業	
	小割り式1年魚すずき養殖業	
	小割り式2年魚すずき養殖業	
	小割り式3年魚すずき養殖業	
	小割り式2年魚ひらまさ養殖業	
	小割り式3年魚ひらまさ養殖業	
	小割り式まあじ養殖業	
	小割り式1年魚しまあじ養殖業	
	小割り式2年魚しまあじ養殖業	
	小割り式3年魚しまあじ養殖業	
	小割り式2年魚まはた養殖業	
	小割り式3年魚まはた養殖業	
	小割り式4年魚まはた養殖業	
	小割り式5年魚まはた養殖業	
	小割り式すぎ養殖業	
	小割り式まさば養殖業	
	小割り式2年魚くろまぐろ養殖業	
	小割り式3年魚くろまぐろ養殖業	
	小割り式4年魚くろまぐろ養殖業	
	小割り式5年魚くろまぐろ養殖業	
	小割り式2年魚めばる養殖業	
小割り式3年魚めばる養殖業		
小割り式4年魚めばる養殖業		
小割り式かわはぎ養殖業		
うなぎ養殖業		

備考

第69条第3項の規定に基づき共済金額の増額されたものについての附加共済掛金率は、次の算式によって得た率（小数点以下4位以下を切り捨てる。）とする。

$$P \times (\text{共済金額を増額する直前の共済金額の額} + \text{共済金額の増加額} \times \text{日割で計算した未経過期間割合}) / \text{共済金額}$$

Pは、表に掲げる率とする。

別記第3

損害額を算出するための割合

(1) かき

第1表の左欄に掲げる共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間（以下「経過期間」という。）の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（かきの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の70
2月以上3月未満	100分の75
3月以上4月未満	100分の80
4月以上5月未満	100分の85
5月以上6月未満	100分の90
6月以上7月未満	100分の95
7月以上	100分の100

第2表（かきの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(2) 真珠貝（第48条の表の1年貝真珠養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（1年貝真珠養殖業に係る真珠貝の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の40
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の70
4月以上5月未満	100分の75
5月以上6月未満	100分の80
6月以上7月未満	100分の85
7月以上8月未満	100分の90
8月以上9月未満	100分の95
9月以上	100分の100

第2表（1年貝真珠養殖業に係る真珠貝の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(3) 真珠貝（第48条の表の2年貝真珠養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（2年貝真珠養殖業に係る真珠貝の経過率表）

経過期間	経過率
6月未満	100分の80
6月以上9月未満	100分の90
9月以上	100分の100

第2表（2年貝真珠養殖業に係る真珠貝の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(4) ぶり（第48条の表の小割り式1年魚はまち養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式1年魚はまち養殖業に係るぶりの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の20
1月以上2月未満	100分の30
2月以上3月未満	100分の40
3月以上4月未満	100分の45
4月以上5月未満	100分の55
5月以上6月未満	100分の60
6月以上7月未満	100分の65
7月以上8月未満	100分の75
8月以上9月未満	100分の80
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表（小割り式1年魚はまち養殖業に係るぶりの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(5) ぶり (第48条の表の小割り式2年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表 (小割り式2年魚はまち養殖業に係るぶりの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表 (小割り式2年魚はまち養殖業に係るぶりの生残率表)

経過期間 \ 単位漁場区域の属する水域	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(6) ぶり (第48条の表の小割り式3年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表 (小割り式3年魚はまち養殖業に係るぶりの経過率表)

経過期間	経過率
3月未満	100分の85
3月以上5月未満	100分の90
5月以上8月未満	100分の95
8月以上	100分の100

第2表 (小割り式3年魚はまち養殖業に係るぶりの生残率表)

経過期間 \ 単位漁場区域の属する水域	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(7) まだい等(第48条の表の小割り式1年魚たい養殖業の項に掲げるもの)

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表(小割り式1年魚たい養殖業に係るまだい等の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の30
1月以上2月未満	100分の35
2月以上3月未満	100分の40
3月以上4月未満	100分の50
4月以上5月未満	100分の60
5月以上6月未満	100分の65
6月以上7月未満	100分の70
7月以上8月未満	100分の75
8月以上9月未満	100分の80
9月以上10月未満	100分の85
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表(小割り式1年魚たい養殖業に係るまだい等の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(8) まだい等(第48条の表の小割り式2年魚たい養殖業の項に掲げるもの)

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表(小割り式2年魚たい養殖業に係るまだい等の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表(小割り式2年魚たい養殖業に係るまだい等の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(9) まだい等（第48条の表の小割り式3年魚たい養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式3年魚たい養殖業に係るまだいの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の55
1月以上2月未満	100分の60
2月以上3月未満	100分の65
3月以上4月未満	100分の70
4月以上5月未満	100分の75
5月以上6月未満	100分の80
6月以上7月未満	100分の85
7月以上9月未満	100分の90
9月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表（小割り式3年魚たい養殖業に係るまだいの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(10) ぎんざけ等（第48条の表の小割り式さけ・ます養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式さけ・ます養殖業に係るぎんざけ等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の25
1月以上2月未満	100分の30
2月以上3月未満	100分の35
3月以上4月未満	100分の40
4月以上5月未満	100分の45
5月以上6月未満	100分の50
6月以上7月未満	100分の60
7月以上8月未満	100分の75
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式さけ・ます養殖業に係るぎんざけ等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上10月未満	100分の	100分の	100分の
10月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(11) とらふぐ（第48条の表の小割り式1年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式1年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の20
1月以上2月未満	100分の25
2月以上3月未満	100分の35
3月以上4月未満	100分の45
4月以上5月未満	100分の50
5月以上6月未満	100分の60
6月以上7月未満	100分の70
7月以上8月未満	100分の75
8月以上9月未満	100分の80
9月以上10月未満	100分の90
10月以上	100分の100

第2表（小割り式1年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上10月未満	100分の	100分の	100分の
10月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(12) とらふぐ（第48条の表の小割り式2年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式2年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上5月未満	100分の80
5月以上6月未満	100分の85
6月以上7月未満	100分の90
7月以上9月未満	100分の95
9月以上	100分の100

第2表（小割り式2年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(13) とらふぐ（第48条の表の小割り式3年魚とらふぐ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式3年魚とらふぐ養殖業に係るとらふぐの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の85
1月以上2月未満	100分の88
2月以上3月未満	100分の90
3月以上4月未満	100分の93
4月以上5月未満	100分の96
5月以上6月未満	100分の98
6月以上	100分の100

第2表（小割り式3年魚とらふぐ養殖業に係るとらふぐの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する区域		
	○村の地先水面	○○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(14) かんばち（第48条の表の小割り式1年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式1年魚かんばち養殖業に係るかんばちの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の35
1月以上2月未満	100分の40
2月以上3月未満	100分の45
3月以上4月未満	100分の55
4月以上5月未満	100分の60
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表（小割り式1年魚かんばち養殖業に係るかんばちの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の

9月以上	100分の100	100分の100	100分の100
------	----------	----------	----------

(15) かんばち（第48条の表の小割り式2年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式2年魚かんばち養殖業に係るかんばちの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の75
5月以上6月未満	100分の80
6月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表（小割り式2年魚かんばち養殖業に係るかんばちの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(16) かんばち（第48条の表の小割り式3年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式3年魚かんばち養殖業に係るかんばちの経過率表）

経過期間	経過率
3月未満	100分の85
3月以上5月未満	100分の90
5月以上8月未満	100分の95
8月以上	100分の100

第2表（小割り式3年魚かんばち養殖業に係るかんばちの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(17) ひらめ（第48条の表の小割り式ひらめ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式ひらめ養殖業に係るひらめの経過率表）

経過期間	経過率
------	-----

1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表 (小割り式ひらめ養殖業に係るひらめの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち ○村及び○村の地 先水面を除く水面
2月未満		100分の	100分の	100分の
2月以上6月未満		100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満		100分の	100分の	100分の
9月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(18) すずき (第48条の表の小割り式1年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表 (小割り式1年魚すずき養殖業に係るすずきの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表 (小割り式1年魚すずき養殖業に係るすずきの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち ○村及び○村の地 先水面を除く水面
2月未満		100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満		100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満		100分の	100分の	100分の
6月以上8月未満		100分の	100分の	100分の

8月以上10月未満 10月以上	100分の 100分の100	100分の 100分の100	100分の 100分の100
--------------------	-------------------	-------------------	-------------------

(19) すずき（第48条の表の小割り式2年魚すずき養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式2年魚すずき養殖業に係るすずきの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式2年魚すずき養殖業に係るすずきの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(20) すずき（第48条の表の小割り式3年魚すずき養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式3年魚すずき養殖業に係るすずきの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の80
1月以上2月未満	100分の82
2月以上3月未満	100分の85
3月以上4月未満	100分の88
4月以上5月未満	100分の92
5月以上6月未満	100分の96
6月以上	100分の100

第2表（小割り式3年魚すずき養殖業に係るすずきの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(21) ひらまさ（第48条の表の小割り式2年魚ひらまさ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式2年魚ひらまさ養殖業に係るひらまさの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の
1月以上2月未満	100分の
2月以上	100分の100

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表 (小割り式2年魚ひらまさ養殖業に係るひらまさの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域 ○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(22) ひらまさ (第48条の表の小割り式3年魚ひらまさ養殖業の項に掲げるもの)

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表 (小割り式3年魚ひらまさ養殖業に係るひらまさの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表 (小割り式3年魚ひらまさ養殖業に係るひらまさの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域 ○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(23) まあじ (第48条の表の小割り式まあじ養殖業の項に掲げるもの)

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表 (小割り式まあじ養殖業に係るまあじの経過率表)

経過期間	経過率

1月未満	100分の40
1月以上2月未満	100分の45
2月以上3月未満	100分の50
3月以上4月未満	100分の55
4月以上5月未満	100分の60
5月以上6月未満	100分の65
6月以上7月未満	100分の70
7月以上8月未満	100分の75
8月以上9月未満	100分の80
9月以上10月未満	100分の85
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表 (小割り式まあじ養殖業に係るまあじの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域		○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
	○村の地先水面	○村の地先水面	
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(24) しまあじ (第48条の表の小割り式1年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの)

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表 (小割り式1年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表 (小割り式1年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域		○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
	○村の地先水面	○村の地先水面	
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(25) しまあじ（第48条の表の小割り式2年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式2年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式2年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(26) しまあじ（第48条の表の小割り式3年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式3年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の82
1月以上2月未満	100分の85
2月以上3月未満	100分の87
3月以上4月未満	100分の91
4月以上5月未満	100分の94
5月以上6月未満	100分の97
6月以上	100分の100

第2表（小割り式3年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(27) まはた等（第48条の表の小割り式2年魚まはた養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式2年魚まはた養殖業に係るまはた等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の40
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表（小割り式2年魚まはた養殖業に係るまはた等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
	○村の地先水面	○村の地先水面	
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(28) まはた等（第48条の表の小割り式3年魚まはた養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式3年魚まはた養殖業に係るまはた等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の55
1月以上2月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上5月未満	100分の80
5月以上6月未満	100分の85
6月以上8月未満	100分の90
8月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式3年魚まはた養殖業に係るまはた等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
	○村の地先水面	○村の地先水面	

1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(29) まはた等（第48条の表の小割り式4年魚まはた養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式4年魚まはた養殖業に係るまはた等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の55
1月以上2月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上5月未満	100分の80
5月以上6月未満	100分の85
6月以上8月未満	100分の90
8月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式4年魚まはた養殖業に係るまはた等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(30) まはた等（第48条の表の小割り式5年魚まはた養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式5年魚まはた養殖業に係るまはた等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の70
1月以上2月未満	100分の75
2月以上4月未満	100分の80
4月以上6月未満	100分の85
6月以上8月未満	100分の90
8月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式5年魚まはた養殖業に係るまはた等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上8月未満	100分の	100分の	100分の

8月以上	100分の100	100分の100	100分の100
------	----------	----------	----------

(31) すぎ（第48条の表の小割り式すぎ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式すぎ養殖業に係るすぎの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の65
3月以上4月未満	100分の70
4月以上5月未満	100分の75
5月以上6月未満	100分の80
6月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表（小割り式すぎ養殖業に係るすぎの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち ○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(32) まさば（第48条の表の小割り式まさば養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式まさば養殖業に係るまさばの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の65
3月以上4月未満	100分の70
4月以上5月未満	100分の75
5月以上6月未満	100分の80
6月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表（小割り式まさば養殖業に係るまさばの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち ○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の

1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(33) くろまぐろ（第48条の表の小割り式2年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式2年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の30
1月以上2月未満	100分の40
2月以上3月未満	100分の50
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

第2表（小割り式2年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上10月未満	100分の	100分の	100分の
10月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(34) くろまぐろ（第48条の表の小割り式3年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式3年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の55
1月以上2月未満	100分の60
2月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上10月未満	100分の90

10月以上11月未満 11月以上	100分の95 100分の100
---------------------	---------------------

第2表（小割り式3年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		○県の地先水面のうち ○村及び○村の地先水面を除く水面
	○村の地先水面	○村の地先水面	
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(35) くろまぐろ（第48条の表の小割り式4年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式4年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の80
1月以上2月未満	100分の85
2月以上3月未満	100分の90
3月以上5月未満	100分の95
5月以上	100分の100

第2表（小割り式4年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		○県の地先水面のうち ○村及び○村の地先水面を除く水面
	○村の地先水面	○村の地先水面	
1月未満	100分の100	100分の100	100分の100
1月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(36) くろまぐろ（第48条の表の小割り式5年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式5年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の80
1月以上2月未満	100分の85
2月以上3月未満	100分の90
3月以上5月未満	100分の95
5月以上	100分の100

第2表（小割り式5年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		○県の地先水面のうち ○村及び○村の地先水面を除く水面
	○村の地先水面	○村の地先水面	
1月未満	100分の100	100分の100	100分の100
1月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(37) めばる等（第48条の表の小割り式2年魚めばる養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式2年魚めばる養殖業に係るめばる等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の60
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上5月未満	100分の80
5月以上7月未満	100分の85
7月以上9月未満	100分の90
9月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式2年魚めばる養殖業に係るめばる等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち ○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(38) めばる等（第48条の表の小割り式3年魚めばる養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式3年魚めばる養殖業に係るめばる等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の55
1月以上2月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上5月未満	100分の80
5月以上6月未満	100分の85
6月以上8月未満	100分の90
8月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式3年魚めばる養殖業に係るめばる等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち ○村及び○村の地先水面を除く水面

1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(39) めばる等（第48条の表の小割り式4年魚めばる養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式4年魚めばる養殖業に係るめばる等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の70
1月以上2月未満	100分の75
2月以上3月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の85
4月以上6月未満	100分の90
6月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式4年魚めばる養殖業に係るめばる等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち ○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(40) かわはぎ等（第48条の表の小割り式かわはぎ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（小割り式かわはぎ養殖業に係るかわはぎ等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の70
2月以上3月未満	100分の75
3月以上4月未満	100分の80
4月以上6月未満	100分の85
6月以上8月未満	100分の90
8月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

第2表（小割り式かわはぎ養殖業に係るかわはぎ等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	○村の地先水面	○村の地先水面	○県の地先水面のうち ○村及び○村の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の

5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(41) にはんうなぎ（第48条の表のうなぎ養殖業の項に掲げるもの）

第1表の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、第2表に掲げる経過区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

第1表（うなぎ養殖業に係るにはんうなぎの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上6月未満	100分の80
6月以上7月未満	100分の85
7月以上9月未満	100分の90
9月以上12月未満	100分の95
12月以上	100分の100

第2表（うなぎ養殖業に係るにはんうなぎの生残率表）

経過期間	経過率
3月未満	100分の
3月以上6月未満	100分の
6月以上9月未満	100分の
9月以上12月未満	100分の
12月以上	100分の100

別記第4

共済金の支払の特例を適用する養殖業についての単位漁場区域及び病害低事故不填補割合の指定

- 1 第77条の規定により指定された単位漁場区域に係る病害低事故不填補割合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

共済金の支払の特例を適用する単位漁場区域	病害低事故不填補割合
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の15未満の単位漁場区域	100分の5
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の15以上100分の20未満の単位漁場区域	100分の10
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の20以上100分の25未満の単位漁場区域	100分の15
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の25以上100分の30未満の単位漁場区域	100分の20
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の30以上100分の35未満の単位漁場区域	100分の25
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の35以上の単位漁場区域	100分の30

- 2 第77条の規定により指定された単位漁場区域の名称は、前項により指定される当該単位漁場区域についての病害低事故不填補割合とともに、遅滞なく、この組合の掲示場に掲示し、かつ、当該単位漁場区域に係る共済契約者に書面をもって通知するものとする。

別記第5

特定養殖共済の共済掛金率

1 特定養殖共済についての純共済掛金率

(1) 特定養殖共済のうち填補方式が地震等比例填補付約定期限内填補特約以外の共済契約についての純共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じて填補方式によりそれぞれ同表の右欄に掲げる率

区 分		填 補 方 式			
特定養殖業の種類	水域の区分	全事故比例填補方式	約定期限内填補方式		
			特約で定める割合が30%の場合	特約で定める割合が20%の場合	特約で定める割合が10%の場合
のり等養殖業	〇〇〇〇	%	%	%	%
わかめ養殖業	〇〇〇〇				
こんぶ養殖業	〇〇〇〇				
真珠母貝養殖業	〇〇〇〇				
ほたて貝等養殖業	〇〇〇〇				
特定かき養殖業	〇〇〇〇				
くるまえば養殖業	〇〇〇〇				
うに養殖業	〇〇〇〇				
ほや養殖業	〇〇〇〇				

区 分		填 補 方 式			
特定養殖業の種類	水域の区分	支払上限付低事故不填補方式			地震等限定填補方式
		特約で定める割合が30%の場合	特約で定める割合が20%の場合	特約で定める割合が10%の場合	
のり等養殖業	〇〇〇〇	%	%	%	%
わかめ養殖業	〇〇〇〇				
こんぶ養殖業	〇〇〇〇				
真珠母貝養殖業	〇〇〇〇				
ほたて貝等養殖業	〇〇〇〇				
特定かき養殖業	〇〇〇〇				
くるまえば養殖業	〇〇〇〇				
うに養殖業	〇〇〇〇				
ほや養殖業	〇〇〇〇				

備 考

- ① 「全事故比例填補方式」とは、第122条又は第123条の規定により共済金を支払う填補方式をいう。
- ② 漁協一括契約の純共済掛金率は、表に掲げる率に100分の90を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ③ 共済契約者が共済責任期間の開始日前1年間に締結した共済契約（以下「前年度共済契約」という。）の純共済掛金率は、表に掲げる率（②に該当する場合にあっては、②によって得た率）に第1表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、第2表の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合（地震等限定填補特約の場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

第1表

区 分		適 用 等 級
契約の種類	前年度共済契約の損害率	
個別契約 の場合	①損害率が0%の場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)
	②損害率が50%未満の場合 (①に該当する場合を除く。)	前年度共済契約の適用等級に2を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	③損害率が50%以上150%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に3を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	④損害率が150%以上の場合	前年度共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
漁協一括契約 の場合	①損害率が30%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)
	②損害率が30%以上50%未満の場合	前年度共済契約の適用等級
	③損害率が50%以上100%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に2を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	④損害率が100%以上200%未満の場合	前年度共済契約の適用等級に3を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
	⑤損害率が200%以上の場合	前年度共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)

第2表

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
割合	50/100	55/100	60/100	65/100	70/100	75/100	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100
等級	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
割合	105/100	110/100	115/100	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100	
等級	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
割合	155/100	160/100	165/100	170/100	175/100	180/100	185/100	190/100	195/100	200/100	

イ 前年度共済契約がない場合であって、共済責任期間の開始日前4年間に締結した共済契約があるときは、前4年間の直近の共済契約を前年度共済契約とみなして適用する。

ロ 共済契約者が共済責任期間の開始日前4年間に共済契約を締結したことがない場合は、第2表の上欄に掲げる等級は11等級とする。

ハ 「損害率」とは、次の算式によって得た率をいう。

(前年度共済契約により支払を受けた共済金の金額(第126条第1項第1号、第6号又は第7号の規定による免責に係るものを含む。)) / (前年度共済契約に係る純共済掛金の金額) × 100

- ④ 当初契約の純共済掛金率は、表に掲げる率(②又は③に該当する場合にあつては、②又は③によって得た率)に100分の90を乗じて得た率(小数点以下3位以下を切り捨てる。)とする。
- ⑤ 継続契約(継続申込特約に係る全ての共済責任期間についての共済契約が締結され、効力を失うことなく、かつ、解除(当該解除が第131条第4項に該当するものであるときを除く。)されなかった場合において、その最後の共済責任期間の当該養殖業の全部又は一部につき直後の共済責任期間について継続申込特約を付した共済契約を締結したときの当該共済契約を含む。)の純共済掛金率は、表に掲げる率(②又は③に該当する場合にあつては、②又は③によって得た率)に100分の80を乗じて得た率(小数点以下3位以下を切り捨てる。)とする。

(2) 特定養殖共済のうち填補方式が地震等比例填補付約定限度内填補特約である共済契約についての純共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率

区 分	純共済掛金率
当該特約で定める割合が30%の場合	前号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が30%の場合の欄に掲げる率（同表備考③、④又は⑤に該当する場合にあっては、同表備考③、④又は⑤によって得た率）に0.10%を加えて得た率
当該特約で定める割合が20%の場合	前号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が20%の場合の欄に掲げる率（同表備考③、④又は⑤に該当する場合にあっては、同表備考③、④又は⑤によって得た率）に0.11%を加えて得た率
当該特約で定める割合が10%の場合	前号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が10%の場合の欄に掲げる率（同表備考③、④又は⑤に該当する場合にあっては、同表備考③、④又は⑤によって得た率）に0.12%を加えて得た率

2 特定養殖共済についての附加共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる率

区分	附加共済掛金率
のり等養殖業	%
わかめ養殖業	
こんぶ養殖業	
真珠母貝養殖業	
ほたて貝等養殖業	
特定かき養殖業	
くるまえび養殖業	
うに養殖業	
ほや養殖業	

別記第 6

漁業施設共済の共済掛金率

1 漁業施設共済についての純共済掛金率

(1) 養殖施設についての純共済掛金率

次の表の上欄に掲げる養殖施設の種類に応じて分損特約の有無及び填補方式により同表の下欄に掲げる率

養殖施設の種類	分損特約の有無及び填補方式					
	分損特約がある場合			分損特約がない場合		
	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式
浮流し式養殖施設	%	%	%	%	%	%
はえ縄式養殖施設						
くい打ち式養殖施設						
いかだ						
網いけす						

備考

- ① 「通常填補方式」とは、第162条第1項又は第2項の規定により共済金を支払う填補方式をいう（次号及び第3号において同じ。）。
- ② 養殖業の種類ごと及び単位漁場区域ごとに、当該種類に係る養殖業者及び当該養殖業者の供用する養殖施設が複数あり、当該養殖施設の全てについて共済契約（地震等限定填補特約及び地震等限定低填補特約を付した共済契約を除く。③において同じ。）の締結の申込みが同時になされた場合であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ100分の30以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率に100分の90を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ③ 特定養殖加入区ごとに、特定養殖業の種類に係る区域内特定養殖業者及び当該区域内特定養殖業者の供用する養殖施設が複数あり、当該養殖施設の全てについて共済契約の締結の申込みが同時になされた場合（その申込みに際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者から併せて当該特定養殖業に供用する養殖施設の全てについて共済契約の締結の申込みがなされた場合を含む。）であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ100分の30以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率に100分の90を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ④ 継続申込特約がある場合の純共済掛金率は、表に掲げる率（②又は③に該当する場合にあっては、②又は③によって得た率）に100分の110を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

(2) 定置網についての純共済掛金率

次の表の上欄に掲げる区分に応じて分損特約の有無及び填補方式により同表の下欄に掲げる率に共済責任期間の各月の数を乗じて得た率（共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月の共済責任期間の日数が1月に満たない場合（共済責任期間が1年間である共済契約を除く。）にあっては、当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月以外の当該共済責任期間の各月の数を乗じて得た率と当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月につき日割で計算して得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とを合算して得た率）とする。

区 分	分損特約の有無及び填補方式								
	分損特約がある場合						分損特約がない場合		
	各網についての全損契約を締結する場合			その他の場合					
	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式
北海道さけ	1月から7	%	%	%	%	%	%	%	%

ます定置網	月まで									
	8月から12月まで									
大型定置網	1月から7月まで									
	8月から12月まで									
小型定置網	1月から7月まで									
	8月から12月まで									

備考

- ① 「各網についての全損契約」とは、各網の損壊に係る部分はその各網の全体を占めると認められる場合を共済事故とする共済契約をいう。
- ② 「北海道さけます定置網」とは、北海道地先水面においてさけ又はますをとるために使用する定置網をいう。
- ③ 加入区及び区分ごとに、当該区分に係る漁業に供用する定置網の複数について共済契約（地震等限定填補特約及び地震等限定低填補特約を付した共済契約を除く。④において同じ。）の締結の申込みが同一の者から同時になされた場合であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ100分の30以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率により得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ④ 加入区及び区分ごとに、当該区分に係る漁業に定置網を供用する特定第2号漁業者及び当該定置網が複数あり、当該定置網の全てについて共済契約の締結の申込みが同時になされた場合（その申込みの際に、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む特定第2号漁業者以外の被共済資格者から併せて当該区分の漁業に供用する定置網の全てについて共済契約の締結の申込みがなされた場合を含む。）であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ100分の30以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率により得た率（③に該当する場合にあっては、③によって得た率）に100分の90を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。
- ⑤ 共済契約者が当該定置網が敷設される位置で当該定置網に係る共済責任期間の開始日前1年間に締結した共済契約（この備考において「前年度共済契約」という。）を締結していた場合の純共済掛金率は、表に掲げる率により得た率（③又は④に該当する場合にあっては、③又は④によって得た率）に第1表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、第2表の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合（地震等限定填補特約及び地震等限定低填補特約の場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

第1表

区 分		適 用 等 級
前年度共済契約における支払の有無	①共済金の支払を受けた場合	前年度共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が15等級以上となる場合は15等級)
	②共済金の支払を受けなかった場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)

第2表

等 級	1	2	3	4	5	6	7	8
割 合	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100	105/100	110/100	115/100
等 級	9	10	11	12	13	14	15	
割 合	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100	

イ 前年度共済契約がない場合であって、共済責任期間の開始日前4年間に締結した共済契約があるときは、前4年間の直近の共済契約を前年度共済契約とみなして適用する。

ロ 共済契約者が共済責任期間の開始日前4年間に共済契約を締結したことがない場合は、第2表の上欄に

掲げる等級は5等級とする。

ハ 「共済金の支払を受けた場合」とは、前年度共済契約によりこの組合から当該漁業施設共済の共済金（第165条第1項第1号、第6号又は第7号の規定による免責に係るものを含む。）の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合をいう。

- ⑥ 継続申込特約がある場合の純共済掛金率は、表に掲げる率により得た率(③、④又は⑤に該当する場合にあっては、③、④又は⑤によって得た率)に100分の110を乗じて得た率(小数点以下3位以下を切り捨てる。)とする。

(3) まき網についての純共済掛金率

次の表の上欄に掲げる区分に応じて分損特約の有無及び填補方式により同表の下欄に掲げる率に共済責任期間の各月の数を乗じて得た率（共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月の共済責任期間の日数が1月に満たない場合（共済責任期間が1年間である共済契約を除く。）にあっては、当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月以外の当該共済責任期間の各月の数を乗じて得た率と当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月につき日割で計算して得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とを合算して得た率）とする。

分損特約の有無及び填補方式					
分損特約がある場合			分損特約がない場合		
通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式
%	%	%	%	%	%

備考

- ① 共済契約者が当該まき網に係る共済責任期間の開始日前1年間に締結した共済契約（この備考において「前年度共済契約」という。）を締結していた場合の純共済掛金率は、表に掲げる率に第1表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、第2表の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合（地震等限定填補特約及び地震等限定低填補特約の場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

第1表

区 分		適 用 等 級
前年度共済契約における支払の有無	①共済金の支払を受けた場合	前年度共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が15等級以上となる場合は15等級)
	②共済金の支払を受けなかった場合	前年度共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)

第2表

等 級	1	2	3	4	5	6	7	8
割 合	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100	105/100	110/100	115/100
等 級	9	10	11	12	13	14	15	
割 合	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100	

イ 前年度共済契約がない場合であって、共済責任期間の開始日前4年間に締結した共済契約があるときは、前4年間の直近の共済契約を前年度共済契約とみなして適用する。

ロ 共済契約者が共済責任期間の開始日前4年間に共済契約を締結したことがない場合は、第2表の上欄に掲げる等級は5等級とする。

ハ 「共済金の支払を受けた場合」とは、前年度共済契約によりこの組合から当該漁業施設共済の共済金（第165条第1項第1号、第6号又は第7号の規定による免責に係るものを含む。）の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合をいう。

- ② 継続申込特約がある場合の純共済掛金率は、表に掲げる率（①に該当する場合にあっては、①によって得た率）に100分の110を乗じて得た率（小数点以下3位以下を切り捨てる。）とする。

2 漁業施設共済についての附加共済掛金率

次の表の左欄に掲げる区分に応じて填補方式によりそれぞれ同表の右欄に掲げる率

区分	填補方式		
	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式
漁業施設の種類			
浮流し式養殖施設	%	%	%
はえ縄式養殖施設			
くい打ち式養殖施設			
いかだ			
網いけす			
定置網			
まき網			

漁獲共済契約申込書

年 月 日

漁業共済組合 御中

その組合員としてこの名称	漁業協同組合
申込みをす	
申込者住所	
申込者氏名	

貴組合の共済規程を承知の上、共済契約を締結したいので、申し込みます。

1. 基本的操業条件等

加入方式	個別・漁協一括・集団	操業期間	年 月 ～ 年 月	契漁業の種類又は区分	(過年度と異なる事項)
漁場の位置又は区域		漁業指揮者の氏名		契漁業の種類又は区分	
(注)使用する漁船	船名	総トン数	機関の馬力数	漁業従事者の数	人
		トン	馬力	漁業構成員の数	
				漁業根拠地	

(注) 2隻以上の漁船を使用する場合は、その全て(付属漁船を除く。)を記入してください

2. 過年度実績

販売金額	前1年 円	前2年 円	前3年 円	前4年 円	前5年 円	備考
						主な販売先

※販売以外の方法により処分したものがあがる場合はその明細を添付して下さい。

3. 契約条件

契約割合又は共済金額	継続申込(長期共済) 特約	包括継続申込特約	共済金支払に関する特約	共済掛金の分割払
%	円	1. する・2. しない	1. する・2. しない	1. する・2. しない

(共済組合記入欄)

契約番号	
加入区の名称	

養殖共済契約申込書

年 月 日

漁業共済組合 御中

その組合員としてこの申込みをする漁協の名称	漁業協同組合
申込者住所	
申込者氏名	

貴組合の共済規程を承知の上、共済契約を締結したいので、申し込みます。

1. 申込みする共済目的等

共済目的の種類	養殖水産動植物の数量		使用施設	
	開始日数量	追加予定数量	施設種類	施設数
養殖期間 年 月 ～ 年 月				
漁場の位置 又は区域 又は事業場の所在地	貝尾	貝尾		台面

2. 契約条件

契約割合又は共済金額	継続申込(長期共済)特約	共済金支払に関する特約	漁場移動特約	赤潮特約	共済掛金の分割払
% 円	1. する・2. しない	1. 全病害不填補 2. 特定病害不填補 3. 病害低填補	1. する(育成・販売) 2. しない	1. する・2. しない	1. する・2. しない

低損害填補特約
1. する・2. しない

<特記事項>

漁場移動特約を選択した場合に記入			
移動目的	移動先	移動開始予定	移動終了予定
育成		年 月	年 月
販売		年 月	年 月

(共済組合記入欄)

契約番号	加入区の名称

特定養殖共済契約申込書

年 月 日

漁業共済組合 御中

その組合員としてこの申込みをする漁協の名称	漁業協同組合
申込者住所	
申込者氏名	

貴組合の共済規程を承知の上、共済契約を締結したいので、申し込みます。

1. 基本的操業条件等

特定養殖業の種類	加入方式	個別・漁協一括	養殖期間	年月～年月	(過年度と異なる事項)
漁場の位置又は区域	施設種類	施設数	使用施設		
			柵	台面	m
				主な販売先	

2. 過年度実績

	前1年	前2年	前3年	前4年	前5年
使用施設数	柵・台・m ² ・m				
生産数量	枚・Kg・個	枚・Kg・個	枚・Kg・個	枚・Kg・個	枚・Kg・個
生産金額	円	円	円	円	円

※販売以外の方法により処分したものがあある場合は、その明細を添付して下さい。

3. 契約条件

契約割合又は共済金額	継続申込(長期共済)特約	共済金支払に関する特約	共済掛金の分割払
%	円 1.する・2.しない	しない	1.する・2.しない

(共済組合記入欄)

契約番号	
加入区の名 称	

漁業施設共済契約申込書

年 月 日

漁業共済組合 御中

その組合員としてこの申込みをする漁協の名称	漁業協同組合
申込み者住所	
申込み者氏名	

貴組合の共済規程を承知の上、共済契約を締結したいので、申し込みます。

1. 申込みする共済目的等

共済目的の種類 申込みに係る漁業施設を使用して営む養殖業又は漁業の種類	設置期間 (まき網にあつては操業期間)	漁場の位置又は区域 (まき網にあつては漁場の位置)	申込み漁業施設数	申込みに係る施設のうち賃借しているものの有無	備考
	年 月 ~ 年 月		台	有 ・ 無	

※共済目的がまき網の場合に記入

漁業根拠地	まき網を搭載する漁船(注)	船名	総トン数
			トン

(注) 漁船(網船)が複数の場合は、漁船ごとに記入して下さい。

2. 契約条件

(1) 契約割合又は共済金額 %	(2) 継続申込(長期共済)特約	(3) 網地の部分に限る特約 (定置網とまき網のみ)	(4) 分損特約とその内容 (定置網の落し網付の場合)	(5) 共済掛金の分割払
円	1. する ・ 2. しない	1. する ・ 2. しない	1. 各網の全損填補 2. 各網の30%以上損害填補	1. する ・ 2. しない
ロープ及びびいかり等を除く特約 (まき網を除く)	地震・津波・噴火での事故に限る特約	1. する 填補・低填補		
1. する ・ 2. しない	1. する 填補・低填補	1. する 2. しない		

(共済組合記入欄)

契約番号

別表第1の1 (大型化修正割合)

大型化割合の区分	大型化修正割合	
	大型化後漁船の合計総トン数の区分	
	10トン未満	10トン以上
0.10 未満	1.000	1.000
0.10 以上 0.20 未満	1.063	1.093
0.20 以上 0.30 未満	1.105	1.154
0.30 以上 0.40 未満	1.146	1.216
0.40 以上 0.50 未満	1.188	1.278
0.50 以上 0.60 未満	1.230	1.339
0.60 以上 0.70 未満	1.272	1.401
0.70 以上 0.80 未満	1.314	1.463
0.80 以上 0.90 未満	1.355	1.524
0.90 以上 1.00 未満	1.397	1.586
1.00 以上 1.10 未満	1.439	1.648
1.10 以上 1.20 未満	1.481	1.710
1.20 以上 1.30 未満	1.523	1.771
1.30 以上 1.40 未満	1.564	1.833
1.40 以上 1.50 未満	1.606	1.895
1.50 以上 1.60 未満	1.648	1.956
1.60 以上 1.70 未満	1.690	2.018
1.70 以上 1.80 未満	1.732	2.080
1.80 以上 1.90 未満	1.773	2.141
1.90 以上 2.00 未満	1.815	2.203
2.00 以上	1.836	2.234

別表第1の2 (限度額率及び金額修正係数)

区分	漁業の種類	限度額率	金額修正係数
第1号漁業	わかめをとる漁業	100分の75	100分の100
	こんぶをとる漁業	100分の75	100分の100
	てんぐさをとる漁業	100分の75	100分の100
	あわびをとる漁業	100分の80	100分の100
第2号漁業	まき網漁業	100分の85	100分の100
	さんま棒受網漁業	100分の90	100分の100
	一般敷網漁業	100分の85	100分の100
	船びき網漁業	100分の80	100分の100
	ほたて貝桁網漁業	100分の90	100分の100
	一般底びき網漁業	100分の90	100分の100
	太平洋さけます流し網漁業	100分の80	100分の100
	すけとうだら刺し網漁業	100分の80	100分の100
	一般刺し網漁業	100分の70	100分の100
	すけとうだらはえ縄漁業	100分の80	100分の100
	ふぐあまだいはえ縄漁業	100分の90	100分の100
	いか釣り漁業	100分の85	100分の100
	かつおまぐろ等漁業	100分の90	100分の100
	一般釣り漁業	100分の80	100分の100
	かに籠漁業	100分の80	100分の100
	小型定置漁業	100分の75	100分の100
	大型定置漁業	100分の75	100分の100
	その他の漁業	100分の80	100分の100
	小型合併漁業 (主として底びき網を使用して行うもの)	100分の90	100分の100
	小型合併漁業 (主として底びき網を使用して行うもの以外のもの)	100分の85	100分の100

別表第1の3 (上限割合及び下限割合)

上限割合	下限割合
1.3	0.9

備考

$$\text{イ } A \times \frac{C}{B}$$

Aは、直前契約の共済限度額又は単位共済限度額

Bは、直前契約に係る放流数量

Cは、当該共済契約に係る放流数量

$$\text{ロ } A \times B$$

Aは、直前契約の共済限度額又は単位共済限度額

Bは、別表第1の1の大型化割合の区分に応じて大型化後漁船の合計総トン数の区分によりそれぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる割合

別表第1の4 (漁獲共済・金額逓減割合)

$\frac{\text{漁獲金額の合計額}}{\text{単位共済限度額の合計額}}$	金額逓減割合
1.2 未満	1.000
1.2 以上 1.3 未満	0.875
1.3 以上 1.4 未満	0.750
1.4 以上 1.5 未満	0.625
1.5 以上	0.500

別表第2の1 (特定日の範囲)

養殖業の種類	特定日の範囲
1年貝真珠養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚はまち養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚たい養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式さけ・ます養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚ふぐ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式2年魚ふぐ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚かんばち養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式ひらめ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚すずき養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式2年魚ひらまさ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式まあじ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚しまあじ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式2年魚まはた養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式すぎ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式まさば養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式2年魚くろまぐる養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式2年魚めばる養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式かわはぎ養殖業	月 日から 月 日までの期間
うなぎ養殖業	月 日から 月 日までの期間

別表第2の2 (単位当たり共済価額)

養殖水産動植物の種類	単位漁場区域の属する水域	単位当たり共済価額
かき	○県の地先水面	円
真珠貝 (第48条の表の1年貝真珠養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
真珠貝 (第48条の表の2年貝真珠養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ぶり (第48条の表の小割り式1年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ぶり (第48条の表の小割り式2年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ぶり (第48条の表の小割り式3年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まだい等 (第48条の表の小割り式1年魚たい養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まだい等 (第48条の表の小割り式2年魚たい養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まだい等 (第48条の表の小割り式3年魚たい養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ぎんざけ等 (第48条の表の小割り式さけ・ます養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
とらふぐ (第48条の表の小割り式1年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
とらふぐ (第48条の表の小割り式2年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
とらふぐ (第48条の表の小割り式3年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
かんばち (第48条の表の小割り式1年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
かんばち (第48条の表の小割り式2年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
かんばち (第48条の表の小割り式3年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ひらめ (第48条の表の小割り式ひらめ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
すずき (第48条の表の小割り式1年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
すずき (第48条の表の小割り式2年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
すずき (第48条の表の小割り式3年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ひらまさ (第48条の表の小割り式2年魚ひらまさ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ひらまさ (第48条の表の小割り式3年魚ひらまさ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まあじ (第48条の表の小割り式まあじ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
しまあじ (第48条の表の小割り式1年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
しまあじ (第48条の表の小割り式2年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
しまあじ (第48条の表の小割り式3年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まはた等 (第48条の表の小割り式2年魚まはた養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まはた等 (第48条の表の小割り式3年魚まはた養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まはた等 (第48条の表の小割り式4年魚まはた養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まはた等 (第48条の表の小割り式5年魚まはた養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
すぎ (第48条の表の小割り式すぎ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まさば (第48条の表の小割り式まさば養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
くろまぐろ (第48条の表の小割り式2年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
くろまぐろ (第48条の表の小割り式3年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
くろまぐろ (第48条の表の小割り式4年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
くろまぐろ (第48条の表の小割り式5年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
めばる等 (第48条の表の小割り式2年魚めばる養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
めばる等 (第48条の表の小割り式3年魚めばる養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
めばる等 (第48条の表の小割り式4年魚めばる養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
かわはぎ等 (第48条の表の小割り式かわはぎ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
にほんうなぎ (第48条の表のうなぎ養殖業の項に掲げるもの)		円

備考 かきの単位当たり共済価額は、付着器1枚に着生しているかきの価額とする。

別表第3の1 (特定養殖共済・数量逓減割合)

特定養殖業の種類	生産数量又は生産数量の合計数量		数量逓減割合
	基準生産数量		
のり等養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業	1.1 未満		1.00
	1.1 以上	1.2 未満	0.95
	1.2 以上	1.3 未満	0.90
	1.3 以上	1.5 未満	0.85
	1.5 以上	1.7 未満	0.80
	1.7 以上	1.9 未満	0.75
	1.9 以上	2.0 未満	0.70
真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業	1.2 未満		1.00
	1.2 以上	1.3 未満	0.95
	1.3 以上	1.4 未満	0.90
	1.4 以上	1.5 未満	0.85
	1.5 以上	1.7 未満	0.80
	1.7 以上	1.9 未満	0.75
	1.9 以上	2.0 未満	0.70

別表第3の2 (特定養殖共済・金額逓減割合)

生産金額の合計額		金額逓減割合
単位共済限度額の合計額		
1.2 未満		1.000
1.2 以上	1.3 未満	0.875
1.3 以上	1.4 未満	0.750
1.4 以上	1.5 未満	0.625
1.5 以上		0.500

別表第4の1 (現有率)

1. 共済目的が竹いかだのとき

経過期間	現有率
4ヶ月未満	100%
4ヶ月以上8ヶ月未満	90%
8ヶ月以上	80%

2. 共済目的が竹いかだ以外のとき

経過期間	現有率
6ヶ月未満	100%
6ヶ月以上	90%

別表第4の2 (損壊割合)

共済目的の種類	損壊割合
落とし網以外の定置網に属する漁網	$\frac{V a}{V} \times \frac{a}{A} + \frac{V b}{V} \times \frac{b}{B}$
落とし網に属する漁網	$\frac{V a}{V} \times \frac{a}{A} + \frac{V c}{V} \times \frac{c}{C} + \frac{V d}{V} \times \frac{d}{D}$
養殖施設又はまき網に属する漁網	$\frac{e}{E}$

Vは、定置網に属する漁網の共済価額

V aは、かき網の共済責任期間の開始時における価額

Aは、かき網の新調価額

aは、かき網の損壊部分の復旧に要した費用

V bは、身網の共済責任期間の開始時における価額

Bは、身網の新調価額

bは、身網の損壊部分の復旧に要した費用

V cは、かこい網（昇り網を含む。）の共済責任期間の開始時における価額

Cは、かこい網（昇り網を含む。）の新調価額

cは、かこい網（昇り網を含む。）の復旧に要した費用

V dは、箱網の網地の部分の共済責任期間の開始時における価額

Dは、箱網の新調価額

dは、箱網の復旧に要した費用

Eは、養殖施設又はまき網に属する漁網の新調価額

eは、養殖施設又はまき網に属する漁網の復旧に要した費用

<作成上の注意>

1. 「別記」

- (1) 別記第1第1項及び第2項においては、漁獲共済を実施する漁業と実施する填補特約のみを掲げ、区分及び率の欄は、漁業災害補償法第112条第2項（同法第147条の2第2項において準用する場合を含む）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件（平成14年9月30日農林水産省告示第1506号）を参照し、組合の事情に応じて定めること。ただし、別記第1第1項に規定する純共済掛金率について、同法第112条第2項の基準共済掛金率と同率とする場合にあっては、別記第1第1項にその旨を記載することができる。
- (2) 別記第2第1項及び第2項においては、養殖共済を実施する養殖業と実施する填補特約のみを掲げ、区分及び率の欄は、漁業災害補償法第122条第2項（同法第147条の2第2項において準用する場合を含む）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件（平成14年9月30日農林水産省告示第1507号）を参照し、組合の事情に応じて定めること。ただし、別記第2第1項に規定する純共済掛金率について、同法第122条第2項の基準共済掛金率と同率とする場合にあっては、別記第2第1項にその旨を記載することができる。
- (3) 別記第3においては、養殖共済を実施する養殖業に係るもの以外の部分は削るものとし、各号第2表に掲げる割合は、それぞれ、単位漁場区域ごとの事情に応じて定めること。
- (4) 別記第4においては、かき、真珠、ふぐ（第48条の表の小割り式1年魚ふぐ養殖業の項に掲げるものを除く。）又はひらめ養殖業に係る養殖共済を実施する組合のみ規定すること。
- (5) 別記第5第1項及び第2項においては、特定養殖共済を実施する養殖業と実施する填補特約のみを掲げ、区分及び率の欄は、漁業災害補償法第125条の10第2項（同法第147条の2第2項において準用する場合を含む）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件（平成14年9月30日農林水産省告示第1508号）を参照し、組合の事情に応じて定めること。ただし、別記第5第1項に規定する純共済掛金率について、同法第125条の10第2項の基準共済掛金率と同率とする場合にあっては、別記第5第1項にその旨を記載することができる。
- (6) 別記第6第1項及び第2項においては、漁業施設共済を実施する共済目的と実施する填補特約のみを掲げ、区分及び率の欄は、漁業災害補償法第133条第2項（同法第147条の2第2項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件（平成14年9月30日農林水産省告示第1509号）を参照し、組合の事情に応じて定めること。ただし、別記第6第1項に規定する純共済掛金率について、同法第133条第2項の基準となる率と同率とする場合にあっては、別記第6第1項にその旨を記載することができる。

2. 「別記様式」

漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済において実施するもののみ規定すること。

3. 「別表」

<別表第1関係>

- ① 漁獲共済を実施する組合のみ規定すること。
- ② 別表第1の2の「漁業の種類」については、漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林水産省告示第35号）の別表第1及び第3を参照のうえ規定すること。
- ③ 別表第1の3の「漁業の種類」については、漁業災害補償法第113条の2第6項（同法第147条の2第2項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件（平成14年9月30日農林水産省告示第1532号）を参照のうえ規定し、ほたて貝桁網漁業に係る漁獲共済を実施しない組合は、備考イの算式を削ること。

<別表第2関係>

- ① 養殖共済を実施する組合のみ規定すること。
- ② 養殖共済を実施する養殖業のみを規定すること。

<別表第3関係>

- ① 特定養殖共済を実施する組合のみ規定すること。
- ② 特定養殖共済を実施する養殖業のみを規定すること。

<別表第4関係>

- ① 漁業施設共済を実施する組合のみ規定すること。
- ② 漁業施設共済を実施する共済目的のみを規定すること。